第20回中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会の配布資料を更新しました

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/015/giji_list/mext_00025.html

記事ページ本文

現在位置
トップ
>
政策・審議会
>
審議会情報
>
中央教育審議会
>
生涯学習分科会
>
社会教育の在り方に関する特別部会
> 中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会（第20回） 配布資料
中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会（第20回） 配布資料
1．日時
令和8年11月20日（金曜日）16時00分 ~ 18時00分
2．議題
新しい時代における社会教育の果たすべき役割(今後の検討の方向性)について
将来の地域社会の形成者としての子供を育成するための社会教育の在り方
新たな役割を踏まえた他分野と社会教育との連携方針について
その他
3．配付資料
【議事次第】第20回社会教育の在り方に関する特別部会 (PDF:81KB)
【資料1】本日の議題、論点について (PDF:336KB)
【資料2】中央教育審議会総会、生涯学習分科会及び特別部会における主な意見 (PDF:433KB)
【参考資料1】地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について(諮問) (PDF:451KB)
【参考資料2】地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について(審議経過報告) (PDF:1.1MB)
【参考資料3】コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会の開催について (PDF:249KB)
【参考資料4】地域づくりに資する関連施策の一体的推進について(令和8年5月28日 総務省地域力創造グループ地域振興室長、人材力活性化・連携交流室長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長通知) (PDF:218KB)
【参考資料5】参考資料集 (PDF:6.3MB)
【参考資料6】社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号) (PDF:429KB)
【参考資料7】教育基本法(平成十八年法律第百二十号) (PDF:204KB)
お問合せ先
総合教育政策局地域学習推進課
電話番号：03-5253-4111（内線2977）
メールアドレス：houki@mext.go.jp
PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。
Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

ページの先頭に戻る
文部科学省ホームページトップへ

中央教育審議会生涯学習分科会

社会教育の在り方に関する特別部会（第 20 回）

議 事 次 第

１．日　時：令和８年 11 月 20 日（金）１６：００～１８：００

２．場　所：文部科学省　3F2 特別会議室　　※WEB 会議併用

３．議　題：

（１）新しい時代における社会教育の果たすべき役割（今後の検討の方向性）について
（２）将来の地域社会の形成者としての子供を育成するための社会教育の在り方
（３）新たな役割を踏まえた他分野と社会教育との連携方針について
（４）その他

４．資　料：

資料１　　本日の議題、論点について
資料２　　中央教育審議会総会、生涯学習分科会及び特別部会における主な意見
参考資料１　地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）
参考資料２　地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（審議経過報告）
参考資料３　コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会の開催について
参考資料４　地域づくりに資する関連施策の一体的推進について（令和８年５月 28 日　総務省地域力創造グループ地域振興室長、人材力活性化・連携交流室長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長通知）
参考資料５　参考資料集
参考資料６　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）
参考資料７　教育基本法（平成十八年法律第百二十号）

資料１

第 20 回 中央教育審議会 生涯学習分科会 社会教育の在り方に関する特別部会
会議資料

本日の議題、論点について

議題１：新しい時代における社会教育の果たすべき役割（今後の検討の方向性）

教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第１条では、社会教育を含む教育の目的として、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とされている。

戦後に社会教育が出発した当時は、今後の日本社会にとって必要な人材像として「平和的な国家及び社会の形成者（旧基本法第１条）[1]」の育成を急務とし、そのために社会教育が培うべき能力として、基本的人権の尊重、平等、国民主権、科学的思考などの育成が進められた。

このことは、第一次米国教育使節団報告書において、成人教育につき、討論や話合いを重視する方法上の改革が示唆され、また立法当時の社会教育法第５条第１項であえて特記された「討論会」といった社会教育の方法や、「生活の科学化の指導のための集会の開催」といった内容にみることができる。

今後の社会教育の在り方を考える上で、次の点を明確にする必要がある。

- **現代的な課題を踏まえ、今後の日本社会、地域社会の形成者を育成していくために、社会教育として重点的に培うべき力は具体的に何か**

[1] 教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）【旧法】
（教育の目的）
第一条　教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

今後の目指すべき社会像については、過去の中教審答申や教育振興基本計画等において、「社会的包摂」、「共生社会の実現」、「持続可能な社会の実現」、「ウェルビーイングの向上」などの言葉で表されている。

また、地域には、防災、福祉、人口流出、少子化、孤立・孤独、担い手不足、地域のつながりの希薄化、障害者や外国人住民との共生などの課題が存在している。これらの課題が生じる背景に共通する要素として、社会的包摂や共生社会等の実現が不十分であることが考えられる。そのため、これらの課題に対し、審議経過報告で述べた社会教育を通じた「根本的な解決」を目指すとき、社会教育の様々な活動は、社会的包摂、共生社会の実現、持続可能な社会の実現、ウェルビーイングの向上を目的とすることが必要である。

言い換えると、地域社会の様々な課題の解決には、社会的なウェルビーイングの実現に向けて一層の取組が必要であることなどといった背景があり、社会教育を通じてその背景にアプローチすることが、目の前に立ち現れている地域課題の根本的な解決につながり、また、安心して暮らせる地域を実現することにもつながるものである。

これらを踏まえれば、今後の社会教育が広く培っていく力は、社会的包摂や共生社会の理念を基に、様々な地域の課題の解決に主体的に関わり、すべての住民のウェルビーイングが達成された社会の実現に寄与でき、地域において自分の役割や生き甲斐を見いだせる地域社会の形成者としての力ではないか。

このそれぞれの地域社会の形成者に求められる力としては、例えば、次のようなものが考えられるが、その妥当性についての評価や、この他社会教育が育むべき今後の社会の形成者に必要とされる力について、委員のお考えを伺いたい。

- **価値観の多様化に対する、将来の地域コミュニティを共に生き、担っていく社会的包摂の考え方と態度**

  多様な背景や価値観を持つ人々が共に生きる地域コミュニティの担い手として、社会的包摂の精神に基づいた共生社会の理念を身に付けることが重要ではないか。
- **地域ごとに異なる課題に対する、自ら地域課題を見つけて取り組む行動力**

  地域の将来を担う一員として、地域コミュニティに貢献する経験を通じて、地域への愛着や誇り（シビックプライド）を涵養し、地域課題を見つけ自ら取り組む行動力を育成することが重要ではないか。
- **AI 等の技術発展に対する適切な倫理観**

  今般の生成 AI のような新興技術等を、他者や社会への影響を考えながら適切に使いこなせるようにするため、人としての根幹となる価値観や倫理観（道徳意識）を育成することが重要ではないか。

議題２：将来の地域社会の形成者としての子供を育成するための社会教育の在り方

社会教育によって、地域住民のすべてが、将来の地域社会の形成者として必要な力を身に付けることが目標である。これは、子供から大人まですべての世代で必要なことである。

その中でも、子供は、この時期に育まれた力がその後の人生に大きく影響するとともに、これからの社会を長年にわたり担っていく存在であるため、特に重要である。

また、子供は自身で家庭や住む地域などの環境を選ぶことが難しく、周囲の環境に大きく影響を受ける。そのため、どのような環境にあっても適切な成育環境を確保するため、社会全体で支えていくことが必要である。

子供の成育環境という観点からは、社会教育には、次のような特長がある。

- **年齢や職業、障害の有無や外国人など多様な人々が関わり合うことができるため、共生社会の理念や地域のメンバーシップの意識を育てるのに適している。**
- **生活・文化体験や自然体験、社会体験などの直接体験や、そうした体験や経験に基づき自ら課題を設定して試行錯誤し、課題解決に取り組む探究については、学校教育においても取り組まれているところであるが、社会教育では、学校での学びを通じて芽生えた興味・関心を基に、地域における多様な体験や活動を通じて、その学びを更に深く探究していくことができる。こうした学校教育と社会教育の相互補完的な取組を通じて、子供たちの主体性や社会参画意識をより一層育むことが期待される。**
- **また、不登校の子供や日本語能力が十分でない子供など、多様な背景や状況にある子供については、学校教育に加え、社会教育も含めた社会全体でその成長を支えていくことにより、それ**

ぞれの状況やニーズに応じた多様な学びや活動の機会を確保することにもつながる。

そのため、これまでのように学校教育と社会教育とを別々に考えるのではなく、「こどもの最善の利益」のための教育を、学校・家庭・地域が相互補完的に構築していく必要があるのではないか。

その教育においては、将来の地域社会の形成者の育成のため、例えば以下のような教育活動を展開することが考えられるのではないか。

- **世代や国籍、障害の有無など多様な人々と学びを通じて交流する活動**
- **生活・文化体験や自然体験、社会体験などの直接体験**
- **地域の課題を題材にした探究的な学びと実践**
- **学校に行きづらい子供や日本語を学ぶ子供などが安心して過ごし、学べる居場所づくりと学習支援**

なお、こうした教育活動にあたり、何をどのように学ぶかについては、子供の意見を尊重し、子供の自主性・自発性を基にすることが重要であり、学校教育で育まれた興味・関心に応じ、子供自らが学びを深める体験活動や読書活動、探究的な学びの機会などを放課後や休日に確保し、将来の地域社会の形成者に必要な力などを育てることが重要ではないか。

さらに、こうした教育活動にあたっては、子供への教育を担う施策である学校教育と社会教育が適切な役割分担のもと相互に連携し、学校の負担にも十分に配慮しながら、地域全体で将来の地域社会の形成者となる子供を育成していくことが重要となるのではないか。具体的には、例えば以下のような学びの環境整備が考えられるのではないか。

- **それぞれの地域において求められる将来の地域社会の形成者の具体的な姿について、学校と地域が共有し、地域と学校がそれぞれの教育資源を活かしつつ効果的に育成していくための方策**
- **体験活動などの地域社会に関わる学校教育活動にあたって、地域の社会教育関係団体をはじめとした子供の教育に関わる団体等との効果的な連携を促進する方策**

このような視点が考えられるが、その妥当性についての評価や、この他に挙げるべき教育活動、環境整備について、委員のお考えを伺いたい。

議題３：新たな役割を踏まえた社会教育と他分野との連携方針

地域課題の解決に当たっては、対症療法的な対応では根本的な解決にはつながらない。地域住民の一人一人が地域社会の形成者として必要な力を身に付け、主体的・継続的に行動し、さらには地域住民同士が協力して取組を進めることで、現状の地域課題の根本的な解決や、新たな課題の発生の未然防止につながると審議経過報告においてまとめたところ。

例えば防災の取組では、次のような効果が期待できる。

- **地域課題解決の中心となる人物が、自治体が主催する研修会などの社会教育を通じて、共生社会の理念を理解し、誰一人取り残さず、一人一人を大事にする姿勢を身に付ける。**
- **その結果、高齢者、障害のある人、外国人など、災害時に特に支援が必要となる人にも十分に配慮するとともに、学校安全も含め地域社会全体での安全確保に留意した、地域の避難計画や避難所運営マニュアルが策定される。**
- **それにより、災害時に避難が遅れることや、避難生活の負担などで亡くなる「災害関連死」の防止をはじめ地域の防災力向上につながる。**

また、通常の避難訓練に参加するだけでは、住民が避難の手順を理解するにとどまる。これに対し、学校安全も含め地域社会全体での安全確保に留意しつつ、共生社会の理念に基づく避難計画に沿った避難訓練や避難所運営訓練の実施を含む地域の防災力向上の取組を推進すれば、計画を作った人だけでなく訓練に参加した住民も、訓練を通じて、支援が必要な人への配慮や助け合いの大切さを認識し、地域社会の形成者として必要な力を身に付けることにつながる。すなわち、避難訓練が、地域社会の形成者を育成する社会教育の場となり得る。

以上のような社会教育による効果を踏まえ、地域課題の解決と地域社会の形成者の育成に向けては、福祉等の他分野と社会教育との連携が必要である。そのためには、地域課題解決の取組の中で、社会教育が果たす役割を具体的に示していく必要がある。防災、防犯、人口流出、少子化、地域福祉などの各種の地域課題解決のそれぞれの取組において、社会教育が果たす役割として、具体的にどのようなものが想定されるか、より具体化した言語化を図るため、各委員におけるそれぞれの立場からの取組などを情報提供、発信いただきたい。

また、地域課題解決に向けた取組に社会教育が適切に組み込まれ、どの地域においても実施されるようにするためには、各自治体が法令に基づいて策定する各種計画（例：地域防災計画、地域福祉計画、総合計画など）に盛り込むなど、どのような制度的な仕組みが必要か。

資料２

中央教育審議会総会、生涯学習分科会及び特別部会（第１～19 回）

における主な意見（下線部は特別部会第 19 回における意見）

（社会教育全体、地域コミュニティにおける社会教育について）

生涯学習分科会

〇諮問の背景として、第４期教育振興基本計画に新たな教育の役割と社会教育の定義が示されたことが大きい。現行法で学校教育以外の組織的な教育活動と定義されている社会教育は、「学び」を通した人々の関わりやつながり、地域コミュニティの人的基盤を作るものとされている。臨時教育審議会の最終答申では、いわゆる学歴社会から学習社会への転換が示されたが、生涯学習の推進は個人の問題とされた。今般、新たな社会の在り方を考える上で、個人のウェルビーイングは生涯学習で考え、それを保障する社会・環境のウェルビーイングを社会教育が担い、互いに高め合う好循環が作られるという構造の中で、社会教育が捉え直された。社会教育人材部会では、社会教育の担い手として、社会教育主事や社会教育士を社会に実装・展開していく新たな方向性が示された。

〇超少子化社会や地域コミュニティの希薄化等の社会課題は、20 年前から文科省の様々な報告書に記載され、国民の危機意識もある。社会教育主事や社会教育士が、社会教育の観点から行政の縦割り機構の横串を通していく上で、目詰まりは何か検討が必要。また、社会教育という概念が国民や自治体職員に十分浸透していない。これらの課題を顕在化させ、目詰まりをどう取り除くか議論することが、必要な施策や提言につながる。

〇社会教育は、地域コミュニティにおけるセーフティネットとして、災害等の課題に即応できる仕組みづくりを可能とするノンフォーマルな学びであり、学びの場や機会の提供が重要。旧来の社会教育施設のみならず、例えば空き家等を活用し、地域の多様なニーズに即応できるプログラムを考え、まちづくりに貢献する活動の普及のための工夫を検討したい。

〇近年、地域貢献に意欲的な人が増えているが、子供がボランティア活動をする際に教員の引率が必要となれば、休暇中の活動は困難。社会教育士等が、子供の引率など教員に替わる活動も担い、子供や若者が地域のまちづくりに貢献できる仕組みづくりを議論すべき。

〇社会教育の振興には、学びたくなる空間・魅力的な場、デジタルの駆使による時間の融通、社会教育人材のコーディネート力による人々のつながり、社会教育人材の学校への配置を通じた社会教育と学校・地域コミュニティとの連携が重要。若い世代が基盤となり、学ぶ喜びを共有する地域コミュニティを育んでいく視点が重要。

〇社会教育が、関係部局の計画を踏まえた防災やまちづくりにも広がり、社会で学ぶ意識や、社会全体で子供を育て、自分も成長するという意識が高まっている。地域で学ぶことで社会貢献意識も高まり、広義の社会教育が展開されることに期待。

〇地域コミュニティの基盤を支える社会教育は、その実践と研究の本道であり、幅広いテーマの中でも人口問題が１つのポイント。Ｉターンや Ｕターンの条件には、自分がやりたいことを共に考えてくれる住民の存在がある。また、地域の基盤を支える人口の減少防ぐに

は、地域の経済循環を学ぶことで、高校生に地域の可能性に気づいてもらうことが重要。
〇第４期教育振興基本計画の柱の１つとして日本社会に根差したウェルビーイングの実現が掲げられているが、社会教育の現場の受け止めには温度差があり、それぞれの地域の価値観を考えることができる場が求められている。

社会教育の在り方に関する特別部会

【第１回】
〇社会教育においては担い手論が不十分だった。今回の諮問では、担い手論から社会教育の在り方を見直していく方向性も示されており、新しい社会教育の姿の模索を期待。
〇目標達成からプロセス重視の社会へと変化する中、人が幸せを感じるのはプライドや当事者性、自己有用感が尊重されながら生活をプロセスとして持続していくことであり、これを行政的に支えることが求められている。社会教育は自治の基盤を耕し形成する営みであり、一人一人が主役として活躍できる社会の基盤を整備するといった観点での議論を期待。
〇地域振興は、地域で暮らすために地域課題を解決し、世代を紡ぐことである。その実現方法の一つが社会教育であり、継続性・発展性、人に焦点を当てた振興策であることが有用。
〇地域づくりとは、人口減少下においても地域でウェルビーイングを追求する枠組であり、その実践は、人材創生、コミュニティ創生、しごと創生の一体的・内発的発展である。公民館活動が活発な地域と地域運営組織（RMO）が活発な地域は相関しており、人材創生はコミュニティ創生につながっている。しごと創生といかに結びつけるかが重要。
〇公正で民主的な社会とは、ハード・ソフトの資源を相互に分配し合うことで、誰もがありのままの自分を認め、他者や社会に対し基本的信頼を持ち、自分も社会の中で何かができる、希望を持っていいと思える、温かでウェルビーイングを保障する社会である。社会教育は、こうした公正で民主的な社会の基盤となる重要なものである。
〇地域が自発的に環境改善や人づくりに向かうには、担い手不足が課題。社会教育活動・人材は地域コミュニティの補強に期待でき、首長部局と教育委員会の垣根を越えた人づくりや活動づくりができるとよい。
〇社会教育の枠組や実態は自治体ごとに大きく異なることを前提に、その方向性を模索する必要がある。社会教育主事や社会教育行政の制度を維持する自治体を応援しつつ、社会教育士の枠組のように、社会教育的なものを人がつなぐモデルも重要。
〇学校教育を良くするためにも、地域の基盤を支える社会教育は重要。
〇社会教育の定義は多様であり、行政内部での位置付けが分かりにくい。民間同士での具体的な人材の活動イメージや地域課題の把握も困難。
〇地域課題の解決に資するような新たな社会教育、公民館の事業が展開できないか。

【第２回】
〇ウェルビーイング社会の実現には、個人を尊重しつつ他者や社会のために何ができるか考えることや、他者に対する寛容な視点を持つことが重要。社会教育は「場のウェルビーイング」に向かい、共有意識や信頼関係を醸成し、人々をつなぐ役割を持つ。社会教育によ

り、教育現場を含め、様々な形で地域のウェルビーイングが充実する。
〇人々の満足度や幸福度は、コミュニティに参加し活動することで向上すると考えられ、そこには社会教育的な考え方や運用が不可欠。公民館は地域住民が自ら決定・実践する地域自治の実践の場として有効。社会教育をコミュニティ政策の基礎に位置付ける視点も重要。
〇多様性を考える上で、マイノリティだけでなく、今後増えていくと予想される単身世帯も含めて「場」を開き、ウェルビーイングにつなげる必要がある。人権教育だけではなく、地域の個々人の暮らしぶりを互いに共有し、相互理解を深めることが課題設定の第一歩。
〇地域コミュニティの基盤としての人々の存在や関わり合いをどう捉えるかという論点から、社会をどう捉えるのかにつながる議論を通じて、新しい社会教育の在り方が見える。
〇人々のつながりが希薄化する現代において、人は人との関係の中で生きていかざるを得ないという原点に立ち返る必要がある。目の前の、あるいは自分と似た他者だけでなく、少し距離のある他者の存在にも思いを馳せ、自らの人生にどう取り込んでいくかという感性を育むことは、ウェルビーイングの根幹にある。防災や地域福祉をはじめ、多様な他者が互いに支え合いながら形成してきた地域社会は、それらの実践の場である。
〇社会教育はサービスとして消費されるものではなく、多様な価値観の中で将来に向けてお互いに信じて任せられる関係性を作り出すこと、そのような人々を育成することと関わる。
〇多様性に富んだ地域では、様々な立場の他者の考え方に耳を傾け、相手の心をケアする精神を育てることが重要であり、社会教育の中に対話の場を増やしていくアプローチが必要。
〇地域のウェルビーイングを実現するためには、多様な全ての人々が活躍できるような地域づくりが重要であり、社会教育を通じた対話と想像力を働かせることが必要。
〇生涯学び続け成長する自分を追求すること、それを支える地域や学びの場が保障されていることがウェルビーイングに不可欠。住民の多様なニーズに応え、学びたいことが身の回りに沢山ある環境を整えることは自治体の役割である。その際、誰一人取り残さないという観点では、障害者、外国人に加え、居住地や環境による不利をいかに克服するかも重要。
〇公正で民主的な社会の形成には、行政のボトムアップ（経済的、物的な基盤整備に加え公正の価値を普及するソフトな基盤整備）と再分配が必要。人権の尊重を行政が下支えする意味で、社会教育行政を振興すべき。
〇地域コミュニティ政策における合意形成では、対話を通して納得を引き出すことが重要であり、社会教育の考え方が有効。社会教育と地域コミュニティ政策の境界は曖昧であり、両者を広く捉える考え方が必要。
〇社会教育施設が首長部局所管のコミュニティセンター化する流れがあるが、社会教育の観点が地域コミュニティ政策から失われると、人づくりの側面で弊害が現れる。多様な人が学び続けながら、その成果を地域に還元する方策について検討することも必要。
〇子供に関わることへの地域住民の興味・関心や協力意識は高い。コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を推進し、大人の学び場や地域の対話の場として機能させることは、社会教育の推進方策として有用であり、地域コミュニティの基盤強化にもつながる。
〇地域主体のまちづくりを推進する一方、都市部でも地域コミュニティの衰退は顕著。地域防災、子どもの居場所、障害者・外国人との共生等、多くの地域課題を解決し、多様性と

共生社会を実現することが必要。社会教育やその施設は、人々が互いに「学びあう」「対話する」「つながる」場面で水平の関係性を持ち、学校、地域、コミュニティ、ひいては社会と繋がらない、繋がりにくい人と関係を繋ぐ大きな可能性を持っている。

【第３回】

〇地域づくり、社会教育においては、早急な課題解決を目指すのではなく、課題解決に至るまでの試行錯誤の時間を投資と捉え、住民が主体的に参画するプロセスを重視すべき。

〇地域づくりには、公民館等の物的な場所も含め、多世代の地域住民、移住者、関係人口等の多様な主体が地域内で混ざりあう場が必要。

〇地域づくりを行政サービスとして提供することで、住民が受け手となり、地域や生活に対する主体性を失っていく例もある。住民の生きる意欲や地域への誇りは、人々の関わりやつながりの中で育まれるものであり、そうした関係の土壌を耕しておくのが社会教育。

〇行政としての地域づくりへの取り組み方は、首長の方針による部分も大きく、まずは首長が社会教育人材を活用した地域づくりに向かうための仕掛けづくりとともに、首長部局の担当部局が社会教育人材と連携して地域づくりを進める仕組みの構築が重要。

〇自ら地域づくりの計画を決定する首長と、首長による決定を望む住民との間では対話が生じない場合も多いが、住民の納得が得られる地域づくりに向けた対話の機会を設けるよう、首長が意識を変えていくことも必要。

〇自発的な地域づくりの仕掛け作りが生じるような空気感の醸成が、首長に求められる。

〇自治体の社会教育担当部局は、本部会で議論する地域づくり、ウェルビーイング、共生社会等の大きな理念とは異なる社会教育観の下、事業を運営している。社会教育の具体的な役割について、自治体に即した表現で言語化する必要がある。

〇地域づくりや共生社会、ウェルビーイングの実現は社会教育行政固有の目標ではないため、社会教育の「学び」にこそできることを意識した仕掛け作りを考えていく必要がある。

〇各地域の地域活動について情報共有ができるプラットフォームづくりが必要。

【第４回】

〇地域コミュニティに資する社会教育を目指す中で、学習やその支援が手段として位置付けられることをどう考えるべきか。

【第５回】

〇社会教育は地域コミュニティに「楽しさ」をもたらし、様々な地域コミュニティ政策を地域に定着させることにも寄与する。

〇社会教育人材の地域づくりにおける有用性が首長部局に理解されるよう、まず教育委員会において、学校と地域の連携や子供に対する支援等に積極的に活用していくことも重要。

〇社会教育には、学びたいことを安心して自由に学べる土台があった上で、つながりづくりやウェルビーイングの実現、社会課題の解決につながっていくという考えも必要。

〇文化・スポーツに関する事務を首長部局に移管した自治体において、首長部局側が社会教

育的な要素をどのように捉えるのかという視点も重要。
〇地域コミュニティづくりに携わる者に対し、社会教育の魅力や概念を積極的に発信すべき。

【第６回】
〇現在議論している社会教育の概念は、首長部局で取り組んでいるまちづくり等の施策と近しい印象。議論が矮小化しないよう、現代の地域で起きていることをもとに考えるべき。

【第 17 回】
〇地域コミュニティの「機能低下」「当事者意識の低下」「家庭の教育機能の低下」という表現は、過去の地域コミュニティが必ずしも肯定的なものではなかったことや、現代における人権意識の向上、多様性や共働き家庭への配慮といった観点も踏まえ再検討すべき。
〇事業の実践の場で教育委員会と首長部局が一緒に取り組む機会を作れるとよい。
〇人づくり、つながりづくり、地域づくりの観点から、社会教育と学校教育が密接になっている。探究も含め、地域学校協働活動推進員が社会教育士を取得しやすい仕組みを教育委員会が作るような文言も入れるとよい。
〇全ての人々が自ら学びながら役割を果たし、助け合う関係を築きながら社会基盤を作ることが改めて求められてきている中で、社会教育が捉え返されてきている。
〇社会教育の実践をフィードバックし、研究者の研究成果を現場に還元するという往還関係の形成を答申にも反映し、新しい社会構想につなげていくような流れを作れるとよい。
〇昨今の国際情勢は不安定であり、国家間の関係の変化や災害の頻発が多くの人々に不安を与えていることを踏まえ、最も厳しい状況を想定することが社会教育を考える上でも必要。
〇「AI の普及状況が…与える影響」も、学校教育と同様に重要な課題の位置づけるべき。
〇答申では中長期的な視点で推進体制や研修の在り方についても検討されている必要があり、そこで重要な役割を果たす社会教育実践研究センターの体制強化について議論すべき。

（社会教育人材について）

社会教育の在り方に関する特別部会

【第１回】
〇社会教育には人々の社会参加が必要であるため、社会参加に困難を抱える人々の声を汲み取り、全ての人々をエンパワーメントしながら声を流通させることや、一定の専門性を持ち、地域づくりに向けて人々の声をコーディネート、ファシリテートする者の存在が重要。
〇社会教育人材は、人々に活動への参画を促し、その存在が活動を活性化させる触媒のような役割を担う。子供の頃から社会教育の楽しさを知り、将来社会教育に関わりたいと思うような人材を育てる道筋を作れるとよい。
〇サイレントマジョリティ、サイレントマイノリティと地域コミュニティの接点を作るには、当事者意識や主体形成が難しい場合もあり、社会教育人材に、ファシリテーションも含め

てのプロモーター―の役割も発揮して欲しい。
〇社会教育主事、社会教育士と同様の力を持つ人材を広く育成する方法も検討すべき。
〇コミュニティ・スクールと地域学校協働活動は、地域コミュニティの基盤を作る機能を果たしており、その一体的推進を図るために社会教育人材が必要。
〇地域と学校の協働を担うコーディネーター人材が育っていない、学校と地域のミスマッチが起きている地域もあり、社会教育による地域学校協働活動を推進する人材の育成が必要。
〇地域と学校の協働に対し、地域側と学校側で温度差がある場合が多い。教員が社会教育の視点を学ぶのか、地域と学校の協働に更に活躍できるよう社会教育士の位置付けを高めるのか、教員の負担感にも留意しながら、いかに地域と学校をつないでいくか議論が必要。
〇社会教育に関する人材を育てていくというより、実際に社会で活躍する人材が社会教育を学び、その裾野拡大を担っていく。外国人住民と地域、地域住民のつなぎ手としても重要。

【第２回】
〇社会教育はコミュニティ政策の基礎であり、社会教育人材は首長部局の職員も含め行政に対し有益。社会教育主事講習へアクセスしやすい環境を整え、参加者を増やす必要がある。
〇持続的なウェルビーイングの場づくりには多様性が重要。多様な地域住民が他者を尊重し、個々人が力を発揮し、ウェルビーイングな地域社会を共に作っていくため、社会教育の担い手には人権の視点が必要。
〇社会教育人材には、地域にとって実際に必要な学びとは何かを理解していることも必要。
〇ウェルビーイングの実現や地域づくりなどの社会教育の効能や成果を意識し、合理的に支援・関与する仕掛け人の側面と、成果にとらわれず活動のプロセス自体の楽しさや居場所としての組織や場づくりを促す人の側面の両立にこそ、社会教育人材の専門性がある。
〇行政や社会教育人材がまちづくりの中心となり、関係者のつながりや対話の場をつくることで、社会教育活動や地域活動がより活性化する。こうしたつながりや対話の場で、それぞれの活動や地域の現状を共有し合うことで、より包括的なまちづくりや地域福祉にも結び付く。対話の場への参画のきっかけづくりを担う社会教育人材は、今後一層重要になる。
〇人や組織を育て、地域の内発的発展を支えるというコーディネート機能は、活動として見えづらく政策評価に馴染みにくい。社会教育人材の重要性を打ち出し、行政が支えるためには、活動の見える化や、政策評価の視点について検討する必要がある。

【第３回】
〇地域づくりの実践を支えるプロセス・マネジャーには、時と場により異なる地域課題に対する解答そのものの探求ではなく、解法の習得が求められており、社会教育人材も同様。
〇社会教育人材が地域コーディネーターとして地域資源を掘り起こして学校とつなぎ、多様な人々や団体もつなぐことが、子供たちの学びの充実のためにも求められている。
〇特に市町村の社会教育主事の配置率は低い水準が続いているが、社会教育主事がプライドを持って様々な活動に取り組めるよう、地域の社会教育士や民間・NPO で活動する者など、多様な主体と連携して活動できる仕組みを検討することも必要。

〇はじめから地域づくりなどの公共性ある目的を掲げるのではなく、遊びや居場所、余暇等に住民が関わり、結果として無意識に地域づくりに貢献していくような仕掛け作りが重要であり、そこに社会教育人材の専門性がある。
〇地域活動の重要性を社会教育の観点から論理的に説明できる人材として、行政が各地域や学校に社会教育士を配置する取組も有効。
〇学校と地域の連携の観点から、地域づくりを支援する人材を段階的に育成するとともに、社会教育主事や社会教育士が統括的な位置付けで各地域の伴走支援を行う仕組みも必要。
〇社会教育人材は人の暮らしと生活の基盤を支えるヒューマンインフラストラクチャーであり、無意識の固定概念にとらわれず、今どのような人材が必要なのか、多様な人々に寄り添うためには何が必要なのか、人権の観点も含めて考えていくことが重要。
〇地域づくりにあたり、現在の地域課題を見つめ直し、複雑な状況を踏まえて取り組むことが重要であり、そのための本音を出し合える場づくりに社会教育人材の専門性が役立つ。
〇地域づくりのプロセス・マネジャー型人材として、NPO などの中間支援組織が重要とされているが、まずは基礎自治体においてしっかり議論していくことが必要。
〇地域づくりの専門人材として、各省庁の政策の中で既に存在する様々なコーディネーターと、相互に乗り入れるための条件はあるか。地域人材政策の横割り化を意識・検討すべき。

【第４回】
〇年齢や役職により社会教育主事の活躍の在り方は変化するため、地域において求められる役割を踏まえた発令要件の設定や、その成長を支えるキャリアデザインが必要。
〇特に市町村では、教育専門職としての社会教育主事を孤独にせずにチームで活動できるよう、社会教育主事補を含めた複数配置や、相談役となる社会教育主事経験者の活用が必要。
〇これからの社会教育主事には、自ら変化を牽引する存在ではなく、その人がいることで地域の新たな活動が始めやすくなるような存在であることが求められているのではないか。
〇社会教育主事の役割として、例えば
- 社会教育計画の策定に社会教育委員とともに関与し、専門性を発揮すること
- 首長部局の協働領域において、求めに応じて指導・助言すること
- 地域の社会教育士のつながりを構築し、コーディネート・ファシリテートすること

などが明確になるとよい。
〇社会教育士のネットワーク形成のため、全国の社会教育士の所在や特長を一覧化したデータベースが整備されるとよい。
〇現在の社会教育主事講習のカリキュラムは、行政の専門職育成を前提としており、社会教育士を目指す新たな受講者層のニーズとの間で講習内容にミスマッチが生じやすく、様々な分野での活躍を念頭に置いた社会教育の裾野の拡大に対応できていない。
　社会教育士として地域の学びの支援に必要な学習内容（１階）を土台に、社会教育主事として地域全体の学びをオーガナイズするための学習内容（２階）を設ける２階建てのカリキュラムに再構築してはどうか。その際、社会教育士が行政と連携できるよう、１階部分には社会教育行政に関する学習内容が必要。

さらに、社会教育士の取得後、例えば「子ども・若者の学習支援」「地域と学校の協働」「障害者の学習支援」等に特化した専門的な学びの機会もオプションとして考えられる。

〇社会教育の裾野拡大を強調し社会教育行政を積極的に再編する方向性が、社会教育主事制度を中心とした伝統的な枠組みの解体につながらないよう留意する必要がある。

〇社会教育主事講習の受講者を広げるためには、働きながら受講できるよう、短期間の集中的な講座に加え、休日・夜間に受講できる機関の拡大に向けた支援が必要。

〇社会教育主事が任用資格・発令による職であることを踏まえると、社会教育に一定の理解を持つ社会教育士が、様々な立場で同じ方向を見ながら活躍できる環境があるとよい。

〇首長部局に社会教育主事を配置するには、講習の受講負担が大きく継続的な資格保有者の育成が難しいことが、社会教育主事の必置を実現する上で課題。社会教育士を有する外部人材を、任期付きで社会教育主事として任用するといった手法なども考えられる。

〇社会教育主事や社会教育士が、行政や地域において複数で民主的に活躍できる場を、首長部局側でも作ることで、その有用性や価値を高めることができる。

〇既に各分野の専門性を持つ首長部局の人々に、社会教育主事講習の受講機会をいかに広げていくかも重要。

〇子供が自身の生き方を見つけていく上では、学校外で地域の多様な人々と交流しながら学ぶことが重要であり、社会教育主事や社会教育士には、学校と学校外の体験、活動の場を橋渡しし連携させる役割が期待される。

〇地域学校協働活動に関わる人材が社会教育に関する知見を有していると、学校と地域がより効果的に連携できている。社会教育主事講習を受講しやすくすることで、社会教育士を有する教員や地域のコーディネーターを増やし、社会教育主事が地域の社会教育人材をネットワーク化する要となることが必要。

〇社会教育主事講習の修了後、さらに実践的な学びを積み重ねることができるよう、行政や民間において行われる講座等を受講しやすくなるような仕組みを検討してはどうか。

〇社会教育の考え方や手法の浸透により、マイノリティとなりやすい人々の活躍の機会を地域社会に創出することができる。

〇社会教育主事が一般行政や社会教育士と連携し、地域住民が自治を展開し、その上で行政の効率化が進めば、社会教育主事は引き続き重要な役割を果たすことができる。

〇社会教育が自治体によって多様な中、社会教育主事の必置規定により守られてきたものは大きく、社会教育主事講習を含め、改めてその意義を考えていく必要がある。

【第５回】

〇社会教育人材は民主的で公正な社会づくりの中心となるため、人材確保への支援策が重要。

〇専門性に応じた社会教育士の複数種類の設置、自治体の行政部局以外の公的機関での採用促進なども、子供・若者の育成支援に携わる社会教育人材確保のために有用。

〇社会教育主事が現場経験で身に付けたスキルが可視化され、豊富な経験を持った者が新しい社会教育人材を支えるといった関係性が構築されるとよい。

〇地域全体の社会教育行政を推進する役割の形骸化に至らないよう留意しつつ、社会教育主

事が地域全体の学びのオーガナイザーとして活躍する多様な配置事例を示すことも重要。
〇地域コミュニティの基盤の再構築には、社会教育主事の配置や派遣が必要。教員不足の今、学校籍でない者の社会教育主事への任用を前提に、その養成についても検討すべき。
〇地域おこし協力隊や集落支援員などの既存の制度の活用などにより、福祉、防災、地域づくりや地域生活支援など、様々な場で社会教育士が活躍するモデルを作ることができる。
〇ライフステージの各段階での社会教育への参画により、自治を営む力が育まれ、地域コミュニティの形成にも関わりうるため、切れ目なく社会教育に参画する流れが重要。

【第６回】
〇社会教育人材に必要なスキルは、例えば地域おこし協力隊などの地域の支援人材に共通するものであり、将来的には社会教育士として必要な学習内容（１階）の上に、各省庁の様々なコーディネーター施策に関係する専門的な学習内容（２階）を設けることも考えられる。

【第９回】
〇社会教育人材には各地域固有の課題や、優先度の高い課題を分析し、その分析に基づいて情報を収集・活用して解決に導く能力が求められる。

【第 16 回】
〇社会教育人材の活用にあたり、都道府県がネットワークの中心を担い、市町村が地域の実情に応じた講習を企画することが望ましい。

【第 17 回】
〇社会教育士・社会教育主事に必要な専門性について、従来用いられてきたコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力といった表現が独り歩きしている。 コミュニティ形成 、PDCA サイクルを回す能力、課題の認識・解決、地域資源を新たに発見する目など、専門性の捉え直しが必要。
〇社会教育士には、教育政策の動向を伝えると同時に、多様な存在と価値を尊重し得るような社会動向を理解し、子供・若者の選択肢の拡大を保障するといった専門性があるとよい。
〇強みのある社会教育士としてそれぞれの強みを発揮していけるとよい。
〇ファシリテーションという言葉を使うにしても、場を回すといった技術的な側面に収れんせず、社会教育らしい学習のための場を作っていく上での考え方といった側面が重要。
〇主体形成自体を学ぶことが重要。主体性の涵養、楽しさの醸成に関し、心理学上の基本的欲求を学び、社会教育特有の主体形成の手法を事例研究も重ねながら学ぶ機会が重要。
〇社会福祉士が身に付ける、地域を見立て、そこにどのような地域資源があるか評価する一連のアセスメントの手法（コミュニティソーシャルワーク）も有効活用できる。
〇従来のファシリテーション、コーディネート等も含む持続可能な活動体制や、チームを長期的に作っていく観点から、チームビルディング手法も今後学ぶべき。
〇地方創生では、各地に派遣される地域活性化伝道師のノウハウが移転・活用されている。

社会教育においても「社会教育士」を表現的にかみ砕いた、かつ公式の地位があるとよい。
○社会教育においても、多様な一人一人と向き合うという人権感覚や多様性への理解、こども基本法で示された子供たちの権利といった視点が位置づけられるとよい。
○全国各地で社会教育士の講座が増えていった際に、各大学・各県の特色に応じた強みを打ち出せると、全国で多様な人材が生まれやすくなる。
○社会教育士はキャリアにつながらない、専門性や信頼性が認知されていないと感じる。認知が進めば、大学、企業、NPO、自治体等において社会教育士の優先的配置が進む。
○社会教育士と教育委員会等の連携にあたり、例えば自治体との受皿の仕組みや協議体の形成等により、責任と役割の明確化についても検討すべき。
○社会教育人材は地域で起きていることを把握し、地域の社会資源とつなげながら、一緒に解決を考える人であってほしい。
○国際交流分野で専門的に活動する人に社会教育士の資格を取る機会があると、双方によい。
○行政関係職員等の研修所である JAMP（市町村アカデミー）と JIAM（全国市町村国際文化研修所）で社会教育士講習が実施できると効果的で、全国規模の情報・意見交換も可能。全国の社会教育士の分野別活動リストがあれば、公民館等の事業企画時の参考になる。
○つなぎの支援はアウトカム指標としては分かりにくい。社会教育士の働きが、最終的にどこにどうつながっていくのかを可視化する仕掛けも必要。
○課題解決型より前向きな、ウェルビーイングの増進等に具体的に携わる取組とすべき。
○社会教育士には、地域が動き出す前は当事者意識醸成を支援する力、動き出した後は地域伴走力が求められる。前者では、住民の交流や共同作業を通じて、問題解決のため試行錯誤を重ねながら前向きな思いを掘り起こすことが重要。後者は、あくまで地域が主役である前提に立ちつつ、地域と一緒に考え、持続性を持って伴走することが重要。
○社会教育と地方公共団体の首長との関係強化が今後重要となるのではないか。
○社会教育士が公民館主事となり、公民館で働き続け生活できるのかについても考えるべき。
○社会教育士、主事の定義の法的な位置づけを見直す必要がある。社会教育士は各分野の専門性を前提とした形で規定すべきか。
○社会教育士について、社会教育法の自治体の社会教育行政に関する規定で言及すべき。
○社会教育主事は、人権や民主主義等の価値を認識しながら社会基盤を作る実践を現場で展開するための指導助言や、一般行政との連携により、その基盤を作り出す役割を担う。
○社会教育士は社会教育的手法で学びをオーガナイズし、社会に学びを埋め込むアクター。
○個々の子供に合った社会教育の実現には、社会教育人材が常に状況を観察し、それに応じて意思決定していくことが必要であるため、PDCA、OODA ループ等も学ぶ必要がある。

【第 19 回】
○公民館職員の専門性を示す仕組みが不十分。社会教育士の配置有無で違いもあるため、公民館への社会教育士配置に関する議論を確認したい。また、フォローアップ研修も重要。
○社会教育人材の育成は、市町村、都道府県、国が各々の役割を踏まえて進めることが重要。オンライン学習は重要だが、高い専門性を身に付けるには対面での学び合いや人間関係づ

くりも重視すべきであり、既存のネットワークを基盤にさらなる連携を図りたい。
○社会教育士が資格取得に意義を感じられる環境が必要。学び合いやつながり合う場をつくる力は、地域活動に限らず共生社会や孤独・孤立対策、企業等の様々な場面でも生かせるものであり、そのような実践の場につながっていくことが重要。
○社会教育の裾野拡大は自治体にとっても重要。首長部局との連携について検討する中で、社会教育主事の位置付けについて議論することが必要。また、導入的な講習やフォローアップについて、大学や都道府県、市町村の役割分担も整理すべき。
○社会教育士制度が広がり、地域社会教育主事とも言うべき人材が育ってきたことに大きな意義を感じる一方、旧制度で社会教育主事資格を取得した人材が社会教育士につながりにくい状況があるため、地域で活動する経験者の実績も踏まえた仕組みを検討してほしい。

（青少年教育指導者等について）
社会教育の在り方に関する特別部会
【第 13 回】
○青少年教育指導者の養成や資質向上のため、大人の教育的観点からだけでなく、学校等の管理のない環境で子供が自発的に活動し、次第に教育として質が高まることが重要。
○国立青少年教育振興機構が行う指導者養成講座については、これからの子供に求められる学びに対応した内容を取り入れることが必要。
○青少年教育施設の指定管理を行う企業など、青少年教育活動に関わる民間企業や団体が社会教育主事講習を受講することは、社会教育の専門性を身につけ、提供する体験活動の質を一層高める上で有効。
○青少年教育施設では、職員が青少年の意思を尊重し寄り添うことで、活動を支えている。

（若年層の社会教育への参画について）
社会教育の在り方に関する特別部会
【第３回】
○行政部局の縦割り問題に加え、社会における年齢割りもあり、若年層の社会教育への参画を広げるためには、多世代を混ぜ合わせるような活動が重要。
○地元で地域のために頑張っている人々の姿を見ることが、若年層が地域のために何かしたいと考える要因の一つであり、行政もそうした活動を理解し、味方になることが必要。

【第４回】
○高校のカリキュラムへの総合的な探究の時間の導入もあり、特に高校生が積極的に社会に関わる場面が増えた。高校生を対象に、地域づくりや社会教育に興味関心を持てるようなプログラムを、e ラーニング等を活用して提供することで、若年層のこうした取組を支えるとともに、将来社会教育に関わる裾野を広げる契機となる。

〇社会教育士が担っている、地域の様々な主体をつなぎ、学びを通じて地域活性化を図る役割は、高校の探究学習において身に付ける学びとも共通する。若年層に対しては、探究学習の先にあるものとして社会教育を示すと分かりやすい。
〇企業・行政等の採用において、社会教育士の称号が加点要素となる仕組みも有効。

【第５回】
〇若者と社会教育の関わりは、体験活動や学校と地域の連携に関することが多いが、若者による地域のつながりの維持にも資する形で、様々な社会教育活動を展開できるとよい。

【第６回】
〇若者は図書館、博物館、青少年教育施設等の社会教育施設の利用や子ども会活動など、社会教育に触れる機会はあるが、それを社会教育として認識するきっかけは少ない。
〇若者が「社会教育」や社会教育人材と出会う機会、主体的に地域活動に挑戦できる環境が必要であり、社会教育人材が信頼できる大人の伴走者として活動を支えることが重要。
〇学校と地域の連携・協働の実践の場であるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に加え、居場所づくり等の子供・若者支援における社会教育施設の活用も有効。

（外国人を含む共生社会の実現について）

総会
〇人口減少の中、経済成長に向けた労働力確保のため、外国人の活躍に向けた環境整備として質の高い日本語教育が重要。法的な枠組みができたところ、さらなる環境整備やそれを通じた地域コミュニティにおける外国人とのつながりの強化を期待。

生涯学習分科会
〇外国人など社会的弱者を包摂し、豊かな価値を持つ社会を実現する社会教育を考えるべき。
〇昨今、子供の貧困、特に体験格差が拡大し、その解消に向けた社会教育の取組が行われる中、外国人等の情報弱者が孤立しやすい現状も踏まえて社会教育の在り方を考えるべき。
〇地域の図書館が外国人市民の学びの場や居場所となっている海外の事例がある。日本語学校が都市部に集中しているところ、移民を含め外国人の学習機会の保障に身近な社会教育施設が活用できる。その際、外国人が学習者にとどまらず、主体的に運営参加・社会参加できるよう支援すべき。また、社会教育関係職員の養成段階から、マイノリティのニーズや、円滑なコミュニケーションのとり方について扱うべき。
〇子供・大人両方にとって地域で共に学ぶ環境が重要。学校に社会教育人材を配置し、保護者を含む若い世代のコミュニティが基盤となり地域全体のコミュニティを育む視点が必要。
〇現役世代には公民館に行く時間的余裕がない。育児中の保護者と小中学生に社会教育の柔軟性や面白さを経験してもらい、仕事や子育てが落ち着いたら地域で活躍してほしい。

社会教育の在り方に関する特別部会

【第１回】

〇多様な社会変化の中で、外国人住民の視点が社会教育の中に入ってきたことは意義深い。在留資格の制限や文化・習慣の違い等、外国人の視点に想像力を働かせ、自分事にする中で、ウェルビーイングを実現するような社会をいかにつくっていくか検討すべき。

【第２回】

〇まずは日本人に、外国の文化や言葉への理解を深めるよう社会教育の中で働きかけるべき。

【第３回】

〇民主的で公正な共生社会の形成に向けて社会教育行政・人材が果たす役割に、困難を抱える人々が対話の場に参加する機会の保障、そこで安心して声をあげられる空間作りの仕掛けなどがある。

〇各自治体において、教育委員会所管の公民館と首長部局所管の国際交流協会が連携することで、外国人と地域住民の交流活動が活発化する。

【第４回】

〇公民館における日本語教室を社会教育主事がコーディネート・ファシリテートする事例等も増える中、社会教育主事講習等は外国人、障害者等の多様な視点を持てる内容とすべき。

【第５回】

〇青少年教育は格差解消・拡大両方につながる。公の取組が格差を広げないよう留意が必要。

【第８回】

〇外国人住民が地域の担い手として活躍する地域づくりには、彼らと地域をつなぐ存在が必要。地域の状況に応じたウェルビーイングのデザインが社会教育人材に求められる。

〇共生社会実現のための社会教育の取組は量・質ともに不十分。社会教育関係者は、社会的に排除されやすい人々の存在が社会教育の本質的課題を提起していることを意識すべき。

〇社会教育の役割は、障害者や外国人等、困難を抱えやすい人々が意見表明する環境を作り出し、その意見を社会教育人材や地域住民の協力により広く流通させたり、対話を通じて公的な意思として提示したりすることで、社会参加とその過程の学びを促すことである。

〇地域社会における外国人との共生には、社会教育に加え日本語教育施策の推進も必要。

〇障害者や外国人のための社会教育施策の推進にあたり、例えば社会福祉協議会や国際交流協会と公民館の合同事業によって、地域における意識や文化、風土を変えることができる。

〇防災訓練や就労支援など、障害者や外国人も対象とする事業の実施主体をつなぐ役割を社会教育人材が果たすことで、社会教育の意義が様々な場面で実感されるようになる。

〇異なる目的を持つ健常者と障害者が共に活動することで、共生社会を超え、一緒にいる状態が普通の社会を目指すべき。

〇障害者や外国人を対象とする社会教育の取組が少ない現在、好事例を積極的に発信し、共生社会の実現が全ての人に必要な課題として認知される必要があり、そのための手法としてコミュニティ・スクールや地域学校協働活動が有用。
〇外国人との共生社会の実現には、従来教育において扱われることの少なかった宗教や生活様式等に関して理解を深める取組が必要であり、社会教育の観点からも取組強化が重要。
〇外国にルーツのある子供や障害のある子供に係る課題については、学校だけでなく地域や保護者も巻き込みながら課題を共有し、取組を進める必要があり、社会教育人材、地域学校協働活動推進員や地域連携担当教員も包摂性の観点を持つことが必要。
〇社会教育において日本語教育を行う際、学校での初期指導や、キャリアアップのための専門的な日本語教育をつなぎ、補完する役割を担っていることに留意し、連携を図るべき。
〇共生社会の実現のために行われるもの以外も含め、社会教育全体が全ての人にとって開かれたものとなっているかという点についても同時に見つめ直すことが必要。
〇生活者としての障害者や外国人を巻き込んだ施策の推進にあたり、防災活動を基盤に福祉や経済等の活動を加えることや、外から来た者の方が地域資源に気付きやすいことを踏まえた実践活動を重視することも必要。
〇障害者や外国人が周囲に助けを求められる環境があるか見つめ直すことも、地域における共生社会について考える上では重要。
〇日本語を母語としない人の存在も念頭に、非言語的な交流や共生を基本に考えるべき。

（デジタルの活用について）

生涯学習分科会

〇デジタル活用による様々な時間帯での活動が、地域でつながり合う機会をもたらす。
〇子育て世代には外出にも壁があることなどから、現役世代に対しては SNS 活用が有効。

（関係機関との連携について）

生涯学習分科会

〇持続的で実効性ある社会教育に向けて、個人の熱意やボランティア精神に過度に依存せず、参加者各々がメリットを感じられるよう、地域での学びを持続可能なものとすることが重要。総務省をはじめ関係省庁を巻き込みつつ、予算確保も含めた対応が必要。
〇首長部局においても、学びを基本に据えた行政課題解決のための取組への意識が強まっており、社会教育が積極的に提案を投げかけることで多様な事業が生まれる。こうした協働の学びの場を社会教育側から、特に社会教育主事の役割としてアプローチしていくべき。
〇図書館の活用・図書館司書の活躍が社会教育推進の鍵であり、社会教育主事、社会教育士、図書館司書の連携、産学官連携が重要。

〇学校教育と社会教育を橋渡しする社会教育人材が、持続可能な地域コミュニティの基盤となり得る。学校教育では教員の業務の適正化のため、保護者や地域住民、首長部局等の理解、協力、連携が不可欠。社会教育では、施設の拡充や多様な参加者の確保も課題。部活動の地域移行や学校施設の地域利用等、両者のさらなる融合も必要。
〇子供を中心に置くことで成功・発展することもあるため、地域学校協働活動の展開は有効。
〇教員の多忙化の中、コミュニティ・スクールの活性化、学校と地域の連携には、各小中学校に大学の地域連携室のようなものを置き、社会教育士が地域との連携をコーディネートするとよい。社会教育施設が首長部局所管の場合、社会教育主事や教育委員会との連携が弱まるため、学校に置かれた社会教育士と部を超え連携し、密接な関係を築くことが重要。
〇2040 年問題の一つ「消滅可能性自治体」への対応策として、個人の成長と地域社会の発展を両立する社会教育は有効。一方、産学官や地域大学との連携も必要。学生が地域課題解決に住民と取り組んだり、地域のスポーツや文化活動のリーダーとして活躍したりすることは、地域社会の発展に加え学生のキャリア形成に対して重要な刺激となる。地域大学を中心に産学官がネットワーク型の社会教育システムを構築し、国が支援することも重要。
〇社会教育は企業から見ると手付かず。特に社会教育士は、働きながら称号を取得できるため、その増員のために、民間企業での取得を産業界・企業が推奨することは有効。

社会教育の在り方に関する特別部会

【第２回】
〇防災分野において、公助・共助・自助に加え民助という概念が登場したように、今後、民間企業もステークホルダーとして、地域コミュニティに参画する必要がある。
〇社会教育行政は、首長部局の地域コミュニティ政策と一体的に推進することが重要であり、行政内部での合意形成や協働を進める上で、プロジェクトや推進会議等の立ち上げも必要。
〇首長部局における地域コミュニティ施策の総合的な推進、または民間・NPO 活動の観点から、課題に対して社会教育分野を取り込む可能性・人材の活用可能性について議論したい。

【第３回】
〇コミュニティ・スクールや地域学校協働活動など、既存の仕組みの地域づくりへの有効活用についても、首長に積極的に発信すべき。
〇他の行政分野にも社会教育の重要性が理解されるよう、多様な学びを他省庁の戦略やビジョンに位置づけることが必要。
〇行政のセクショナリズムを超えること、行政にネットワーカー的な人材がいることが重要。

【第５回】
〇社会教育主事養成課程の一部科目を教職課程に位置付け、社会教育を学んだ教員が、地域と学校の協働が求められる学校現場において活躍できる仕組みが重要。これは、社会教育主事講習を実施する大学の減少の改善にも有効。
〇公民館職員や社会教育主事が、高校コーディネーターと共に高校の探究学習に関わること

は、持続可能な社会の創り手を育成する上で重要。今後の社会教育には、より積極的に学校教育に関わり、地域と学校の協働・共創のハブとしての役割を果たすことが求められる。

【第７回】

〇コミュニティ・スクールにおける対話と地域学校協働活動を通じて、地域と学校の信頼関係を構築することで、教育委員会と首長部局の連携促進や、公民館における学習活動の地域学校協働活動への展開、学校と地域の目標の共有などが図られ、当事者意識が高まり、地域の社会教育が発展していく。

〇PTA は全国に多くの関係者を有し、地域の活動やコミュニティ・スクール等の取組にも密接に関わる存在。学校や地域への貢献を通じ、PTA が必要とされる雰囲気の醸成も必要。

〇教員の多忙化も背景に、学校を周囲が支えるという考え方が主流になりつつある現状において、学校を核とした地域づくりから、子供を中心とした社会づくりを共通目標とすべき。

〇今後の地域の発展のため、学校運営協議会や地域協働本部の構成員、地元企業、PTA、子ども会などの社会教育団体を含む地域住民の協力も得ながら、将来の担い手となる子供たちが、自分たちの地域社会や地元産業の良い点を学んでいくことが重要。

〇地域と学校の協働を推進する上では、公民館主事や地域学校協働推進員など、地域に詳しい人々と行政が連携し、地域との協働がその学校の文化として継承されることが必要。

〇地域学校協働推進員には、多様な地域資源を活かす力や、地域の協働を促すための身近な題材を発見する力、関係者とつながる力等の資質が求められる。

〇子供との交流を通じて地域住民の学びも深まるという構造の構築が、地域と学校の連携を持続させる上で重要。そのために地域住民が学校を応援し、子供と関わることが必要。

〇社会教育を普及させる上で、社会福祉協議会や町内会、子ども会等、子供を含めた地域コミュニティに根付く組織との連携も考えられる。

〇首長部局へ社会教育施設を移管する自治体では、多様な意見をバランスよく取り入れつつ社会教育施策を推進する体制の整備が必要。その際、コミュニティ・スクール、PTA、子ども会等が地域に根差した社会教育への理解を広め、地域との連携を図ることが有効。

〇コミュニティ・スクールや PTA、子ども会等の連携には、社会教育主事相当の能力や見識のある人がそこに所属し、円滑なコミュニケーションが可能な関係を構築することが重要。

〇地元企業が地域学校協働活動など、子供に関わる活動に参画することは、地域の活性化等だけでなく、企業の人材確保等にも資するため、特に人口減少の進む自治体においては、民間企業がこうした活動に参画するための促進方策について検討を進めるべき。

〇コミュニティ・スクールの概念は、本来（単に「学校運営協議会を置く学校」より）広く捉えられるべきものであり、今後地域学校協働活動との概念整理を進める必要がある。

〇地域学校協働活動推進員には、特色ある学校、社会に開かれた学校のカリキュラムをデザインすること、探究学習等の様々な学校活動に関わることができる資質能力が必要。

〇家庭教育支援について、福祉や関係する専門性を持つ社会教育士との連携も検討すべき。

〇地域と学校の在り方について、子供を中心に社会教育主事や社会福祉士等の関係する人材の育成を含めて考えることで、持続可能な地域づくりや、地方創生 2.0 で掲げられた地域

課題の解決につながる議論が求められる。
〇幼稚園、高校、大学等についても同様に、地域と学校の連携方策を考えるべき。
〇地域と学校の連携には、子供や若者の意見やニーズの収集、社会づくりへの参画が重要。

【第９回】
〇地方のコミュニティ・組織や公民館等の施設は様々な分野で役割を担っていることに配慮し、各省庁の地域コミュニティ関連施策を展開することが必要。
〇産業振興など社会教育以外の領域においても、公民館はコミュニティの主体の一つとして役割を果たしている地域があるとの認識が、行政分野横断的に共有されるべき。
〇社会教育が他分野と連携するに当たって、現行法の厳密過ぎる運用という課題、例えば公民館では経済活動が一切禁止されているとの認識が一部存在するなどのケースがあり、今後、社会教育政策を振興していく上で改善すべき点の一つとして考えられる。
〇各省庁のコミュニティ施策においてコーディネーターを重視した結果、現場では担い手の奪い合いが生じている。一人が複数施策のコーディネーターを兼任できる仕組みも重要。
〇中山間部・都市部問わず、地域の様々な取組の担い手は不足しており、今後は複数地域で活動する人材や、既存のコーディネーターをさらにコーディネートする人材が重要になる。
〇防災対応や地域の大人と子供の交流は住民の関心も高い喫緊の課題であり、社会教育の取組を進めるに当たっては、学校施設の活用も有効。
〇公民館は地域住民が自ら地域づくりに取り組む拠点として機能してきたが、今後は教育委員会と首長部局が緊密に調整し、一体的な行政運営の中で各地域での望ましい公民館の在り方について検討することが求められる。
〇各省庁の地域コミュニティ施策で、民間企業の人材を活用する仕組みの構築や、地域コミュニティへの参画が企業の社会的責任であるという意識付けを、積極的に位置づけるべき。
〇ネットワークの規模を考慮すべき。広域ネットワークづくりのため、社会教育行政においても広域の人事交流のための仕組みを作ることで、地域コミュニティの活性化につながる。
〇RMO 等と社会教育が、同じ地域で共通目標を持ちつつ別々に活動しているという課題に対し、社会教育は部局や現場の組織を超えた対話により、協働を生み出す課程に貢献できる。
〇大学は、研究や実習の一環として様々な地域に関わるため、広域の人材活用に貢献できる。
〇子供に関する首長部局の施策において、福祉・保健や地域コミュニティ分野、地域貢献を目指す地元企業等との連携が重要であり、こうした学校外活動の支援には社会教育が有効。
〇社会教育は、人々のつながりの土壌を耕し社会基盤を作る役割を担っており、先行して取り組むべき。その際、社会教育的な発想や手法を学んだ各施策のコーディネーター人材を要所に配置することが重要。
〇各省庁の地域コミュニティ施策の対象となる多様な人々は、単にサービスの対象者ではなく活動の担い手でもあり、これを支援するのが社会教育人材であると言える。
〇自ら企画した取組を実行するなど、様々な体験を通じて周囲の多様な人々から褒められる機会が増えると、子供の自己肯定感や意欲は高まると考えられる。PTA や子ども会等の社会教育団体は縮小傾向にあるが、こうした機会の提供に重要な役割を果たしている。

〇PTA や子ども会等を「子供を中心に関係者がつながる会」と捉え、参画を望む学生やボランティアと保護者とで業務分担することで、保護者の負担軽減・活動の活性化につながる。
〇仕事や育児と、PTA や地域学校協働本部等の社会教育活動を両立できる環境が必要。
〇様々な分野・組織に属する人々を包含することが、永続的な社会教育活動につながる。

【第 10 回】
〇NPO は、異なる主体や地域、世代による活動を越境させ、社会教育の現場での実践・伴走、活動を鼓舞する役割を担う存在であり、相互に連携・貢献を図ることが必要。
〇NPO は継続的な人材確保・育成に多様な収入源を要するが、社会的認知度が低く十分な収益を得られない、無償のボランティア団体であるとの誤解により専門性が評価されないなどの課題に直面している。一方その社会教育活動は、民主的で持続可能な社会の作り手育成の土台であり、行政はその専門性を正当に評価し、活動を持続できるよう取り組むべき。
〇社会教育は収益に結び付きづらく、行政が積極的に取り組まなければならない分野であり、教育委員会に加え首長部局も十分に社会教育の意義を理解して施策を推進すべき。
〇社会教育を含む様々な分野が首長部局へ移管されている今、首長部局が社会教育の視点を持ち、NPO を含む様々な団体を包含しながら、コミュニティ施策等を推進することが必要。
〇「サポート・バット・ノーコントロール」の原則に基づき、社会教育関係団体は無償で活動することが善であるとの考え方が根強い。社会変化を踏まえ、社会教育行政と社会教育関係団体の関係について、活動の継続には収益獲得も重要であるという方向性を示すべき。
〇NPO 等の専門性を持つ団体への支援は現状不十分。活動の継続性の担保は重要であるが、収益性の向上に傾倒するあまり本来の長所が失われることのないよう、バランスが重要。
〇NPO を含め、地域で活動する団体のネットワーク化において、教育委員会や社会教育主事が中心的な役割を担うため、首長部局の理解を得ながら関連予算や職員の充実を図るべき。
〇NPO や官民の中間支援組織など、地域で活動する団体や人材の活動内容が広く認知されるよう行政が伴走支援を行うことで、人材育成や活動の質の向上、継続性の担保につながる。
〇行政の NPO への支援は事業活動費の助成のみ認められることが多いが、人件費への助成こそ重要。組織運営への伴走支援の仕組みもあれば、各分野と社会教育の取組が発展する。
〇NPO 等の団体活動の具体的な意義があるのかを明らかにすることで、行政が団体に対する理解を深め、事業を委託する際の取組の充実などに貢献できるのではないか。
〇社会教育が多様な領域と連携を進める上で、社会教育施設は人々の居場所としての性質を基礎に、学びや様々な分野の活動に発展的につながっているというイメージを持つべき。
〇従来、NPO は行政サービスの補完的な役割を担うものとされていたが、今後は行政と対等なステークホルダーとして位置づけ、その支援のための財源についても議論すべき。
〇社会教育関係団体は、NPO 制度導入当初から活動しているいわば老舗の NPO。社会のニーズに応じて登場する新たな NPO といかに連携し、課題を解決していくのか、再確認すべき。

【第 11 回】
〇民間企業の社会教育への参画促進には、可視化・評価の仕組み（プラットフォーム等）構

築が必要。
〇民間企業の地域貢献活動への参画は、企業活動に利点があるのみでなく、従業員が地域住民としての自覚を高め、成長することにもつながる。
〇特定の営利企業と公民館が連携した社会教育活動について、社会教育法の規定を念頭に現場から懸念が示されることもあるため、国がルールの周知を進めるべき。
〇企業における人材育成や、大学における地域連携担当者による社会教育士の称号取得は、地域コミュニティやNPOが行う課題解決にも大きな効果をもたらす。
〇民間企業や大学の専門知を、地域のニーズに応じて活用し、住民とともに地域づくりを行う際に、社会教育人材が有するコーディネート能力が有効に機能する。
〇民間企業等が有する外部資源を学校教育に活用する上では、社会教育人材の活用や、首長部局の関係部署と社会教育との関係について、学校関係者が理解を深めることが必要。
〇民間企業や大学等、社会教育と連携しうる主体を集約したプラットフォームにより、自治体や公民館が地域の希望に応じて連携先を選択でき、つながりづくりの促進が期待される。
〇社会教育主事講習を実施する大学において、外部資金の獲得につながらないため社会教育に関する講座を廃止する状況があるが、社会教育人材は地域に必要であり、その養成は地方創生にも資する重要な役割であることを各大学は認識すべき。
〇市民セクターが社会教育の手法を用いて民間と行政のセクターをつなぐことで、例えば災害発生時の受援力が高まるなどの効果が見込まれる。異なる主体が社会教育を通じて連携・協働することで、地域社会の強化を目指すべき。
〇大学の所在地と、そこに属する研究者の活動地域の両方を活用するため、社会教育人材のネットワークが有効。
〇大学が地域におけるネットワークを構築する上で、留学生や海外の研究者、海外大学等の参画も促すことで、地域がより多様な価値観に触れ、開かれた社会づくりにつながる。
〇多様な主体が連携した地域貢献活動では、地域課題を自分事として捉えられる環境の整備や、支援する者・受ける者という関係ではなく、全員が学習者であるという考え方が重要。
〇大学と社会教育の関係性は、学生の地域活動や、学校施設の地域開放などを含め多種多様であり、その関係性を幅広く捉えて連携方策を考えることが必要。
〇民間企業や大学と社会教育との連携について検討する際、「どのように連携可能か」だけでなく、社会教育の観点から「企業や大学にどうあってほしいか」にも目を向けるべき。

（社会教育施設における社会教育活動の推進方策について）

社会教育の在り方に関する特別部会

【第12回】

（社会教育施設全般）

〇公民館、図書館、博物館については「それぞれの機能をどのように生かして持続可能な地域社会の構築につなげるべきか」という視点とあわせ、施設の在り方を検討すべき。

〇人口減少社会では、社会教育施設を中核として公共施設の複合化を図ることも必要。その際、幅広い年齢層の住民が多様な活動に利用できることが重要。
〇今後の社会教育施設は、従来の社会教育に関する要素だけでなく、社会教育以外の要素の接合を図る専門性を持った社会教育人材が関わることや、誰もが無料で利用できる居場所として、学習活動の入口の機能を担うことが重要になるのではないか。
〇これからの社会教育施設には、デジタル技術を活用して、単身世帯などこれまで社会教育施設との接点が少なかった層との接点を構築したり、地域の外に対し独自の価値を発信することで活動資金を獲得したりするなどの新たな取組が期待される。
〇自身の学習活動に社会教育施設は無関係と考える住民に、活動への参画を促す仕組みが必要であり、利用者の来館目的やそこで得る学び等のエビデンス収集も検討すべき。
〇社会教育施設の所在地や対象範域等により、その担うべき役割は異なるため、各施設の状況に応じた活性化方策を議論する必要があり、その際、現場の課題に対しより高次の解決策を提起する役割として、社会教育人材の参画も重要。
〇図書館や博物館が、学校やその他施設との連携強化を図る際、専門窓口の設置や、社会教育士の称号を持つ司書や学芸員の配置等、社会教育の専門人員の配置が有効。
〇社会教育施設が多様な住民に利用され、地域と住民をつなぐ役割を果たすため、ショッピングセンター等の生活に密接した施設と複合化し、活動が可視化されることも有効。

（公民館）
〇公民館を拠点に、社会教育を基礎に地域コミュニティの活性化を図る取組が拡大しており、公民館はその拠点としての機能を担っている。
〇公民館には、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の取組を踏まえ、地域と学校の連携促進、子供への体験活動の機会提供の場として機能することが求められる。
〇公民館施設の首長部局への移管について、結果検証や「公民館の設置及び運営に関する基準」の見直しなど、社会情勢の変化を踏まえた公民館施策の在り方を検討すべき。

【第 17 回】
〇地域社会が城郭化し、他の地域とのつながりが制限されてしまうことがある。NPO やグループサークル活動等、公民館機能が全体をうまくトータルデザインすることが必要。
〇建て直しの際、生涯学習センター等に名称を変える場合があることも踏まえ、公民館をより幅広くネットワークとして捉える観点や、建物がなくとも場を公民館と認定し、社会教育が相乗りするといった将来像も考えられる。
〇分野を越境したり、多様な主体がコラボしたりしながら課題解決するような、地域の営みのハブとしての場を公民館が担っていけるとよい。
〇公民館で働くため専門的に学んだ人が、公民館で働き続けることができる環境が必要。
〇公民館の役割に、学校の枠を超えて社会実践活動を提供し、学校教育と社会教育をつなげることがある。公民館等で社会教育士が子供と共に地域イベントの企画運営等を行えば、効果的な社会教育実践となり多様な人が暮らす社会でウェルビーイングが広がる。

〇公民館は、制度としての位置付けにとどまらず、敷居が低く誰もがフラットに関われる「地域の縁側」としての機能や、多様な主体が混ざり合う中で新たな活動が生まれ、それを伴走支援につなげていく役割としても重要。また、活動が動き出した後にも伴走支援できるような仕組みのある場である。
〇公民館が貸館的なものとなっている地域もある。組織としての位置づけを検討し、組織として機能することを強調するような形で打ち出せば、社会教育全体がコミュニティ側に寄っていき、広がりを持つようになる。
〇公民館の貸館機能は比較的消極的な意味で使われることもあるが、住民の主体的な活動の場を各地域で保障するという意味では、貸館機能を意味あるものとすることが重要。
〇公民館は誰でも来られる施設・居場所であり、より多様なニーズを踏まえた地域の拠点となりうる。こうした公民館のユニバーサルな強みをしっかりと打ち出せるとよい。

（青少年教育施設）
【第 13 回】
〇青少年教育に活用できる様々な施設や資源は各地に存在しており、社会教育人材がそれらを連携させる役割を担うことで、体験格差の縮小など、さらなる有効活用につながる。
〇全国で事業を展開する国立青少年教育施設は、共働き世帯や貧困世帯など、子供を体験活動に連れていくことが困難な家庭に対して体験活動の機会を提供するなど、今後その役割はより重要になると考えられるため、さらに積極的な取組が求められる。
〇施設の維持・存続に必要な収益の確保のみを追求するのではなく、利用者に提供する価値を適切に評価することも併せて検討することが必要。
〇青少年教育施設は、予め作成したプログラムの提供のみならず、利便性、快適性、安全性の観点を踏まえ、自発的な活動から学びを得る体験を青少年に提供することが重要な役割。
〇国立青少年教育施設や地方の中核となる施設が、様々な地域で青少年教育に関わる者や団体をネットワーク化する役割を担うことで、青少年教育施設の知名度を高め、その利用者を拡大することにつながる。
〇「青少年」の現代の意味、「青少年教育」「青少年体験活動」とは何かを踏まえるべき。
〇自治体による青少年教育活動の推進にあたり、首長部局と社会教育主事が連携し、公共施設の子供の居場所としての活用により、地域への意見を表明できる環境を作ることも有効。
〇青少年教育施設は本来、プログラム化され目的を持った教育活動の提供の場ではなく、他の社会教育施設と同様、非日常的な場面に限りつつも自由な学びや余暇を保障する場であり、そこでの様々な活動が民主主義や社会づくりにつながるという視点を再確認すべき。
〇施設の評価にあたり、長期間の事業が大会等の形として実現したことのみではなく、それぞれの事業の過程にも目を向け、施設が実現したことを評価し、その必要性を判断すべき。
〇教員の働き方改革や関連費用の高騰などの影響で、学校単独で質の高い自然体験活動を継続することが困難になりつつある。そのため、安全性を担保しながら地域と連携して体験活動を実施する仕組の充実、青少年教育施設職員の地域学校協働活動への日常的な参加等により、学校教育の一環としての体験活動を支える環境の整備が重要。

〇施設の老朽化等に伴い運営に PFI を導入する例もあるが、自治体直営でなくなった後も、施設運営の理念を明確化し、青少年教育のための重要施設として位置付けることが重要。
〇「国立青少年教育施設の振興方策に関する検討会」でもあった通り、体験活動は子供の未来の可能性を広げる上で重要な役割を担っている。中央教育審議会では平成 25 年１月の答申以降、青少年体験活動を中心とした議論がなされていないため、以降の社会変化等も踏まえ、青少年教育が未来に向けてどうあるべきか、今改めて中教審で議論を深めるべき。

【第 17 回】
〇施設においても、子供、若者が社会教育の担い手として育てられるということを念頭に、自然体験だけでなく、より広い意味での社会教育の領域を含んでいくことが必要。青少年教育施設の取組は、より注目され、社会教育の視点で再構築されることが望ましい。

（国・地方公共団体の体制について）

社会教育の在り方に関する特別部会

（社会教育行政全般）

【第 14 回】
〇社会教育が目指す価値やその実現のために整備された制度の、社会変化に応じた変遷など、歴史的背景を念頭に、これからの制度や法制の在り方を検討することが重要。
〇自治体における社会教育行政・施設の在り方については、教育委員会のみならず、総合教育会議も含めた首長部局、地域コミュニティや民間企業等、多様な意見を取り入れるべき。
〇国や自治体が、集落支援員等の地域における中間支援機能を既に果たしている社会教育士を把握することは、社会教育行政の推進に有用。一方、本来行政が取り組むべきことが中間支援組織任せとなり、行政に知見が蓄積しない状態に陥らないよう留意すべき。
〇社会教育行政の成果指標は講座等の実施回数や参加人数といった短絡的指標になりやすいため、長期的な変化やプロセスを評価し、発信する仕組みの検討が必要。
〇国は地域ごとに社会教育活動の特徴が異なることに留意し、住民自治を育むため、各地域でも自らにとって望ましい地域社会の姿について、住民間で対話する場を持つことが重要。
【第 15 回】
〇首長部局と教育委員会が連携して社会教育行政を推進することの重要性は明らかになりつつあるが、今後は各自治体において、両者の取組を包括的に推進する制度等が必要。
〇地方行政において、社会教育施策単独に多額の予算を投じることは困難な側面もあるが、社会教育は地域コミュニティの基盤を支え、一般行政に属する諸施策に対しても重要な役割を果たすため、共通のテーマの下で他分野と連携を図る工夫を進めるべき。
〇社会教育人材等の地域資源の有効活用のため、国が好事例を発信し横展開を図るべき。

【第 16 回】
〇従来は教育分野との関係性が相対的に薄かったものの、他の行政分野とは既に連携の実績がある様々な地域の奉仕団体との協働は、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進、PTA や子ども会等の社会教育団体との連携促進等においても有効。
〇小規模自治体においては行政を広域的に推進することが課題であり、社会教育の分野においても、例えば社会教育主事を共同で活用するなどの方策の検討が今後必要。
〇エビデンスとなるデータの収集と、それに基づく予算確保を通じて、社会教育を地域コミュニティの基盤強化のための戦略的取組として位置づけ、推進していくことが求められる。

（社会教育主事）
【第 14 回】
〇任用資格の有無によらず処遇面の取扱が一律の自治体や、社会教育に関する知識や理解が不十分なまま、担当部署に職員を配置している自治体もあるが、社会教育人材のネットワークを構築する上で、社会教育主事にはハブとしての役割が期待されることから、社会教育主事の適切な発令・職員への講習等の受講機会の提供が必要。
〇資格や称号に関わらず、地域の人材の活躍機会をいかに作り出すかについても議論が必要。

【第 17 回】
〇養成課程は資格取得が前提であるように感じたが、社会教育自体を学びたい学生も多い。
〇養成課程の科目選択の自由度が低い。興味・関心のある他学部科目の分野も学べるとよい。
〇大学での学びを活かす実践の場が欲しい。例えば大学で学生対象の企画や公民館講座を企画する機会があるとよい。防災や学校教育など、養成課程の科目以外の学びをホームルーム等で持ち寄り、それらを実際に企画する場があると、視野や活用の幅も広がる。
〇導入的講習の活用、受講資格の見直しは、社会教育人材として地域の中心にいる方たちにとって励みになる提案。受講資格の見直し等について、積極的に提言いただきたい。

（社会教育委員）
【第 14 回】
〇社会教育行政を実質的に首長部局が担う自治体が増えていることも踏まえ、社会教育に関する専門的知見を持つ社会教育委員と、自主的に教育活動や体験活動を行う外部人材が、車の両輪として社会教育行政の推進を担うことが必要。

【第 15 回】
〇委員の活動の硬直化・主体性の喪失等を生じさせず、社会教育士の称号取得者等、意欲のある者が新たに参画し活躍できるよう、一部の委員を公募制とすることが望ましい。
〇自治体において、社会教育主事の発令や委員の積極的な活用に取り組む体制の構築が必要。
〇社会教育主事講習のうち委員の活動に資する学習の促進が、多様な属性の委員の活動を充

実させるために有効。
〇委員の活動内容や、議論の結果実現した政策等が、地域住民に十分認知されるよう、わかりやすい発信が必要。
〇各自治体が委員の役割を理解し、社会教育の理念や地域課題について、対話を重ねながら熟議できる環境を整備することで、委員の機能を戦略的に生かすことが必要。

【第 16 回】
〇社会教育委員は教育委員会に助言するために職務を行うとされているが、地方公共団体全体として、その活躍促進を図ることも必要。

（現行法令の在り方について）

社会教育の在り方に関する特別部会

【第 14 回】
〇現行法令では学校教育と社会教育が明確に区分されているが、多様な子供を支援するための学校のプラットフォーム化、探究学習の推進などの学校の変化に対応し、社会教育が学校教育の支援の基盤として関わることができるような規定の追加等が考えられる。
〇現在の社会教育情勢から乖離した表現の刷新、社会教育士の追加等の改正を行うべき。
〇住民の学習活動を支える役割を担う社会教育主事や社会教育士、社会教育委員や公民館主事などの専門職員の在り方について、法的な位置づけも含めて検討が必要。

【第 15 回】
〇戦後、地域社会の多様化や人々の孤立が進む現在、一人ひとりが当事者として地域コミュニティを作る自由を保障する法律となるべき。
〇公民館に関し、現代的課題に対応し自ら地域に働きかける役割の追加や、企業や NPO との連携を妨げている「もっぱら営利を目的とする事業」の禁止規定の見直しを図るべき。
〇公民館主事の専門性を担保する方策として、社会教育士をはじめ一定の専門性を有する人材を公民館主事として配置することを規定すべき。
【第 16 回】
〇教育委員会の事務については、現代的な課題等に即した内容が明示されるべき。

（新部会の体制について）

生涯学習分科会

〇社会教育の裾野を更に広げるためにも、部会における委員、ゲストスピーカーの多様化や、今まで社会教育の議論に参加していなかった領域からの意見を反映していくことが重要。

（答申に向けた草稿について）

社会教育の在り方に関する特別部会

【第 17 回】

○P.1 の社会教育の定義において、「学びを通じて」と学びだけに言及するのではなく、無自覚な学びや活動が個人や社会のウェルビーイングにつながることを、共生の観点とつなげて書けば、社会教育の中身も充実していく。

○P.1 に第４期教育振興基本計画のコンセプトとして「社会教育は…営みである」とあるが、社会教育も児童生徒を対象とするため「子供、若者、青少年」を明記すべき。

○P.6-7 の「コミュニティ・スクール」が地教行法に基づくのか、今まで論じてきた幅広い概念を指すのか明示すべきであり、ここではより広く捉える書き方にすべき。

○探究活動におけるカリキュラムとの連携に言及すべき。社会教育は学校の基盤でもある。

○P.7 の PTA や子ども会等の団体との連携強化の記載について、大人が児童生徒のために有意義な活動をするという視点だけでなく、児童生徒を主人公とした記述も含めたい。

○「社会教育主事の配置率の低下による専門性の希薄化」について、必ずしもそうではない。

○公民館、図書館や博物館等は「子供・若者の居場所」に加え多世代の居場所としても重要。

○社会教育施設への社会教育士・社会教育主事の配置について書き込めるとよい。

○P.8「子供の体験活動機会の減少」について、何の活動が減少しているのか検討すべき。

○P.8（２）には、現状の課題解決だけでなく、より積極的に「青少年の社会教育活動の活性化を図る意義と必要性」について明記すべき。

○P.11（５）のまとめ部分では、コミュニケーションを通した地域での交流や相互理解による信頼関係づくりに言及すべきであるため、「活動に当たって多言語での通訳、翻訳支援に加え、やさしい日本語やデジタル技術や翻訳ツールを活用して、地域交流や相互理解と信頼づくりを図ることが望まれる」としてはどうか。

○P.13（３）「外国人のつながりづくり」は外国人住民との交流や日本語教室活動など具体例を示すと想像しやすい。

（答申に向けたたたき台案について）

社会教育の在り方に関する特別部会

（Ⅰ．現状と課題／Ⅱ．地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方）

【第 18 回】

○「ウェルビーイング」には、誰が聞いても同じイメージができる分かりやすい解説が必要。

○P.7-8「社会教育人材の質的・量的な拡充」に関し、社会教育主事の減少状況を踏まえ、量を増やす見通しや思いがあるのか、これぐらいは欲しいといった議論も必要。

○増加する社会教育士の活躍の場がなくモチベーションが失せていく仕組みにしてはならない。社会教育主事と社会教育士、公民館主事等が上手くつながるための仕掛けが重要。

○社会教育士の称号を公民館主事等の任用条件として定めるだけでなく、在任の公民館主事

等にも社会教育主事講習を積極的に受講してもらうような仕組みが重要。
〇これまで社会教育に関わってきた人々が、本来の社会教育の姿を住民に説明できていたのか、省察が必要であり、今後どのように動いていくかという視点が組み込まれてもよい。
〇P.1の１ポツに少子高齢化、人口減とあるが、外国人労働者の増加にも言及があるとよい。
〇P.1の３ポツ・P.2後ろから２ポツの「軋轢」という表現は適切か再考すべき。外国人コミュニティと地域の分断は課題であるが、分断をなくしつなげていく記述の方が適切。
〇P.2後ろから２ポツ目「多言語対応」は「やさしい日本語を含む多言語」とする方が適切。
〇社会教育について一定の理解のある者が社会教育士と名乗ることで、共通の指導者として認識されるよう、必要とされる仕組みや価値が感じられる仕組みを整備してほしい。
〇人口減少が軽視されている。対応策として人材育成・RMO・関係人口をつなぐ視点が重要。
〇人口減少の中、高いウェルビーイングの持続に社会教育が必要との文脈を強化すべき。
〇P.1の５ポツにて、子供のコミュニケーション能力等が育まれにくい環境となっていると断定することについては疑問。
〇P.3の２ポツは、核家族化と育成の関係など、特定の家庭を劣位に置くようなメタメッセージにつながりかねないため再検討すべき。
〇P.5の２ポツでは、生涯学習と社会教育の関係性について分かりやすく記すとよい。
〇P.4の５ポツ「単高齢者向けの趣味的な学習機会の提供」は高齢者に限らず多世代の問題。
〇P.6 の２,３ポツのウェルビーイングの実現に関して、他者に目を向け配慮したりされたりという互恵的な関係を育むなど、ウェルビーイングの在り方の記述を補強するとよい。
〇P.7の共生社会に関して、ジェンダー平等も含め共生社会における平等や人権保障に言及するとよい。
〇P.9の１ポツについて、施設に居場所をつくることで若年層の参画が進むのではなく、居場所づくりの取組が広がる中で自然と若年層にも関心が広がる。その居場所が社会教育によって支えられていることを知る機会があるとよい。
〇P.1-3,6において、居場所づくりにおける社会教育の必要性を強調できるとよい。
〇P.5,7の今後の方向性について、制度よりも実態として社会教育的といえる町や地域となるよう、社会教育行政を推進すべき」というストーリーを書き込んだ方が読みやすい。
〇P.15について、博物館も地域コミュニティの基盤を支える上で重要なため、追記すべき。
〇社会教育による社会の担い手（つくり手）育成という方向性を全面的に打ち出せるとよい。
〇団体主義・施設主義を基本としてきた社会教育が、人を中心とした形で捉え返され始めているという意識を持ちながら全体のトーンも整えると、課題がより明確になる。
〇人口減少の中、地域社会において人間関係をしっかりつなぎ合わせ、命を守るセーフティネットを機能させていくために、社会教育の働きが重要であることに言及すべき。

（Ⅲ．社会教育の推進に向けた施策）
【第18回】
〇P.18の最後のポツ「社会教育士の養成課程」は、「社会教育主事・社会教育士の養成課程」とした方が現状に近い。

○P.18 の高等教育機関に関し、大学における社会教育専門教員の減少が懸念される中、社会教育を専門的に学べる環境や社会教育人材を養成する体制を担保していくことが重要。
○P.19 の民間企業との連携について、単に地域課題解決の担い手拡大だけでなく、働く世代や若者に対し社会教育の入り口を広げるという観点から、その意義について記載すべき。
○健常者が障害者スポーツに挑戦する取組や、公民館で実施することで地域展開が可能な取組について、障害者との共生社会の構築に役に立つものとして言及すべき。
○公民館等の首長部局への移管により、社会教育に対する認識が弱くなる懸念があるため、首長部局全体の社会教育への認識を高める仕掛けや、逆に首長部局からの働きかけが必要。
○P.14 の公民館について、組織としての公民館の在り方に関する記述を強めるべき。
○P.20 の首長部局との連携について、文化・スポーツとの連携を見据えた首長部局と教育委員会との協議の在り方についての議論があってもよい。
○社会教育施設の首長部局への移管が消極的に述べられており、公民館機能を実質的に担う RMO の位置づけが弱くなっているが、RMO はいわば社会教育の直系組織として重要。
○今回の社会教育法改正に伴い、人材政策の横割化を意識しているというメッセージが必要。
○P.17 の社会教育と連携してきた施設・団体等では、学校をより強調した項立てが必要。
○地域学校協働活動に比べ、コミュニティ・スクールそのものについては記載が少ないので、保護者や地域住民の当事者意識を高める観点から、少し膨らませて書くとよい。
○P.18「社会教育士が連携の窓口となり」は唐突であり社会教育士の意味するところが曖昧。
○社会教育士・社会教育主事の役割、首長部局との関連を踏まえ配置促進を強く打ち出す。
○P.14 に、公民館に関して「住民にとって敷居が低くフラットな場」とあるが、「かつて当然にそのような場であったが、今はそうでない」と捉えるべきか、「今までなかった機能としてこれからの公民館に付加する」という期待として捉えるべきか、分かりづらい。
○P.15 の公民館の運営体制の充実について、営利事業の項目は様々な面で障壁となっている。通達もあったが、より分かりやすく理解できるガイドライン的なものがあるとよい。
○P.15 の４ポツで複合化への言及があるが、過去の議論では複合化の対象として学校も想定されていたところ、現在は廃校になった施設も多く、そういった状況も伝わるとよい。
○公民館の運営に関して、現在は約３分の２が使用料を徴収するシステムに変わっているのではないか。無料のところとそうではないところとの公平性についてある程度整理すべき。
○P.17 の PTA、子ども会、コミュニティ・スクール等の記載について、子供を真ん中に置きながらそれぞれの団体が連携し、融合体のようなものが生まれるとよい。
○P.19 の５ポツについて、NPO に委託して事業を実施するにあたり、人件費の整理等に関して市町村が判断せず、一定のガイドライン等を示すことで、NPO との関係性が円滑になる。
○P.20 に関し、時代が変化し多様な組織体が生まれ、対立構造から地域の分断が生じる中、地域団体の組織体として RMO を活用しつつ公民館が事務局として機能する仕組みが必要。
○P.20「首長部局」１ポツについて、首長部局は外国人の社会教育の重要な担い手であり、「防災、福祉、地域づくり等」に国際分野を加えると、首長部局とつながりやすくなる。
○P.20 の「地域運営組織（RMO）、社会福祉法人等」ついて、外国人の社会教育にあたり、どことつながるべきか不明確なため、国際交流協会や地域国際化協会を本項目に含めたい。

〇P.20 の２ポツ「福祉分野においても～」は地域づくりに関する記述であるが、福祉分野においては「地域包括ケア等を通じた誰一人取り残さない健康増進」という説明の方が適切。
〇P.11 について、社会教育士の役割への言及が必要。記述する場合は、前段の人づくり・つながりづくり・地域づくりという社会教育自体の役割と関連させるとよい。
〇P.18 の２ポツ「家庭の教育機能が低下する＝体験格差が生じる」は、習い事や学習塾による多忙化の問題に拍車をかける懸念があるため、記載を再検討すべき。
〇社会教育士について、人材部会の議論等を引用しつつ期待される役割に言及すべき。
〇学区単位の様々な組織が、学校の統廃合を含め、大きな再編期にあることを踏まえて議論すべき。こども基本法を踏まえ、子供が社会を担い、作っていくということに言及すべき。
〇P.22 について、国は大学の研究機能と連携しながら社会教育を振興すべき。国の所管機関として社会教育に関する研究機能を高め、住民の様々な活動に還元できるとよい。
〇P.14 の５ポツについて、公民館が現状、子供にとって行きたいと思える場所でないのは、バイアスや古い価値観の押しつけによる可能性もあり、若者や女性の流出・人口減少にもつながっているため、同時に一掃されるべき。
〇P.19 の NPO に関する記載について、「NPO は…」とすると、法人格だけでなく、ボランティア団体等も含まれうるため、もう少し説明を増やすべき。
〇P.19 について、NPO はウェルビーイングの３つのヘルスのうちソーシャルヘルスに重要であるということも書き込むとよい。
〇NPO 等と行政の協働のため、協定を結び人件費・運営費を位置づけながら、その積算を確実に入れておくことが重要。これをフルコストとするかなどは地域により異なるため、ローカルコンパクトの考え方も含めて書き込めるとよい。
〇P.19「～CSR 活動にとどまらず」について、事業活動そのものを通じて地域社会と関わる取組として CSV（Creating Shared Value）とすると、企業にとってもよい。

（審議経過報告案について）

社会教育の在り方に関する特別部会

【第 19 回　※第 137 回生涯学習分科会と合同】

〇P.31 の４ポツ・（３）では、地域おこし協力隊や集落支援員も重要な担い手として位置付けるべき。また、課題解決ばかりでなく楽しさや価値創出の観点も盛り込むとよい。
〇P.14 の社会教育委員は伴走的な役割を担う人材ネットワークの最小単位と整理できる。
〇P.29-31 に記載のある RMO は、人材育成と地域課題への対応を担う社会教育主体そのものであるという視点も、位置付ける必要がある。
〇社会教育と地域づくり施策を結び付ける文科省・総務省の連名通知を踏まえるべき。
〇RMO では教育部会の設置等、人材育成を重視する実践もあり、こうした事例や社会教育との関係性をより具体的に示すことも考えられる。
〇社会教育士制度に対する RMO の担い手の認知は不十分。両者を結び付ける情報発信や受

講支援を進めるべき。
○地域連携担当教職員にも社会教育士の称号取得を促すべき。地域と学校の連携が一層求められる中、管理職や教職員が社会教育について学ぶことの重要性を記載するとよい。
○P.28 の４ポツの地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動の要となる存在であり、裾野を広げる観点からも、こうした人材が社会教育士の称号取得につながるよう、教育委員会が主体的に働きかけるという表現もあるとよい。
○P.11 の１ポツにある若者の居場所づくりや社会参画は、こども家庭庁の若者の居場所に関する検討とも関係が深い。このような取組との連携も意識した記述があるとよい。
○青年団体は、地域活動や若者の参画を支える重要な存在である。日本青年館や YMCA などの取組も踏まえながら、若者団体との関係についても位置付けていくべき。
○社会教育は地域コミュニティの基盤形成に重要な役割を果たす一方、社会教育が全ての中心となって地域の様々な課題を解消することは現実的でない。防災、福祉、子育て、まちづくり等、各分野の主体と連携した取組を進める視点をより強く打ち出すとよい。
○P.12 に関して、社会教育士の増員のためには、取得のメリットや付加価値がまだ希薄である。活躍の場の拡大に加え、取得への動機づけについても検討していく必要がある。
○P.31「今後社会教育との連携が期待される施設・団体等」に関して、労働組合も各地域で労働教育などを通じて社会教育と関わっている。社会教育の推進主体の一つとして、労働組合についても連携が期待される団体として位置付けていただきたい。
○社会教育で活用できる人材として、すでに各地域で活躍している子ども会ジュニア・リーダー、ユース・リーダーについて記載してはどうか。
○P.18 の養成課程の見直しについて、社会教育士を有する教員の効果を「総合的な学習・探究の時間」に限定せず、「社会に開かれた教育課程」の実現の観点から整理すべき。
○社会教育士を取得した教員が、学校現場でその学びを十分活かせていない。地域連携担当職員やコミュニティ・スクール担当など、学びを活かせる場につなげることが重要。
○P.13 の１ポツ「社会教育的手法」は、コーディネートやファシリテーション等、何を指すのか分かるようにすべき。
○P.22 について、首長部局へ移管後に公民館でなくなった施設が、実際は社会教育の機能を果たしている場合も多く、このような施設と社会教育との関係に関して整理が必要。
○P.29-31 の RMO と公民館は、本来の成り立ちや役割に多くの共通点がある。住民自治や地域づくりの観点から、両者が融合・連携していく方向性をより明確に示すとよい。
○P.8 の２ポツ、外国人の地域における参画について、外国人労働者だけでなく、帯同家族や中長期の定住外国人の増加も踏まえる必要がある。地域とのつながりづくりや相互理解の場を充実させることの重要性をより明確に記述してはどうか。
○「様々な活動に参画～」以降について、「参画」を積極的な参画という意味で、海外につながる若者や社会人が社会教育人材として活躍できる仕組みづくりを検討してほしい。
○P.4（３）の２ポツ「住民一人ひとりの認識や態度」のみを課題の要因とせずに、時間的余裕の不足などの環境要因にも目を向け、社会教育の持つ環境整備の役割に言及したい。
○P.26④「博物館」の最後に、「また、博物館法の改正を契機に、首長部局への移管が進む

事例がある一方で、教育委員会との関係が弱まって、社会教育施設としての役割が後退することのないよう、留意していく必要がある。」と記述してはどうか。

○P.28「地域学校協働活動推進員の充実した活動が～必要な支援を行う」とあるが、国だけでなく地方自治体における予算確保についても具体的な記述があった方がよい。

○P.6 冒頭では、活動への参画による充足感や有用感に加え、自分の知識や技術、経験を生かせることも参加の重要な動機であり、自己実現やスキル活用の観点を加えるべき。

○P.24 ②３ポツについて、AI を適切に活用できる人材を育むためにも、豊かな体験を通じて人と関わる力、自ら考え判断する力など、これまで青少年教育施設が重視してきた教育方針や事業の在り方は、今後ますます重要になる。

○P.34,35 の国と自治体の関係について、地域おこし協力隊など社会教育と関係の深い人材を、引き続き支援すべき。また、自治体もそうした人材の受入れ環境を整備すべき。

○P.31 の首長部局との連携に関して、地域における重要な学習テーマであり、社会教育との関係も深い地球環境や環境学習についても言及するとよい。

○課題解決の先にどのような社会を目指すのかという視点で、社会教育を通じて人々が居場所や役割を持ち、新たな価値を創造しながら公共社会を形成していく姿も示すべき。

第 144 回総会

○こども家庭庁や内閣府を含め、様々な省庁の視点を含めることが望ましい。

○社会教育士が能力を高め地域で機能するための養成課程の改善についても議論すべき。

○国レベルで他省庁との連携ができなければ、自治体レベルでは縦割り行政を改善できない。学校安全の分野などにおいて、こども家庭庁との連携を進めるべき。

○例えば社会教育士の称号取得後は発展型の講習を行うなど、プロフェッショナルをいかに育成していくか、育成体系やビジョンを国が示すべき。

○社会教育主事講習における学び自体のコーディネート、ファシリテート、マネジメントに投資し、社会教育主事講習こそが学びのモデルとなるよう、質の向上が必要。

○長年の習慣や年功序列的な考え方、特定住民への依存等が、新しい人の参加を妨げている地域もある。地域コミュニティのセクターにおいても、年齢や性別、職業、居住歴等によらず新しい人が入り、意見を言い、意思決定にも参画できる環境づくりが重要。そのため、今後の社会教育人材には、地域の中の様々な人、住民の善意や責任感によって長年支えられてきた活動をつなぐ、コーディネーターとしての能力も求められる。

○担い手不足から、有償化すべき社会教育活動もある。総務省の集落支援員制度等の活用を検討する一方、従来の自発的な文化や相互扶助の精神を損なわないよう留意すべき。

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

参考資料１

＊社会情勢の変化

○社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。
学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。

○高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、**社会教育に求められる役割やニーズが変化**。

◎第４期教育振興基本計画（令和５年６月16日閣議決定）

○「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。

○社会教育による**「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくこと**で、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。

○社会教育の拠点として**社会教育施設の機能強化**や、社会教育主事・社会教育士等の**社会教育人材の養成及び活躍促進**等を通じた社会教育の充実を図る必要。

◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和６年６月）

○重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材

○**障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供**が十分に確保されることが不可欠

○社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために**社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方**を提示

◎社会教育人材部会

【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)】（令和６年６月）

○調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、**社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国･地方公共団体における推進方策等について検討が必要**

令和６年６月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】

①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方 等）

②社会教育活動の推進方策

（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策 等）

③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方 等）

６文科教第６３８号

中 央 教 育 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について

令和６年６月２５日

文 部 科 学 大 臣　　盛　山　　正　仁

（理　由）

昭和 24 年６月に社会教育法が制定されてから、75 年が経ちました。この間、地方公共団体や関係機関・団体等をはじめ、各般におけるたゆまぬ努力により、個人の要望や社会の要請に応え、社会教育の振興が図られてきました。一方、社会情勢は大きく様変わりし、現代においては、人口減少・少子化の深刻化、地域コミュニティ・交流の希薄化、デジタルトランスフォーメーション、グローバル化の進展等により、将来の予測が困難な時代となっており、学校・社会が抱える複雑化・困難化した課題の解決や、人生 100 年時代における共生社会や「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が求められています。さらに、高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、社会教育に求められる役割やニーズが変化しています。

こうした中、令和５年６月に第４期教育振興基本計画を閣議決定し、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて、「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という総括的な基本方針を掲げました。この実現に向け、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められています。また、社会教育の拠点として社会教育施設の機能強化や、社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図る必要があります。

また、第 12 期生涯学習分科会では、第 11 期分科会までの議論を基に、第４期教育振興基本計画を踏まえ、社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材について重点的に議論を重ね、社会教育人材部会における調査審議も踏まえ、本年６月に議論の整理がとりまとめられました。ここでは、全世代の一人ひとりの主体的な学びを尊重し、個人の幸せと他者との関係性の構築といったウェルビーイングを目指す上で、障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠であるとされています。また、社会教育の連携分野や担い手が多様化し裾野が拡大する中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方について今後の施策の方向性が示されています。

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について、次の事項を中心に御審議をお願いします。

第一に、社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策についてです。

第 12 期生涯学習分科会の議論の整理や社会教育人材部会の最終まとめ等を踏まえ、今後の方向性が示された社会教育主事と社会教育士の役割、社会教育人材の質

的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方について、これらの内容を実効性のあるものとするための具体的方策として、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○　社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方

特に、社会教育を通じた地域コミュニティの維持・活性化、社会教育行政と関係機関（関係府省庁、首長部局、高等教育機関、関係団体、民間企業等）との連携促進、社会教育人材ネットワークの構築・活性化、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進の観点から、行政の役割も含め御検討をお願いします。

○　社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化

特に、社会教育行政の中核として求められる社会教育主事の職務内容の在り方、社会教育士の更なる活躍促進の観点からの御検討をお願いします。

○　社会教育主事・社会教育士の養成の在り方

特に、異なる役割に応じた養成方法・内容の確立、講習実施機関の拡大、若年層を中心に社会教育への関心や参画を広げるための方策の観点からの御検討をお願いします。

第二に、社会教育活動の推進方策についてです。

第一の検討事項を踏まえ、社会教育活動の充実方策や社会教育施設の機能強化方策として、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○　地域と学校の連携・協働の更なる推進方策

特に、「チームとしての学校」の考え方も踏まえつつ、コミュニティ・スクールとの一体的取組の更なる推進に向けた地域学校協働活動の充実、地域学校協働活動推進員等の配置促進と専門性・資質の向上、PTA や子供会を含む社会教育関係団体の活動と地域学校協働活動との連携の推進、家庭教育支援の促進の観点からの御検討をお願いします。

○　公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策

特に、地域コミュニティの維持・活性化に資する公民館の在り方、デジタル技術の活用も含めた公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の充実と水準向上の観点からの御検討をお願いします。

○　青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策

特に、青少年の健全な育成に向け、青少年体験活動やその推進に資する民間活力の活用も含めた青少年教育施設の在り方、青少年体験活動に携わる人材の資質向上、関係団体や民間企業等の多様な主体との連携・協働を促すネットワークの強化の観点からの御検討をお願いします。

○　地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策

特に、環境・福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等の多様な分野における行政機関や高等教育機関、民間公益活動を含む関係団体や民間企業等による取組に対し、社会教育が連携・貢献しうる観点からの御検討をお願いします。

○　共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策

特に、障害者や外国人等の学習機会の充実、福祉関係者や民間団体等の地域に

おける関係者との連携の在り方の観点からの御検討をお願いします。

第三に、国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方についてです。
第一及び第二の検討事項を踏まえ、我が国全体で社会教育を推進するため、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○　社会教育を総合的に推進するための国の体制の在り方
　特に、社会教育人材の養成・資質向上、地方公共団体や関係団体への情報提供・相談対応等、国において求められる役割の観点からの御検討をお願いします。
○　社会教育を総合的に推進するための地方公共団体の体制の在り方
○　社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項ですが、この他にも地域コミュニティの基盤を支える社会教育の在り方と推進方策に関連し、必要な事項について御検討をお願いします。

参考資料２

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（審議経過報告）

Ⅰ．現状と課題

社会構造の変化による地域コミュニティにおけるつながりの希薄化

生産年齢人口の減少や地域社会の担い手が不足。ICT・AIの進展やデジタル化により、他者との対話や、相互理解の機会が減少。

地域社会における課題の多様化と「共助」の必要性

子育て支援、孤独・孤立、防災・防犯、外国人等との共生など、多様化・複雑化する課題に対し、行政のみでは対応に限界。地域住民同士の助け合いが重要。

根本的な解決に向けた課題

多様化・複雑化する地域課題の大きな要因は、当事者意識の欠如等の住民一人ひとりの認識にあることも考えられ、こうした個人の認識や行動を見直すきっかけとなる社会教育としての地域活動や環境整備が必要。

Ⅱ．地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方

今後の目指すべき社会教育の姿

①地域課題の解決に資する社会教育

地域づくり、福祉、防災、環境、子供の健全育成などの地域課題は相互に影響し合っており、一面的な対応では解決が困難である。
社会教育を通じて住民の主体的・継続的な取組や当事者意識を育み、地域課題の解決や未然防止につなげていくことが求められる。

②子供・若者や現役世代、障害者や外国人等を含めた全世代・全住民を対象とする社会教育

子供・若者から現役世代、高齢者、障害者、外国人まで、多様な住民を対象とした学びを充実させることが必要である。
学校だけでは対応が難しい教育課題や学び直しへの対応に加え、全ての人が地域の一員として尊重され、参画できる共生社会の実現が求められる。

求められる役割と期待される効果

１．ウェルビーイングの実現

社会教育は、対話を通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を進めるものであり、良好な関係性や自己有用感を育む。

２．地域コミュニティの構築

社会教育活動を通じて形成された関係性を基盤に、防災や子供の健全育成等の地域課題に「共助」で対応できる。

３．共生社会の実現

性別や年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、多様な人々が社会教育活動等へ参画し相互理解を深め、高齢者、障害者、外国人等を含む全ての人たちが尊重される。

基本的な方向性

１．社会教育人材の質的・量的な拡充

地域課題の解決に向け社会教育の専門性を有する社会教育人材を拡充

２．地域における社会教育の実施体制の充実と裾野の拡大

多様な主体との連携・協働を進め、社会教育の裾野を拡大

３．社会教育の実践を支える仕組みの構築・整備等

継続的な学びや連携を支える社会教育人材ネットワークの構築等

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（審議経過報告）

Ⅲ．社会教育の推進に向けた施策

１．社会教育人材を中核とした社会教育の推進

（１）社会教育士の在り方の見直し

教育委員会に限らず幅広い分野の者が社会教育士となることや、社会教育士の認知や信頼性向上の方策の検討、講習・養成課程の見直し等が考えられる。

（２）社会教育主事・社会教育委員の機能強化

社会教育主事を「地域全体の学びのオーガナイザー」として位置付け、地域づくりや福祉、防災等の関係部局との連携を推進するとともに、配置促進や好事例の周知を図る。また、社会教育委員の役割強化や研修の充実、運用改善を推進。

（３）社会教育主事・社会教育士の養成の改善

講習・養成課程の内容を見直すとともに、オンラインや夜間・休日開催等による受講機会の拡充、受講資格の見直しを進め、多様な分野で活躍できる社会教育主事・社会教育士の養成を推進。

（４）社会教育人材ネットワークをはじめとする活躍支援

継続的な研修機会の充実や社会教育人材ネットワークの構築を進め、実践の共有、相互支援、情報交換、活躍の場の拡大等を通じて、社会教育人材の活躍を支援する。

（５）社会教育の裾野を広げるための方策

導入的講習の充実や学習機会の拡大に加え、短期間・オンラインによる履修機会の確保や優良事例の周知等を通じて、多様な人材の参画を促進。

２．地域における社会教育活動の推進体制の充実

（１）社会教育施設・団体等

公民館、青少年教育施設、図書館、博物館、社会体育施設、社会教育関係団体等が、それぞれの強みを生かしながら連携・協働し、地域課題の解決や多様な学び・交流を支える拠点機能の充実を図る。

（２）社会教育と連携してきた施設・団体等

学校（小・中・高校等のコミュニティ・スクール、地域学校協働活動推進員等）、高等教育機関、地域運営組織（RMO）、NPO、民間企業等との連携・協働を進め、多様な主体が社会教育の視点を共有しながら、地域課題の解決に取り組む体制を充実。

（３）今後社会教育との連携が期待される施設・団体等

首長部局との連携により、若者の地元定着や防災などでの共助体制の強化を図るとともに、社会福祉法人等と社会教育施設等が連携・協働し、交流や学びの機会の充実を通じた地域コミュニティ形成が期待される。

３．国、地方公共団体における推進・支援体制の充実

（１）国

社会教育人材ネットワークの整備支援や導入的講習の開発・提供、研修機会の確保、活躍事例の収集・展開等を進めるとともに、関係省庁や大学等連携し、社会教育人材の育成・活躍支援や社会教育の裾野の拡大を推進。

（２）地方公共団体

社会教育主事の配置促進や社会教育担当職員の資質向上を図るとともに、社会教育人材ネットワークの構築、継続的な研修機会の提供、首長部局や民間企業・NPO等との連携強化を推進。

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について
（審議経過報告）

Ⅰ．現状と課題

（1）社会構造の変化による地域コミュニティにおけるつながりの希薄化

○ 我が国ではいま、少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口の減少や地域社会の担い手不足が深刻化している。とりわけ地方においては、大都市圏への人口集中や人口流出と高齢化が同時に進むことで過疎化が加速し、地方公共団体や地域コミュニティの中には、その存続が危ぶまれているものもある。

○ さらに、ライフスタイルの多様化や価値観の変化が進む中で、働き方や居住形態、消費行動にも大きな変化が生じている。あわせて、ICT や AI の急速な進展は、業務の効率化や新たなサービス創出、高度な情報技術によって利便性がもたらされた一方で、デジタル格差の拡大や情報の偏り（フィルターバブル [1]やエコーチェンバー[2]現象）も生み出され、価値観や年代の異なる他者と対話したり、相互に理解を深め合ったりする機会の減少が指摘されている。

○ 外国人労働者やその帯同家族の増加など、グローバル化の加速も地域コミュニティに大きな影響を与えている。地域の生活を支える上で外国人労働者が重要な役割を果たしている一方で、外国人の増加により、外国人との文化的背景の相違に基づく地域における分断が生じているケースも見られることから、これを解消するための共生社会の実現が重要となる。また、不安定な国際情勢の影響でエネルギーや食糧の安定供給などについて生活に支障が生じるのではないかという不安も生まれている。

○ 地域コミュニティにおいて人と人とのつながりの希薄化が進むと、周囲との良好な関係性を基盤とする日本社会に根差したウェルビーイング [3]の実現が難しくなることも危惧される。家族形態や地域コミュニティの変容により、支えになってくれたり相談できたりする人が周囲におらず、孤立や不安を抱える人が増加するなど、相互に助け合う機能の低下が課題として顕在化している。こうした状況の下で、多様な主体が連携し、人と人とのつながりを再構築する取組の重要性が一層高まっている。

○ 子供を取り巻く環境についても、過疎化や少子化による近所の同世代の子供の減少、デジタル化の進展による直接的なコミュニケーションの減少、習い事や学習塾による多忙化などが生じているとの指摘がある。そのため、子供同士が直接的に触れ合う

---

[1] フィルターバブルとは、アルゴリズムがネット利用者個人の検索履歴やクリック履歴を分析し学習することで、個々のユーザーにとっては望むと望まざるとに関わらず見たい情報が優先的に表示され、利用者の観点に合わない情報からは隔離され、自身の考え方や価値観の「バブル（泡）」の中に孤立するという情報環境を指す。

[2] エコーチェンバーとは、ソーシャルメディアを利用する際、自分と似た興味関心をもつユーザーをフォローする結果、意見を SNS で発信すると自分と似た意見が返ってくるという状況を、閉じた小部屋で音が反響する物理現象にたとえたものである。

[3] ウェルビーイング（Well-Being）とは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。日本社会に根差したウェルビーイングの要素としては、「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現（達成感、キャリア意識など）」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」などが挙げられる。

場面が減少し、また大人との交流も保護者や学校の教師など限られた範囲にとどまっている。このような中、子供が将来大人になったときに不可欠なコミュニケーション能力や多様な者への配慮、価値観や考えの異なる他者を尊重し、折り合いをつける力などが育まれる機会が限定的となることが危惧されている。

○ 少子化により、近所に同世代の子供が少なくなり、少人数又は一人でスマホのゲームなどの遊びに費やす時間が増えることによって、大勢で一緒になって外遊びをするような機会が減少している。そのため、五感を使う直接的な体験を通じて、好奇心や発見力、思考力、豊かな感性などを高める機会が減少したり、遊びの中で体を大きく使って動き回ることが減ったりしているとの指摘もなされている。また、学校の規模が小さくなる中、特に公立中学校において、1つの学校単位では部活動が十分に実施できないといった状況も生じている。

(2)地域社会における課題の多様化と「共助」の必要性

○ 進学や就職を契機とした都市部への人口流出が続く状況が生じている中、地域を支える若者の地元への定着は、持続可能な地域社会の形成に向けた重要な課題となっている。そのため、魅力ある雇用の創出や生活環境の充実等を通じて、若者が地域に根付き活躍できる環境づくりが求められている。

○ 共働きの増加や核家族化の進行により、子育てに対する負担や孤立感が高まる中、保護者の学びや交流の機会を充実させるなど、地域における子育て世帯への支援を充実させていくことが求められている。

○ 安心して暮らせる地域社会の基盤として、防災・防犯等への地域的取組の充実も、その重要性を増している。近年の全国的な地震の発生、気候変動や風水害等の自然災害や山火事の激甚化・頻発化、クマ・イノシシ・シカ等による獣害の多発により、日常的な防災や災害からの復興の観点からも地域住民同士の助け合いが必要となる場面が多くなっている。しかしながら、人口減少に加えて単身世帯の増加傾向が見られること等により近隣住民との関係性が希薄になることで、都市・地方に関わらず災害時における地域住民の共助体制の脆弱性が懸念されている。また、犯罪の多様化や体感治安の動向が懸念される中、行政のみならず地域住民や関係団体が連携し、日常的な見守りや情報共有を進めることが求められている。こうした共助の取組を通じて、地域全体の危機対応力と安全性の向上を図る必要がある。

○ 地域とのつながりの希薄化が進む中、単身高齢者の増加に伴う孤立・孤独の深刻化や、障害のある者の社会参画の機会、共生社会の実現に向けて共に学ぶ場の不足も課題となっている。見守り活動や交流・学びの場の確保、多様な就労や生涯学習、地域での活動機会の創出など、地域住民や関係機関が連携し、包摂的な地域社会の実現を目指した取組を進める必要がある。

○ また、近年では外国人の増加に伴い、言語や文化の違いによるコミュニケーションの課題や、地域住民間の相互理解の不足による軋轢が顕在化するケースも生じている。こうした地域において共生社会を実現するためには、やさしい日本語を含む多言

語対応の情報提供や交流機会の創出を通じて、相互理解を深める取組が求められている。さらに、行政や地域団体、地域住民が連携し、多様性を尊重した包摂的な地域づくりを推進することが重要である。

○ こうした多様化・複雑化する地域課題に対し、行政のみによる対応では、財源や人員の制約があり、個別のケースごとの実情に応じたきめ細かな支援を十分に行うことや、その発生・深刻化を未然に防いでいくことは限界がある。そうしたことも背景としながら、地域包括ケアシステム[4]やRMO（地域運営組織[5]）など、多様化する行政課題に地域単位で対応する取組の重要性が高まってきている。特にRMOは、公民館活動を始めとする社会教育と密接に関係する地域団体として、地域における人材育成や課題解決を担ってきた。また、日常的な支え合いを基盤とする共助の視点による地域づくりの取組の強化や、地域住民等と支援関係機関が協働し課題解決を図るための体制づくりがより一層重要となっている。

○ しかし、これまで地域を支えてきた自治会などの地縁団体においては、担い手の高齢化が進む中、特に若い世代において新たにこれらの活動に参加する者が十分ではなく、活動の担い手の後継者不足が深刻化しており、継続性が危ぶまれている。持続可能な地域社会を作るためには、地域課題を自分事として関心を持ち、行動できる主体形成が重要であり、特にこれらの地域活動の将来の担い手である子供については、他者と協力して地域のために活動する楽しさや充実感を味わう経験を増やしていく必要がある。これらの活動に参加することを通じて、責任感や自主性、自発性、困難なことがあっても諦めずにやりきる力、自己有用感などが育まれ、子供の健全育成に資するとともに、将来の地域社会を担う人材として不可欠な資質が育まれる。

○ また、人間関係の希薄化や少子化などにより、これまでは家庭における教育や、地域の中での子供同士や大人との交流の中で育まれてきた基本的な生活習慣、コミュニケーション能力や他者への配慮などが十分に培われず、学校において対応せざるをえないような状況が生じているところ、新たな教育課題にも対応する質の高い教育を実現していくためには、学校と地域が地域の子供の教育に係る目標や課題を共有し、保護者及び地域住民の理解を得ながら役割分担を見直すことが必要である。

○ 加えて、子供の深い学びを実現するためには、子供が自身の興味関心に応じて、とことん没頭してやりたいことを探究することが大切であるが、学校においては、限られた授業時数の中で多様な子供の学びを支える必要があるため、一定の制約が生じる。そのため、学校において幅広い内容を学ぶことを通じて育まれた好奇心や興味関心に基づき、放課後や休日などにおいて、子供自身が探究したい内容を学べる機会を設けていく必要がある。

---

[4] 地域包括ケアシステムとは、高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう、地域内で「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制（システム）のこと。

[5] 地域運営組織（RMO：Regional Management Organization）とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織のこと。

○ このように、子供の教育について、従来のように学校教育の比重が大きい状態から、学校と地域や家庭が連携・協働して社会全体で担っていく環境へと転換を図っていく必要がある。

（3）根本的な解決に向けた課題

○ 上記のような課題については、これまでもそれぞれの課題ごとの対策や、地域の活性化を企図した方策など、様々な施策が講じられてきているが、対症療法的な対応では、根本的・持続的な解決は極めて困難である。

○ これは、人間関係の希薄化等の社会環境の変化の中で、「他者とのつながりへの忌避感」、「自分が困らなければそれでよいとする自己中心的な発想や他人への無関心」、「当事者意識の欠如や無力感等による行政による対応への過度な期待や依存心」等、地域住民一人ひとりの認識や態度の問題が大きな要因の一つと考えられる。これを踏まえれば、我が国の社会が現在直面している諸課題の根本的解決を図るためには、こうした個人の認識や態度さらには行動を主体的に見直すきっかけを作り出すという教育的意図をもった社会教育としての地域活動や行政施策の充実が必要不可欠である。このような社会教育活動を通じて、例えば地域における人とのつながりが作り出されることにより、上記のような認識や態度の変容をさらに促していくことにも資すると考えられる。

Ⅱ．地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方

（1）これまでの社会教育

○ 昭和 24（1949）年に社会教育法が制定され、社会教育の目的や行政の責務、公民館等の位置付けが明確化された。同時期に各地で公民館が設置され、民主主義社会の担い手の育成という観点から、地域住民による自治的な学習や話し合い、文化的な交流の拠点となった。また、図書館法（昭和 25（1950）年）、博物館法（昭和 26（1951）年）も制定された。

○ 昭和 30～40 年代の高度経済成長期には、都市化や産業構造の変化に対応し、社会教育施設や講座が量的に拡大した。公民館や図書館、博物館は各地方公共団体に広がり、趣味・教養的講座や市民講座が盛んに実施された。一方で、社会の成熟化に伴い、「学校教育中心」から「生涯にわたる学習」へと視点を広げる議論が生まれた。1970 年代後半には生涯教育・生涯学習の理念が提唱され、社会教育は、学校教育以外の場において個々人の生涯にわたる学習全体を支える生涯学習政策の一部という位置付けが強く意識されるようになっていった。

○ 昭和 50 年代以降、生涯学習の理念が浸透していく中で、行政上も個人の自己実現支援に重点が移り、社会教育における社会の担い手の育成という趣旨は相対化されていった。さらに 2000 年代になると、規制緩和・地方分権改革が進み、社会教育行政の在り方も地方公共団体の裁量に委ねられる部分が増えた。その中で、社会教育施設の設置管理を首長部局へ移管できることになったり、指定管理者制度が導入されたりしたことなどにより、他の行政分野との連携強化が進んだ地方公共団体がある。一方で、地方公共団体によっては、社会教育自体を所管する教育委員会との連携の観点から課題も生じている。

○ 平成 20 年をピークとして我が国の人口が減少を始め、近年は地域コミュニティにおける人とのつながりの希薄化などの社会課題が深刻化しており、社会教育に求められる役割として、人と人を相互につなぎ、地域住民の学びと参加を支えることが重視されてきている。

（2）社会教育の特長

○ 社会教育については、単なる趣味的な学習機会を提供しているに過ぎないのではないかとの指摘も見受けられる。確かに、公民館の講座において扱われている内容には、そうしたものも一定程度含まれているが[6]、社会教育として行われる際には、例えば、参加する地域住民同士の関係性を深めたり、更なる学習等への意欲や関心を高めたりできるよう教育的な配慮を伴って実施することが求められるものである。

○ このように、本来、社会教育は、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者との協働的な活動を通じて人と人相互のつながりや社会とのつながりを形成していくものである。

---

[6] 令和 6 年度社会教育調査（文部科学省）によれば、公民館が実施した学級・講座では、「趣味・けいこごと」が約 3 分の 1、「体育・レクリエーション」が約 20%を占め、両者を合わせると約半数に達する。一方、防災や地域づくり等を含む「市民意識・社会連帯意識」は約 8%となっている。

○ より具体的には、社会教育は以下のような特長を有しており、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の好循環を実現する教育的意図を有する活動として行われるものである。

1) 活動自体を楽しいものとすること、参画することの充足感や自分の知識、技術、経験を生かせることによる自己有用感を感じられるものにすること等を通じて、地域住民等による学習その他の活動への主体的・継続的な取組を促すものであること。

2) 学習その他の活動に協働して取り組むことを通じて、当該活動に参画する者相互の良好な関係、より具体的には、自分事の範囲が重なり合うような関係（つながり）の構築を促すものであること。

3) 地域課題の解決を図る上で必要な学習その他の活動の促進を通じて、1)の楽しさや充足感・自己有用感に根差した主体性の涵養、2)の自分事の範囲が重なり合う関係の構築と相まって、地域コミュニティの維持及び形成をはじめ持続可能な社会の実現に資するものであること。

○ 第４期教育振興基本計画のコンセプトとして示されたように、社会教育は学校教育と共に、子供・若者・青少年を「持続可能な社会の創り手」として育んでいく営みである。社会教育を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、地域住民の居場所づくりを支え、協力し合える関係づくりを促進することで、持続的な地域コミュニティの基盤形成に寄与するものである。

○ 社会教育による地域住民の関係性の構築は、地域づくり、福祉、防災、環境、子供の健全育成などの地域における様々な課題を解決する根幹となることから、そうした広範な行政施策の円滑な実施を支える基盤ともいうべき機能を果たしうるものである。このため、課題解決にむけた地域住民による主体的・継続的な取組の促進を図るためにも、こうした様々な分野で活躍する関係者とも社会教育の価値を共有していくことが重要である。

(3)今後の目指すべき社会教育の姿

（１）で述べた通り、社会教育の在り方は、これまでも社会情勢の変化に伴って変遷を遂げており、これからの社会教育の在り方については、以下の方向性を目指して、現在の地域社会やそこに住む地域住民にとって真に必要なものとなるよう見直していく必要がある。

①地域課題の解決に資する社会教育

○ Ⅰで述べた通り、地域においては、地域づくり、福祉、防災、環境、子供の健全育成など様々な課題が生じているが、これらは相互に影響し合っているため、一面的な対応では解決が困難であることも多い。

○ これらの課題解決に向けた取組を行う際に、上記（２）の社会教育の特長を生かすことにより、地域住民による主体的で継続的な取組としていくことを期待できるだけでなく、様々な課題解決に参画する地域住民同士の関係性が構築され、それが積み重なることで、他の地域課題への対応を含めた地域コミュニティとしての取組に発

展させることが可能となる。

○ また、直面する地域課題の解決をはじめとした、様々な社会教育活動に関わる中で、地域住民が多くの課題に当事者意識を持ち、地域住民同士で協力し合い、地域全体で誰もが住みやすい地域コミュニティの形成に向けた取組を継続的に行うことにより、現在生じている課題の解決に資するだけでなく、将来的に課題が生じることや深刻化することを未然に防ぐ効果も期待される。

○ このように、社会教育は、地域コミュニティの基盤を醸成し、様々な地域課題を根本的に解決するための有効な手段であり、地域の課題解決や未然防止に資する教育活動となっていくことが求められる。

② 子供・若者や現役世代、障害者や外国人等を含めた全世代・全住民を対象とする社会教育

○ デジタル化の急速な進展による直接的体験の機会の減少や、不登校の子供や障害のある子供、外国にルーツのある子供の増加などが生じる中、学校だけで多様な子供に対して適切な教育機会を提供していくことや個々の子供の状況に応じて支援していくことには限界が生じている。そのため、前述のとおり、社会教育は学校教育と共に、子供・若者・青少年を「持続可能な社会の創り手」として育んでいく営みであることを踏まえ、これまで学校教育に偏りがちであった子供・若者・青少年の教育について、今後は社会教育も大きな役割を果たしていくことが求められる。

○ AI 等のデジタル技術の進展や産業構造の変化等を踏まえた現役世代のリ・スキリングなどの学び直しの重要性も増大している。また、外国人の増加、障害者の社会参画の推進の必要性の高まりなどを受け、これらの人々を含む全ての人が地域の一員として尊重され、地域社会に参画できる共生社会を実現するために、様々な学びの支援を行っていく必要がある。そのため、今後の社会教育では、こうした地域住民のニーズを踏まえながら、必要性の高い学びを充実していくことが求められる。

（4）今後の社会教育に求められる主な役割と期待される効果

① 子供・若者を含めた地域における人とのつながりを基盤としたウェルビーイングの実現

○ 社会教育は、単なる学習機会の提供ではなく、他者とのかかわりや対話を通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を進めるものであり、地域における社会的基盤として機能することが求められる。さらに、他者に目を向けることによる地域における周りの人との良好かつ互恵的な関係の構築、地域活動への参加・貢献による自己有用感の向上等により、「ウェルビーイング」の実現にも資するものである。

○ 少子化、スマホゲームなどによる遊びの広まり、また、AI 等のデジタル技術の進展が今後も飛躍的に進むと考えられる中で、課題について調べる際に文献にあたるより AI に相談したり、悩み等についても家族や友人、教員ではなく AI に相談したりする傾向が高まっているとの指摘がある。そこで、子供同士の人間関係の希薄化や答えの見えない問題に向き合い試行錯誤する力の低下が懸念されている。子供同士が直接的な触れ合いをする経験を増やすことで、人とつながることの楽しさや心地よさを味わい、それを通じた主体性や自律性、コミュニケーション能力、対話を通じて解決

策を見つけ、状況の変化に応じて改善を図っていく能力などの育成が図られる。

○ また、学校での人間関係に悩みを抱える子供にとっても、地域住民との交流を通じて、学校とは異なる安心できる居場所を得ることができること、ありのままの自分を受け入れてくれる人の存在が心の支えや自信につながること、多様な価値観や生き方に触れることで狭い人間関係における悩みが軽減されること、様々な人との交流により社会性が育まれることなどが期待される。

○ 若者の居場所づくりや社会参画に向けては、ライフデザインについての学びや、就労・生活等を支援する場面においても、ボランティア活動などを通じて、社会とのつながりの実感や、自己有用感の涵養を図るなど、社会教育の良さを取り入れた活動の実施が効果的であると考えられる。

○ このように、人口減少の中で高いウェルビーイングを実現し、それを維持していく上での基盤として、社会教育は重要な役割を果たすことが期待される。

② 防災や子供の健全育成等の地域課題に「共助」で対応できる地域コミュニティの構築

○ 社会教育活動を通じて築かれた顔の見える関係を基盤として、地域住民が地域課題の解決に向けて自ら協働して取り組むことで、地域住民同士の助け合いができる地域コミュニティの構築が促進される。

○ こうした地域コミュニティにおける共助の取組の結果として、行政の支援が届いていなかった人への支援の充実や、課題の深刻化の予防につながる日常的な取組の充実等が図られることが期待される。特に、地域住民同士の助け合いの関係を構築し、地域社会において命を守るセーフティネットを機能させる観点からも社会教育の充実は重要となる。

○ また、地域社会の将来の担い手となる子供についても、地域活動への積極的な参加を促すことで、地域の事柄に関する当事者意識を育み、また地域活動に参加することの楽しさや充実感を経験することで、将来も地域活動に参加しようとする意欲を高めていくことが可能と考えられる。

○ さらに、子供の教育について、学校と地域が子供の状況、学校・地域の課題や教育目標・理念等を共有し、双方が連携・協働して、社会全体で子供の教育を担っていく環境を構築することが求められる。それにより、学校と地域とが緊密な連携と適切な役割分担を行い、学校教育だけでは対応が難しい体験活動や多くの地域住民との多世代の交流、個々の子供の状況に応じた学習支援などを、地域における社会教育の一環として充実することが求められる。

○ なお、持続可能な地域コミュニティの構築には、地域の歴史や文化を知るとともに、特色のある地場産業や地元企業の役割を学び、地域の強みを知り、それらを支える地域の大人との直接的なつながりを通して地域の誇り（シビックプライド）を涵養していくことも必要と考えられる。

③ 高齢者、障害者、外国人等を含む全ての人たちが尊重され、参画する共生社会の実現

○ 全ての人の人権が尊重され、年齢や性別、障害の有無、国籍等に関わらず平等に参

画できるような共生社会を実現していくためには、様々な地域活動に、従来からの参加者だけでなく、家庭の事情等により参加が難しかった者や、子供や若者、高齢者、障害者や外国人等の多様な人々が集い、参加者同士が対話を通じて相互理解を深める機会を増やすことを通じて、共生社会の実現への地域住民の理解を涵養することが重要である。

○ 地域全体の共生社会に関する理解が進むことにより、子供のうちから自然と、自分とは異なる他者を尊重する意識が養われたり、ありのままの自分らしく過ごしやすい環境の下で自己肯定感の向上が図られたりすることなども期待される。

○ また、高齢者、障害者、外国人等を含む全ての人が、主体的に選択し行動できるようになるためには、これらの者が地域の一員として、他の地域住民と共に社会教育活動をはじめとする様々な活動に参画することを通じて、支援をする・されるという固定的な関係ではなく、助け合い・支え合う関係を前提に自らができることを増やしていくことが重要であり、そうした関係性の構築は持続的な共生社会の実現にも資するものと考えられ、高齢者、障害者、外国人等が社会教育を担う人材として参画することにもつながるものである。

○ こうした取組を進める上では、高齢者や障害者、外国人等の活躍の場や居場所づくり、孤立の予防といった福祉等の他分野の関係者とも社会教育についての共通理解を図っていくことで、共生社会の実現に向けた取組がより充実することが期待される。特に、これまで学校卒業後の学びの機会の不足が指摘されてきた障害者等の学びの場や、日本語や日本の風土・文化、ルール・制度等を分かりやすく学習するための機会が限られていると指摘されている外国人の学びの場を公民館等の社会教育の分野でも充実させていくことは重要な課題である。

(5)社会教育の推進を図る基本的な方向性

○ これまで地域において社会教育を担ってきた団体や施設における活動を更に充実させるとともに、新たな地域課題の解決に向けて、これまで社会教育とのつながりが薄かった団体等も含め、様々な分野の垣根を越えて連携・協働していくことが重要であり、それらを支え、つなげる人材が求められている。

○ 地域住民の認識・態度・行動の変容を図り、自主的・継続的な地域活動への取組が進むようにすることで、地域コミュニティの維持・構築を推進していくためには、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」という教育的意図をもって地域活動を社会教育として行うことができる社会教育人材の関与が不可欠である。このため、今後は、社会教育人材の質的・量的な拡充を図り、社会教育人材を中核として社会教育を推進していくことが重要である。

① 社会教育人材の質的・量的な拡充

○ 地域課題に対処する団体や活動などは多数存在するものの、それらの内容や取組状況は区々である。また、地域課題の根本的な解決には、それぞれの地域住民の認識等の変容を図ることが必要であり、社会教育の手法を取り入れることが求められる。そ

のため、これらの活動に、社会教育に関して一定の専門性を有する者が参画することで、活動の質の担保や高度化を図ることが求められる。

○ しかし、現行の社会教育法では、教育委員会に配置され、社会教育に関して専門的・技術的な助言と指導を行う専門的職員である社会教育主事は制度化されているが、市町村における社会教育主事の配置率は低く、また他の行政分野や地域活動において社会教育に関する専門性を生かして活動する人材については規定がない。

○ 令和２年度からは、社会教育主事となるための任用資格を得るために社会教育主事講習（以下「講習」という。）又は大学の社会教育主事養成課程（以下「養成課程」という。）で学ぶべき科目及び単位数を規定している社会教育主事講習等規程において、この講習・養成課程を修了した者が、「社会教育士」と称することができることとされている。ただし、位置付けとしては、あくまで称号であり、当然ながら学習内容も社会教育主事の任用資格としてのものとなっている。

○ このため、社会教育の専門性を他の行政分野や地域活動において生かす際に、その専門性を的確に証することができる仕組みとすることで、活動の質の担保や高度化を図ることが求められる。

○ また、社会教育士の称号は、令和７年度までに約 1.2 万人が取得しているが、多様な分野の地域活動に社会教育の手法を取り入れることで、活動の質の向上や自走化を図り、地域コミュニティの維持・形成につなげていくためには、各地域に十分な人数の社会教育士が存在することが不可欠であることを考慮すれば、社会教育士数の現状の規模では大きく不足している。

○ これらを踏まえると、社会教育人材の質的・量的な抜本的拡充を図るために必要な措置を制度的な見直しも含めて講ずる必要がある。

○ その際、個々の社会教育士がその専門性を十分に発揮し、活動を円滑かつ効果的に行えるようにするためには、社会教育士に代表される社会教育人材のネットワークを整備し、実践の共有、相互支援等を行える環境を構築していくことも求められる。

② 地域における社会教育の実施体制の充実と裾野の拡大

○ 地域における社会教育活動をこれまで担ってきた主な組織的主体としては、公民館に代表される社会教育施設や社会教育団体が挙げられる。ICT や SNS の発達もあり、社会教育士が個人や少人数で活動することも容易になってきているが、社会教育施設や社会教育団体がそれぞれの組織としての強みを生かしながら、社会教育の振興を図る役割を果たしていくことは引き続き重要である。それに加えて、各施設や団体が、社会教育士の活躍の場となってその活動の質を高めたり、施設利用者等に社会教育の裾野を広げていく役割を果たしたりしていくことが期待される。

○ 従来は、社会教育を行う者として、公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教育が本業である者、本業とは別に地域活動等に携わる者が主に想定されてきた。しかし、今後は、学校教育のほか、地域振興・福祉等の教育以外の分野、さらに、地域とのつながりが深い民間企業などで本業を持ち、その本業において社会教育の素養

を生かそうとする者についても、社会教育人材としての活躍の促進が期待される。

○ また、地域活動等に関心がある者に対し、社会教育の学習機会や実践者とつながる機会を提供したり、子供・若者の地域活動への参画を促したりすることで、社会教育の裾野を拡大することも重要である。

○ 一部の地域では、地域課題の解決に向けて社会教育を再評価する声も聴かれるものの、多くの地域においては社会教育士の活動を身近に感じられる状況には至っておらず、未だ社会全体での認知度は高いとは言えない状況にある。このため、社会教育人材の質的・量的な拡充や社会教育の裾野の拡大等を通じて、身近なところで社会教育士による活動に触れ、その効果を実感できるようにしていくことに加え、社会教育が地域の課題解決に役立つ身近な活動であることを分かりやすく発信すること等を通じて、認知度の向上を図っていく必要がある。

○ 特に、若年層の社会教育への関心や参画を広げるためには、青少年の育成活動を行う団体等と連携するなどして、社会教育施設の中に若者が利用しやすい居場所となる場所を設けたり、若者による地域活動の情報を提供したりすることなどが考えられる。その際、若者も地域コミュニティの主体であり、大人と対等に役割を果たす主体であると認識され、尊重されるという視点を共有することも重要である。このため、例えば、若者も利用しやすい居場所づくりの取組に若者の参画を得たり、意見を聞いたりするなどのプロセスを通して若者の関心を広げていくことや、そうした居場所の多様な利用者や運営する者等との関わり合いを通じ、それらが社会教育の営みの中で支えられていることを知るきっかけとなっていくことが望まれる。

○ 社会教育の裾野を広げるためには、平易かつ短期間で社会教育の基礎的な内容を学ぶことができる導入的講習（Ⅲ１（５）参照）等が、各地において、教育委員会や各種団体等が主体となって実施されることを促せるよう検討すべきである。

○ また、社会教育人材の裾野を広げていくことと併せて、公民館等の社会教育施設を中心とした、従来の社会教育の諸活動の在り方に関しても、活動の場の提供などの支援を求める団体等に対して対応するだけではなく、これからは地域課題解決に向けた活動を行っている団体や社会貢献活動に意欲のある営利企業に対して積極的に働きかけを行い、これらと連携した活動を展開したりすることなども重要と考えられる。

③ 社会教育の実践を支える仕組みの構築・整備等

○ 上で述べたとおり、社会教育人材の質的・量的な拡充を図るとともに、地域における公民館をはじめとした社会教育の実施体制を充実し、社会教育の裾野の拡大を図るに当たり、様々な実践を支える仕組みを構築・整備することが求められる。

○ 具体的には、社会教育人材ネットワークの構築によって、社会教育人材同士で情報共有や相互の連携・協力依頼等が可能となるだけでなく、教育委員会をはじめとする行政においても、社会教育人材を組織的に活用した施策を講じる際の基盤ともなるものである。

○ 各施設や団体等の組織としての相互の情報共有が進むことも期待されるが、例えば公民館に配置された社会教育士を有する職員同士のネットワークを通じて、公民館に関する様々な情報の共有が進むといったように、社会教育人材ネットワークが施設ごとや、テーマごとなどでの情報共有の場として発展することも期待される。

○ 各地域において、社会教育士のネットワークなど社会教育の実践を支える仕組みの構築・整備等にあたっては、教育行政における社会教育主事の存在が重要な役割を果たすため、まず社会教育主事の配置率の向上が急務である。また、公民館主事による社会教育士の取得を促進し、社会教育主事や社会教育士との連携を強化することが重要である。

Ⅲ. 社会教育の推進に向けた施策

1.　社会教育人材を中核とした社会教育の推進

（1）社会教育士の在り方の見直し

① 社会教育士の質及び量に係る現状の課題

○ Ⅱ（５）①で述べたとおり、近年、社会教育士の称号取得者が増加しており、称号取得者は 1.2 万人を超えてはいるが、今後は、社会教育士の活動する場面が多様な分野に広がっていくことを考えると、社会教育士数は大きく不足している状況である。

○ また、地域における課題の実情やその解決に向けて、当事者である地域住民の認識を変容させていくためには、そのための教育的手法に関する専門的な知識や技術が必要である。さらに、多くの地域住民の参画を得ながら、社会教育法に規定される社会教育の一環として地域社会の課題解決という公益的な取組を実施していくに当たっては、活動のけん引役となる社会教育士について、これまで社会教育主事が地方公務員として得ていた一定の信頼性と同程度の信頼性を保証できる仕組みが必要である。

○ 現行制度における社会教育士は称号との位置付けであることから、いわゆる国家資格と比較すると、専門的知識や技術を証するものとしての社会的な認知や信頼性には限界がある。こうした事情もあって、社会教育士を取得したとしても、その専門性を生かせる職場や役職は限られており、社会教育士の称号を有することが、社会教育主事以外の職に就くことや多様な場面で活躍の機会の確保には十分につながっておらず、もともと社会教育に高い興味関心のある者以外の者が社会教育士を取得しようとする動機付けにはつながりにくい状況がある。そのため社会教育士の取得者は増加傾向にあるとはいえ、現行制度のままでは、将来的に大きな増加を見込むことは困難である。

○ さらに、現行の講習・養成課程は社会教育主事になることを前提とした学習内容となっており、社会教育士が社会教育主事以外の立場で多様な場面において活動することが期待されることとは合致していない。

② 社会教育士の在り方の見直し

○ 今後は、教育委員会で社会教育に関する職務に従事する社会教育主事のみならず、首長部局で地域づくりや福祉、防災等を担当する職員や、RMO、特定非営利活動法人（以下、「NPO」という。）や民間企業等で地域づくりや地域課題解決を行う職員などの幅広い者が社会教育士となり、これらの社会教育士が行う社会教育活動に対する地域住民の信頼を高めることで、地域住民の認識の変容や地域活動への参画を一層促進できるようにすることが必要である。

○ また、社会教育士としての社会的な認知や評価を高めるに際して、社会教育士の取得者が多様な場で活躍できる機会を確保していくことなどの社会教育士を取得することのメリットを示していくこと等により、社会教育士を目指す者を増やしていくことが必要である。そのため下記のような見直しを行うことについて、制度上の取扱

を含めて今後引き続き検討する必要がある。

- 社会教育士の位置付けについて見直すことも含め、その社会的な認知や信頼性向上につながるような方策を検討することが必要である。
- 社会教育主事との関係については、社会教育主事は社会教育士を有する者から任用するものとして位置付けることが考えられる。
- また、地域における社会教育の拠点である公民館の主事については、社会教育の高い専門性を有することが求められるため、公民館の主事についても社会教育士を有する者から任用するものとして位置付けることが考えられる。ただし、現状の職員配置を踏まえ、人事の柔軟性確保に配慮するため、まずは任命権者に自発的な取組を促すことも考えられる。
- 講習・養成課程の内容を、従前の社会教育主事として任用されることを前提とするものから、社会教育に関する専門性を有し、幅広い分野で活躍できる実践力を有する社会教育士を養成していくために必要なものに見直すことが考えられる[7]。

(2)社会教育主事・社会教育委員の機能強化

○ 社会教育士の制度的な位置付けの見直しと併せて、これまでも制度上の社会教育のけん引役であった社会教育主事や、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行い、教育委員会に助言する役割を果たしてきた社会教育委員についても、その機能を強化していくべきである。

(ア)社会教育主事

① 市町村の社会教育主事

○ 市町村の社会教育主事は、教育委員会事務局に置かれる行政の専門職としての位置付けであり、社会教育に関する専門的な知識や技術を用いて、市町村における社会教育行政の企画・立案及び実践の推進全体を牽引する、いわば「地域全体の学びのオーガナイザー」としての役割が期待される。

○ さらに、地域づくりや福祉、防災などの地域コミュニティに関する他の部署と連携・協働し、他部署の施策の推進に当たり、コーディネーションやファシリテーション等を通じて地域住民の認識の変容が促されるよう、地域のつながりづくりや参加者の自己有用感、主体性を育てるなどの、社会教育の手法を組み込んだ地域活動や行政施策となるように調整することで、当該施策の実効性をより高めることも期待される。

② 都道府県の社会教育主事

○ 広域の地方公共団体である都道府県の社会教育主事は、都道府県全体の社会教育の振興の企画・立案を行うほか、基礎的な地方公共団体である市町村が行う社会教育施策の水準の向上のため、都道府県内外における効果的な実践事例の収集や周知、域内における関係者に対する研修の実施、必要に応じた市町村への指導助言等により、管内の市町村における社会教育全体の質の向上に努めることが求められる。

[7] 具体的な科目の内容等に関する検討は専門家による検討に委ねる。

○ 特に、社会教育人材ネットワークの構築・運営に関しては、一定の広域性をもった取組とすることが効果的と考えられることから、都道府県が中心的な役割を担うことが適当と考えられる。

③ 配置促進に向けて必要な取組

○ 社会教育主事は社会教育法上、「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置く」とされていながらその配置率は市町村で低下傾向にある。こうした状況を改善し、各地方公共団体において社会教育主事が適切に配置されるよう、国においても、地方公共団体に対して法律の趣旨を周知するとともに、社会教育主事が学校教育や首長部局との連携において中心的な役割を果たしている好事例、社会教育主事の任用上の工夫等を収集・周知するなど、その配置に係る有用性の理解増進を図る等の取組を進めることが必要である。

○ 社会教育は、首長部局が所管する地域づくりや福祉、防災などの分野との関連性が高く、これらと一体的な推進を図る観点から、公民館等の管理を首長部局に移管するとともに、社会教育関連の事務の相当部分について首長部局に事務委任されていたり、首長部局が補助執行することとされていたりしている地方公共団体も見られる。このような場合でも、社会教育主事の教育委員会との併任発令が可能であり、これにより確実に配置することで、その専門性を生かして首長部局と教育委員会との連携を円滑に進めることが期待される。

(イ)社会教育委員

○ 社会教育委員は、社会教育法において社会教育について教育委員会に助言等を行う者として都道府県・市町村の教育委員会に置くことができるものとされており[8]、令和6年度現在、全国で約1.8万人発令されている。しかし人材の固定化・高齢化のほか、地方公共団体によっては教育振興基本計画への関与の度合いが低いなど役割が形骸化しているケースがあることや、（ア）で述べた通り、社会教育関連事務が首長部局に移管等されている場合の連携に課題が見られるケースもあることが指摘されている。

○ 社会教育人材ネットワークの構築にあたっても、社会教育委員のこれまで積み上げてきた知見や人的なつながりを組み込んでいくことも有効と考えられる。

○ 社会教育委員に新たに任命された者等に対しては、社会教育に関する施策の動向な

---

[8] 社会教育法（昭和24年法律第207号）（抄）
（社会教育委員の設置）
第15条　都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。
2　社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。
（社会教育委員の職務）
第17条　社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。
一　社会教育に関する諸計画を立案すること。
二　定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
三　前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
2　社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
3　市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

ど、社会教育委員として必要となる知識等を得られるよう研修等を実施することが必要である。

○ そのほか、例えば、社会教育委員自ら調査研究を行ったり、教育委員会に対して社会教育に関する意見を述べたりするなど、積極的な行動をしている社会教育委員などの事例もあるが、一部の地方公共団体の取組にとどまっており、そうした取組が全国的に広まることが期待される。

○ 社会教育委員の一部について公募制の導入や社会教育士の取得者の登用などの選任上の工夫や、社会教育委員による現場視察の実施や議論型委員会への転換などの運用上の改善の検討も必要である。

○ 国においても、こうした優良事例について周知を図ることにより、各地方公共団体における取組が進むよう支援していく必要がある。

(3)社会教育主事・社会教育士の養成の改善

○ 社会教育を推進していくに当たっては、社会教育主事とともに社会教育士が重要な役割を果たすことが求められることを踏まえた上で、社会教育主事の養成を前提として検討された現在の講習・養成課程の在り方や内容等について、社会教育士にとっても、さらには、社会教育士と連携しながら社会教育行政の中核としての役割を果たすことが求められる社会教育主事にとっても、より適切なものとなるよう見直す必要がある。

① 講習に係る制度の基本的な枠組みに関する検討等

（講習の科目構成等）

○ 現行の講習内容については、例えば「社会教育経営論」に含まれる行政担当者の実務的な内容等のように、社会教育士にとっては学習の優先度が必ずしも高くないと考えられる内容もある。他方で、「生涯学習概論」、「生涯学習支援論」及び「社会教育演習」や「社会教育経営論」の上記以外の内容については、概して、社会教育主事だけでなく社会教育士にとっても必要なものと考えられる。

○ 仮に、社会教育士を目指す層のニーズとのミスマッチに該当する部分の削減によりその解消を図るとしても、実際に単位数の削減につながる程度の削減になるとは考えられない。さらに、社会教育士を取得する意義や、社会教育士の専門性に対する信頼を保つといった観点からは、単位数を減らすことに対して慎重である必要があることや、講習の実施方法としてオンラインの活用や夜間や土日の開催を促進することにより受講のしやすさを向上させることも可能であること等を考慮すると、総単位数は現行の８単位を維持することとした上で、講習内容の見直しを行うとともに、参加の促進や裾野の拡大を図るために必要な方策等の検討を進めることが適当である。

（講習の役割と社会教育主事・社会教育士との関係）

○ 講習は、単に社会教育に関する基礎的知識を身に付けることにとどまらず、教える

側と教えられる側という二分論ではなく共に学ぶといった教育観等を身に付ける場として、重要な役割を担ってきた。さらに、講習で受講生相互の関係を構築できることは、社会教育に携わる者同士が共につながりあう端緒や基盤としての役割も果たしていることに大きな意義がある。

○ さらに、今後、社会教育主事を中核として社会教育士をはじめとする社会教育人材ネットワークにより社会教育を推進していくことも考慮すれば、社会教育主事の発令予定者が、様々な分野で活躍する社会教育士となる者と一緒に同一の講習を受けられるような制度を基本とし、社会教育士であることが社会教育主事を発令する際の要件となるような制度設計とした上で、今後実施される新たな講習は両者に共通の内容とすることが適当と考える。

○ 上記の制度設計を前提としながら、各科目の内容については、社会教育士として様々な分野で活躍する者のための講習でもあることや、社会教育士の活躍支援が社会教育主事の業務の柱の一つとなること等を踏まえて見直しを行うこととする。あわせて、現職研修等、発令後の資質向上のための仕組みの構築・発展や受講の利便性の向上等を図るほか、社会教育の裾野を広げるために、社会教育を学び始めることの敷居を低くできるよう、導入的な講習（（５）で後述）等を広く推奨することにより、社会教育人材を中核とした社会教育の推進を図ることとする。

（社会教育主事の研修）

○ 社会教育主事の発令予定者にとって、講習・養成課程の修了はあくまで社会教育主事の出発点であり、その後の現職研修や実務経験を通じて更に資質向上を図ることが期待される。社会教育主事としての業務の円滑な遂行ができるよう、発令後の早い段階における現職研修等の充実を図る必要がある。

○ 必要な研修を受講させることは任命権者の役割であるが、地方公共団体の規模によっては独自の研修を行うことが困難な場合も想定され、また、他の地方公共団体の社会教育主事とのつながりを持つことが実務を進めるに当たっての支えになる面も大きいことから、都道府県が域内の市町村の社会教育主事に対する研修の機会を提供することが極めて重要である。さらに、各都道府県の社会教育主事が相互に実践に関する情報交換をしたり、それを通じて都道府県を超えたつながりを持てるようにしたりするために、国がそうした研修機会を提供することが求められる。

（具体的な検討に当たっての方向性）

○ 各科目の具体的内容の検討に当たっては、講習はグループワーク等の協働的な学習活動というプロセスを通して、共に学ぶという教育観を身に付ける場であることを踏まえる必要がある。また、参加者が日々の職務等の実践を講習の機会に振り返り、実践の意義や課題について検討するなど、実践と省察の往還に資する演習等の要素の充実が図られることが望まれる。

○ 社会教育主事や社会教育士には、民主主義や地域住民自治の醸成、社会的包摂を推進し、多様性を認め合う共生社会の実現につながるよう、Ⅱ（２）で示した社会教育

の特長が十分に発揮できる教育活動等を企画・実施することが求められる。

○ 社会教育主事や社会教育士に求められる能力として、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力が必要であることは、これまでと変わるものではないが、これらの能力を技術的な側面のみから捉えるのではなく、前述の社会教育の特長との関係や、社会教育主事や社会教育士が活躍する実際の場面等との関係を踏まえて捉えることが重要である。

○ 社会教育の役割についてはこれまで「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の３つの観点から捉えられてきた。このことは、社会教育が関わる領域が個人レベルから社会レベルまで多様な層を含んでいることを示している。社会教育人材を養成する科目の具体的な内容についても、例えば、「学びを促進する」、「学び合い・つながり合う協働的な場や集団をつくる」、「自律的・継続的な活動の仕組みをつくる」というような、多様な層の広がりや関係性等を踏まえて検討することが求められる。

○ また、社会教育人材ネットワークに関する内容、社会教育士として活動する際にも関係が深い社会教育行政に関する内容、障害者や外国人等を含む誰もが参加できる共生社会の実現に関する内容等を重視すべきであることにも留意する必要がある。

○ 今後、講習や社会教育士の位置付けを見直す際に、講習の呼称についても、例えば「社会教育講習」のように、新講習が社会教育主事の発令を受けるためだけのものではないことが明確になる呼称とすることが適当である。

② 講習への幅広い層の参加促進に向けた見直し

（多様な者が受講しやすい環境の整備）

○ 社会教育を行う者としては、従来の公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教育が本業である者、本業とは別に地域活動等に携わる者が主に想定されてきたが、今後、学校教育のほか、地域振興・福祉等の教育以外の分野、地域とのつながりが深い民間企業等で社会教育の素養を生かそうとする者についても、社会教育人材としての活躍促進が期待される。

○ 地域では自治会役員、民生委員、消防団員等のほか、これらの主体を構成員とし、地域の暮らしを守る取組を行う RMO など、多様な主体が地域課題の解決に取り組んでおり、その活動は社会教育と密接に関わっている。

○ こうした者が講習に参加しやすくなるよう、オンラインや土日・夜間開催の促進など、柔軟な受講機会を提供するほか、講習を実施する機関の増加を図り、より身近な場所で受講できるようにするなど、受講しやすい環境を整備することが必要である。

○ 受講のしやすさの向上や社会教育人材の裾野を広げる上で、講習の科目と代替しうる研修等の大臣認定を更に促進することが期待される。導入的講習（Ⅲ１（５）参照）のうち社会教育に関連のある研修等のうち一定水準を満たすものについては、大臣認定学修として講習科目との代替の可否を検討することも考えられる。このほか、科目の単位数を細分化することにより、他の学修との単位互換や分割履修により柔軟に対応できるようにすることも考えられる。

（講習の受講資格の見直し）

○ 社会教育人材を中核とした推進体制の充実を図る上では、多様な分野で活動する社会教育士を育成・確保していくことが不可欠である。この観点から、社会教育との親和性が高く、こうした趣旨に見合う、例えば民生委員や保護司の実務経験やRMOの活動経験などの他分野における実務経験等を、新たな受講資格として認めることが考えられる。

○ なお、より広く受講資格を認めていく観点から、一定の水準を満たす講習等を修了したことを新たな受講資格として追加すること等の可否について、現行の受講資格とのバランスを踏まえて更に検討することも考えられる。

（社会教育に従事する者の講習の受講促進）

○ 社会教育主事の発令に際しては、あらかじめ計画的に養成課程の修了者を採用したり、任用資格を有する者を専門職採用したりすることのほか、任命権者が発令を見込んでいる者に講習を受講させておくことなどが求められる。

○ 社会教育主事は、社会教育法において各教育委員会に必置とされている専門的職員であり、社会教育人材の活用・活躍の促進を図る上で中核的な役割を担う者であることが期待されている。そのため、社会教育主事への発令が滞りなく行えるよう、国からの委託による講習実施を継続することで、社会教育主事に任用される可能性がある候補者が幅広く講習を受講しやすい環境を確保することが必要である。

○ また、社会教育主事のほか、公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教育が本業である者にとっては、受講した成果が直接的に業務に還元されることが見込まれることから、各地方公共団体においては、こうした社会教育関係職員が、業務の一環として講習を受講できるようにすることが望まれる。

③ 養成課程の見直しについて

（養成課程の見直しの基本的な方向性）

○ 現在の養成課程は、実務経験を持たない学生が課程修了後に１年以上の実務経験を経て社会教育主事として任用されることを想定して構成されているが、今後、大学卒業直後から地域社会の多様な場で即戦力として活躍できる社会教育士を養成する課程でもあること等を踏まえて見直しを行う必要がある。その際、講習の見直しの方向性を踏まえて、社会教育主事・社会教育士共通の課程を基本的な枠組みとすることが適当と考えられる。

○ 今後の養成課程は、実践力の向上を図るとともに、地域コミュニティの基盤を支える社会教育の担い手を育成できるよう、地域における実習等を通じて、学生の地域活動に対する興味・関心を高めたり、地域資源を発見・活用する視点を持てたりするようなものとなることが期待される。そのため、養成に係る地域との連携・協力関係を構築していくことが重要である。

○ また、学校と地域の連携・協働の重要性が高まる状況を踏まえれば、将来教員となる学生が社会教育士の専門性を身に付けることも期待され、教員免許制度の見直し

の一環で教職課程において学生が身に付けることが提唱されている「強み」や「専門性」の中でも重要なものの一つとして、社会教育士の取得が促進されるよう、社会教育士の養成課程が教職課程としっかりと連携していくことが重要である。

○ 社会教育士を有する教員の増加は、社会に開かれた教育課程の実現や学校と地域との連携・協働の推進に向け、総合的な学習・探究の時間等の教育活動や地域学校協働活動[9]の充実が進むだけでなく、社会教育主事の確保や配置率向上にも資すると考えられる。

（科目構成等の見直し）

○ 養成課程の科目構成は、社会教育士に求められる能力・専門性との関連性や想定される活動分野等を踏まえて見直すとともに、単位の実質化を図りながら、単位数を精選する必要がある。同時に、学生が自らの大学での専門分野の学びや経験を社会教育とのつながりの中で捉え直し、社会教育士としての専門性を発揮できるよう、科目間の関連性を一層重視する必要がある。

○ 講習科目同様、「生涯学習概論」「生涯学習支援論」「社会教育経営論」は、社会教育士となる上でも共通して必要な内容であり、大枠においては現在の枠組みを基本とするが、社会教育主事のみならず社会教育士の養成の観点から、どのような内容をより重視していくべきか、各科目の具体的内容については、今後実施される新たな講習の内容と併せて検討していく必要がある。

○ 「社会教育実習」（必修）については、実践と省察の往還を通じて高い実践力を身に付け、社会教育を通じた地域課題の解決につながる確かな学びとなるよう、事前・事後学習等の時間を十分に確保し、省察としての振り返りの機会を充実するため、単位数を１単位から２単位へ増やすなど、内容を見直すことが考えられる。

○ また、各科目で学んだ内容を有機的に統合できるようにするため、学びの振り返りや総括、グループ討議や事例研究等を通じて、学生同士が知識や経験を共有し、大学での学修内容を生かして、学生が実際に学びの場づくりや地域づくり等を企画できる実践力を育成する「社会教育総合実践演習（仮称）」を必修科目として新設することが考えられる。

○ 「社会教育総合実践演習（仮称）」の内容を踏まえると、２単位程度の学修が必要と考えられる。一方で、選択必修科目において総括的な演習を行う大学があることも考慮し、「社会教育総合実践演習（仮称）」を２単位又は１単位、選択必修科目を２単位又は３単位として、これらの合計単位数を４単位程度とすることが考えられる。

○ 「社会教育特講」は、社会教育主事として幅広い社会教育の活動領域や様々な現代的課題について理解できるように幅広い科目を設定可能なものとして設けられていたものである。一方、社会教育士は、自らの職業や取り組む地域活動に関連した専門性を生かした活動を行うことが主として想定される。それぞれの専門性を生かせる

[9] 地域学校協働活動とは、放課後子供教室、登下校の見守り活動や学校支援ボランティア等、社会教育法第５条第２項に規定する地域と学校が連携・協働して行う様々な活動のことである。

社会教育士を養成するためにも、「社会教育特講」について、学生が自らの専門分野と関連性が高い科目に集中して取り組むこともできるように、単位数を調整することが考えられる。今後、「社会教育実習」（必修）の見直しにおいて事前・事後学習等の時間を十分に確保することにより、実習先に関連した現代的課題や他分野との関わりなどを実践的に学ぶことができるようになることや、「社会教育総合実践演習（仮称）」において、「社会教育特講」を含む各科目の学びを振り返り、他学生との知識・経験を共有できることで様々な現代的課題に対する理解を深められることから、学生の負担も考慮し、「社会教育特講」の単位数を８単位から４単位程度へ縮減することが適当と考えられる。

○ 養成課程の総単位数は、現行より２単位少ない 22 単位程度を想定し、今後、具体的内容については、専門的見地からの検討に委ねることとする。その際、各大学がそれぞれの実情に応じて履修年次や内容について柔軟な開設ができるものとなるよう留意すべきである。

④ 今後更に検討が求められる課題

○ 上記の講習・養成課程に関する基本的な方向性を踏まえ、今後は各科目の具体的内容、単位数、受講資格の見直し等について専門的見地からの検討を進める必要がある。また、これからの社会教育人材に求められる各科目の趣旨や内容を踏まえ、科目名称を見直すことも考えられる。

○ 社会教育士の取得促進と多様な人材の参画拡大の観点から、講習受講前の学習歴や地域活動、社会教育に関する実務経験等の適切な評価の在り方について検討することも期待される。その際、講習が社会人として一定の経験がある者を対象に体系的に編成されていることを踏まえ、講習の質の確保や学修成果の担保との両立に十分留意する必要がある。

○ 今回の社会教育主事・社会教育士の養成の見直しを受け、まずは、社会教育人材の裾野が広がるとともに、継続的な研修や社会教育人材ネットワークの整備等により、社会教育人材が十分に活躍できる状況を創出していくことが重要であるが、社会教育人材が相当数に上るようになれば、社会教育に関するより高度な知見を備える人材を大学院で養成することなどについて将来的に検討することも考えられる。

（4）社会教育人材ネットワークをはじめとする活躍支援

（継続的な研修の機会等の必要性）

○ 講習・養成課程の修了は社会教育主事・社会教育士としての出発点であり、その後も現職研修や実務経験を通じて継続的に資質向上を図ることが期待される。事後的な研修の機会は、社会教育士として活躍する者にとっても、知識をアップデートしたり、他の社会教育士の取組から学んだりしながら、自らの実践を省察する重要な機会であることに加え、社会教育士が他の社会教育士や社会教育主事とのつながりを維持していくことにも資するものである。

○ 社会教育の裾野を広げていくに当たっては、様々な分野において社会教育人材が増

加することと並んで、彼らの活動の質を高めたり、幅を広げたりしていける環境を整えることが重要である。

○ 都道府県のみならず、社会教育関係団体等による既存の研修の機会は多く存在すると考えられることから、各都道府県において、まずはこれらを把握し、自身が実施する研修も含めて体系的に整理した上で、関係者が受講しやすいよう情報提供することが重要である。

（社会教育人材ネットワークの構築等）

○ 社会教育人材が、継続的な学びの機会を得たり、相互に活動に関する情報を共有したり、連携・協力を図れる相手と知り合えたりするような、相互につながりあえる社会教育人材ネットワークが必要である。

○ 社会教育人材ネットワークの構築・運営及び活性化は、社会教育人材を通じた社会教育の振興を図ることに他ならず、各地方公共団体において社会教育行政の一環として取り組まれることが必要である。また、その構築に向け、一定の広域性と規模を持つことが、多様な取組に関する情報共有を図るときに相互の資質向上や活躍の場の拡充に資することから、都道府県が中心的な役割を担うことが適当である。

○ 地域に存在する社会教育士の実態すら網羅的には把握されていないという課題があることから、社会教育人材ネットワークの構築に当たっては、まずは都道府県による社会教育士の情報の集約・集積等が必要である。

○ 都道府県は、単に社会教育士の名簿等を管理するだけではなく、社会教育士の資質の向上はもとより、社会教育士同士のつながりを維持するためにも広域的な研修の機会を継続的に提供していくことが重要である。なお、講習の実施機関である大学や養成課程を置く大学が、都道府県と連携して修了者向けの継続的な研修等の機会を提供する役割を担っていくことも考えられる。

○ 社会教育人材ネットワークは、都道府県単位のものの他にも全国規模、地域単位、関心分野別等、その機能に応じて複層的につながり、情報交換、交流、研修等を行うことが考えられる。さらに、こうしたネットワーク同士が交流することで、それぞれの活動の充実につながるものと考えられる。

○ 社会教育人材の活躍の促進を図っていくためには、こうしたネットワークによる情報提供やつながりづくりだけでなく、都道府県や市町村が、社会教育士等による自主的な活動をその範囲等に応じて適切に支援していくことも求められる。

○ 国は、社会教育人材ネットワークに関する取組を始め、社会教育の振興に関する地方公共団体における取組を支援するため、定期的なオンライン会議や研修会等の開催を通じて都道府県や市町村の社会教育主事との連携を強化することも重要である。

（社会教育人材の活躍の場の拡大）

○ 社会教育人材の活躍の場を広げていくことも、社会教育を推進していくために必要な車の両輪ともいうべき重要な課題である。特に、公民館は、地域における社会教育の振興を図る上で拠点となる施設であり、公民館主事が各種の事業・企画等を行った

り、利用者や団体等の活動の活性化を促したりする上で必要となる資質等は、社会教育士の専門性と概ね重なるものである。このため、公民館主事には社会教育士を取得することが強く望まれるところであり、行政においても、例えば、社会教育士を有する職員については、公民館主事への異動等において、一定の配慮をすることも望まれる。

○ 公民館以外の他の社会教育施設においても、当該施設の本来業務や各種の企画事業を通じて、地域住民が自主的に学び・活動することを支援していく上で、社会教育士の専門性は大変有効なものと考えられる。したがって、社会教育施設における社会教育士の配置を推進したり、指定管理者に対して事業や企画を行う職員として社会教育士を有する者を置くことを公募要件や契約内容に盛り込んだりする取組が、地方公共団体による社会教育行政の主導により進むことが期待される。

(5)社会教育の裾野を広げるための方策

○ 社会教育の特長や基礎を手始めとして学ぼうとする者にとっては、講習受講の負担が重めであることは否めない。社会教育の裾野を広げる観点からは、より平易かつ短期間で社会教育の基礎的な内容を学ぶことができる導入的な講習（以下「導入的講習」という。）を広く実施していくことが効果的であると考えられる。その実施に当たっては、受講者の負担軽減を考慮し、短期間・オンラインによる履修が可能なプログラムとすること等の工夫も考えられる。

○ 導入的講習としては、例えば、各地で展開されている社会教育に関する入門的な研修や、多様な領域で行われている社会教育に関する研修等が想定される。実際に、こうした講習に対するニーズもあり、既に実施している地方公共団体もあることから、優良事例の把握と周知を図ること等により、より多くの地方公共団体における取組を促進することが重要である。

○ また、各地域の大学や教育委員会が実施する際に、各実施機関の特色に応じた強みを出すことができると、全国各地で多様な人材を輩出することにつながることが期待される。

○ 導入的講習の受講を促進するため、動機づけの一つとして、一定の水準を満たす講習については、講習の科目との代替の可否について検討することも考えられる。全体的な制度との関係も考慮する必要があり、具体的な制度設計については更に専門的見地からの検討を進めることが必要である。

2. 地域における社会教育活動の推進体制の充実

(1)社会教育施設・団体等

① 公民館

（求められる役割）

○ 公民館は地域における社会教育の中心となるべき施設であり、近隣の図書館や博物館等と緊密に連携・協働し、それぞれの社会教育施設の強みを生かしながら、一体となって地域における社会教育の振興を図っていくことが望まれる。

○ 公民館の運営に際しては、今後の社会教育の在り方を踏まえ、地域住民にとって敷居が低く、だれもがフラットに関われるような、いわば「地域の縁側」として、多様な主体が交流し、そこから新たな活動が生み出されるような場となることを目指していくことが望まれる。

○ また、公民館の多くは地域の指定避難所等となっており、災害発生時には、地域の防災拠点としての役割を果たすことも求められる。

○ こうした観点に加えて、地域を将来担っていく子供・若者にとって公民館が身近な存在となることの重要性を踏まえれば、例えば、これまでの利用者の多くが成人や高齢者であったものから、子供・若者向けのスペースを設けて放課後や休日の居場所としての機能を強化したり、デジタル環境を整備したりする等、子供や若者にとっても魅力的で利用しやすい環境づくりを進めていくことが求められる。さらに、その結果、子供から高齢者まで多世代の居場所となり、公民館を拠点にして地域の多世代の交流が促進されるようにしていくことも重要である。

○ また、従来の館内で行われていた講座のように「集めて学ばせる」という発想だけでなく、「集まっているところに学びを醸成する」という発想に立ち、例えば民間商業施設等に出向いて行う講座を企画してみるなど、取組の幅を広げていくことも重要である。

○ 高齢者、障害者、外国人等を含む全ての人が、地域の一員として他の地域住民とともに様々な活動に参画できるようにするため、支援や交流を充実していく場としての役割が期待されている。例えば、高齢者、障害者、外国人等と交流したりする活動を公民館で実施するなど、今後の公民館は、共生社会の実現に資する社会教育の実践の拠点として、その機能を充実させていくことが重要である。

○ 社会や産業構造の変化が激しい今の時代においては、リ・スキリングも含めたリカレント教育の重要性が高まっている。社会人になってからも学びを継続する上では、学習の習慣があることや共に学ぶ仲間がいることも重要であり、公民館等の社会教育施設での学習活動等への参画は、必要なスキルを学ぶ機会を得るということだけでなく、そうした観点からも重要である。

○ なお、名称や所管に関わらず、地域において社会教育の機能を果たすことが期待されるコミュニティセンター等の施設についても、社会教育主事等の専門的知見を施設運営に生かせるよう、社会教育の担当部局と適切な連携を図り、これらと同様の役割を果たせることが期待される。

（運営体制の充実）

○ 公民館が前述の役割を果たしていくためには、そこに配置される職員に社会教育人材としての高い専門性が求められる。そのため、公民館主事に社会教育士を任用することを促進することなどにより、各公民館への社会教育人材の配置を促進していくべきである。また、一部の地方公共団体では、公民館について指定管理者制度を導入しているところもあるが、その場合には、指定管理者が雇用する担当職員についても

同様に社会教育士であることが望まれる。また、例えば、地方公共団体職員の中で社会教育士である者については、その専門性を生かすために公民館で働く機会を与えたり、あるいは、公民館で社会教育士としての専門性を生かして働くことを希望する者には、複数の公民館での経験を積めるような人事上の配慮をすることで専門性を一層高められるようにしたりするなどの人事上の配慮も望まれる。

○ 公民館を地域課題の解決や多様な学び・交流の拠点として充実させていくため、公民館運営審議会において、各種事業の企画・実施について審議のみならず、例えば、地域住民ニーズや地域の実情を踏まえた運営方針の審議や事業評価・改善を行うことなどにより、公民館運営の質の向上を支えることが期待される。

○ 公民館における民間企業との連携に関しては、公民館における営利事業を禁ずる現行規定を過度に厳しく解釈し、連携に消極的になっている場合が見受けられるとの指摘がある。このため、実際の事業や連携の目的や内容を踏まえながら、地域の実情等に応じて実施の可否を適切に判断できるようにすることも含め、必要な事業や連携を円滑かつ柔軟に行えるようにするための方策を検討するべきである。

○ さらに、社会教育施設と他の公共施設との複合化は、既存の社会教育施設がその地域のコミュニティの拠点としての役割を果たしていることを十分に考慮する必要があるものの、効率的な財政運営や利便性向上の観点とともに、多様な地域住民が集うことを促進する上で有効な手法の一つと考えられる。

○ 公民館の貸館機能は、地域住民の主体的な活動の場が各地域で保障されているという点で有意義なものであり、公民館の重要な役割の一つとして引き続き維持していく必要がある。ただし、貸館業務はあくまで公民館機能の一部であり、それだけに偏ることなく、多様な主体が交流し、つながることで、更に地域課題の解決に向けた新たな学びや取組へとつながっていくよう支援するという、公民館の本来の役割を重視した運営が求められる。

② 青少年教育施設

（求められる役割）

○ AI 等のデジタル化の進展や少子化、人間関係の希薄化は、青少年の直接的な体験活動の機会の減少をもたらしており、地域で青少年を育てる環境を整備する観点から、学校教育以外にも、多様性のある豊かな体験活動の機会の充実が必要である。そのような中、良質な体験活動機会を青少年に提供する青少年教育施設の重要性は、これからの社会を生きる上でますます高まっている。

○ 体験活動は、幼児期から身近な生活環境・自然環境を楽しむ活動を推進するなど、発達段階に応じて適切な活動に参加することが重要である。特に、集団での野外活動や宿泊体験などの体験活動では、他の人と協力し合って課題を解決していく力、ひいては人生を生き抜く力を養うことにもつながると考えられる。そのため、青少年教育のナショナルセンターである国立青少年教育振興機構には、それぞれの発達段階にふさわしい体験活動のプログラムの開発や普及が期待される。

○ その際、青少年の生活においてもデジタルが身近なものとなっていることを踏まえ、体験活動においてデジタルを一方的に排除するのではなく、むしろデジタル技術（間接・疑似体験）も併用することで、直接体験とデジタル技術の相乗効果により、高い教育効果を発揮しうる体験活動プログラムの開発についても、国立青少年教育振興機構において先駆的な取組を進めることが期待される。

○ 各青少年教育施設においては、自然体験等の非日常の体験に加えて、近隣の放課後子供教室や児童館などと連携して身近な環境における体験活動と効果的に組み合わせて、体験活動が青少年にとって身近なものとなるよう推進していくことが求められる。

○ また、各青少年教育施設においては、大人が考えた体験プログラムを青少年に提供するだけでなく、青少年自身が自由にやりたいことを考え、自ら実施できるような機会を提供したり、青少年にとっての居場所としての役割を担ったりすることも考えられる。

（運営体制の充実）

○ 各青少年教育施設は、従来の運営にとらわれない柔軟で創意工夫に富んだ運営を進められるよう、例えばNPO、民間企業、大学、地域団体等との連携・協働を積極的に進め、多様なプログラム開発や人材交流を促進したり、民間事業者のノウハウを生かした共同事業を実施したりすること等が考えられる。これらの取組を効果的に進めるため、社会教育の専門的知識を有する社会教育士を積極的に配置することが望ましい。

○ 各青少年教育施設において、青少年を対象にした社会教育事業を企画・運営するに当たっては、青少年の多様な社会的活動への参画の機会を確保するとともに、青少年の意見表明の機会を確保し、その視点や意見を尊重することが必要である。また、青少年の教育・支援に携わる指導者の質の向上の観点から、青少年を権利の主体として捉え、その視点や意見を尊重し、対話を重ねながらともに進めていくという姿勢を持つよう研修等を行うことが求められる。

○ 青少年教育に活用できる様々な施設や資源は各地域に存在しており、各施設同士が連携・協働を進めることに加えて、社会教育士がそれらを連携させる役割を担うことで、更なる有効活用につながることが期待される。

○ 体験活動は、自然体験、社会体験、文化的体験などを通じて子供の非認知能力の向上にも資するものである。こうした体験活動が担う重要な役割に鑑み、青少年教育の更なる充実を図っていくべきである。

③ 図書館

（求められる役割）

○ 社会教育施設である図書館は、「本を借りる場所」にとどまらず、子供や若者、大人、高齢者、障害者、外国人など、多様な地域住民が安心して集い、学び合い、つながることのできる地域の拠点としての役割を強めるべきである。

○ 児童・生徒の発達段階を考慮すると、小学校低学年は五感を通した実体験が重要であり、デジタル化が進展する中、紙の本と触れる機会を創出することはますます重要となる。

○ 読書の重要性は広く認識されながらも、１か月に１冊も本を読まない人の割合（いわゆる「不読率[10]」）は上昇、あるいは高止まりが指摘されており、社会全体で読書活動を推進する必要がある。子供の頃の楽しい読書体験は、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイングにつながるとともに、将来、その体験を子供と共有していきたいという動機となり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待される。

○ 図書館が、その教育的な機能を果たすためには、読書活動に加え、対話や交流、地域課題の共有などの機能を充実させるなど、地域住民の孤立を防ぎ、共生社会を支える「開かれた公共空間」として再構築していくことが求められる。

○ 図書館は館内サービスの充実に加え、地域に出向いて情報収集・提供を行うアウトリーチ活動を積極的に展開することが重要である。例えば、学校や社会福祉施設、子育て支援施設、商業施設などへ出向いた読書活動や学習支援等を通じて、図書館を利用しにくい人々にも学びや情報へのアクセスを保障し、地域全体の学びを支えることが求められる。

○ 多様な地域住民が等しく図書館サービスを利用できるよう、アクセシブルな資料・設備の整備や多言語資料の充実、外国語・やさしい日本語の活用等のユニバーサルアクセスの実現に向けた取組を進めることが求められる。

（運営体制の充実）

○ 図書館は、学校や公民館等の社会教育施設、社会福祉施設、子育て支援施設、大学、書店、出版社、民間団体等との連携を一層推進し、地域に根ざした読書環境の醸成に取り組むことが求められる。また、子供の読書活動の推進や探究的な学びを支えるため、学校図書館との連携・協働を一層充実させることが重要である。

○ 図書館が「地域の知の拠点」としての役割を十分に果たすためには、司書をはじめとする専門的職員の配置充実や専門性の向上が不可欠である。そのため、図書館の設置者は専門的職員の積極的な採用に努めつつ、継続的な研修機会の充実を図るとともに、司書による社会教育士の取得を奨励していくことが望まれる。また、社会教育人材ネットワークを活用するなどして、読書推進人材等の社会教育人材が参画することにより多面的な支援が可能となることから、そうした人材の活用を進めることが望まれる。

○ 子供の読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、家庭においても読書に対する興味や関心を引き出すように子供に働きかけることが重要である。家庭における読書活動に関しては、多様な子供がおり、多様な家庭状況があることに配慮し、

[10] 「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会）に基づき、「５月１か月間に読んだ本の冊数が０冊」の児童生徒の割合を「不読率」としている。

図書館、学校、市町村保健センター、民間団体、民間企業等の様々な機関が連携・協力して、状況に応じ、必要な支援を行い、社会全体で支えていく必要がある。また、本に触れる機会を幼児期から増やしていくためには、絵本専門士を含む読書推進人材等の活用が有効である。

○ 図書館においては、子供・若者が自習できる学習スペースや多様な閲覧スペースなどの整備、子供・若者の読書に対する興味や関心を引き出すような各種イベントやサービスの充実などを通じて、子供の読書活動の推進を図ることが期待される。

○ 図書館の運営に当たっては、資料の収集・整理・保存の充実に加え、地域住民の学習成果の発表や対話、交流、協働を生み出す場としての機能を強化するとともに、図書館協議会等を活用しながら、地域住民ニーズや地域課題を踏まえた運営方針の検討や事業評価を行い、図書館サービスの質の向上につなげていくことが期待される。

④ 博物館

○ 博物館は、資料の収集・保管・展示・調査研究を通じて多様な人々に学びの機会を提供するとともに、市民同士の交流や対話、市民による創造的活動を促し、地域への理解や愛着を深める場としての役割が期待される。

○ さらに、福祉や健康、教育や産業といった他分野との連携により、地域の活性化、文化観光やまちづくり、様々な社会的課題の解決などに資する開かれた拠点としての役割を果たしていくことが求められる。

○ また、令和元年度の第９次地方分権一括法により可能となった博物館の設置管理の首長部局への移管に際しても、引き続き博物館が社会教育施設としての役割を十分に発揮し、また学校教育とも連携できるよう、教育委員会と相互に協力していくことが必要である。

⑤ 社会体育施設

○ 社会体育施設は、人生 100 年時代において、気軽にスポーツに親しめる場であることから、地域住民が将来にわたって健康で活躍できる素地を育む場であるとともに、地域の多様な人々が集い、交流する場、また地域の防災拠点として重要な役割が期待される。

○ 社会体育施設の整備に当たっては、地域住民のスポーツの機会を確保するとともに既存の施設の老朽化や気候変動等に対応するため、学校施設や他の公共施設との複合化・集約化、屋内化、管理の外部化等が求められており、少子高齢化等の社会変化の中でも持続可能な地域におけるスポーツ環境を確保することが重要である。

⑥ 社会教育関係団体等

○ 社会教育関係団体は、それぞれの団体の設立の目的に従って組織的な教育活動を展開し、人々の成長を支える学びの機会を提供してきており、今後もその役割を果たしていくことが期待される。他方で、団体の運営に携わる者の高齢化に伴う後継者不足や参加メンバーの固定化など、運営上の課題を抱えている団体も見られる。

○ こうした状況を踏まえると、例えば、PTA や子ども会などの子供に関わる社会教育関係団体については「子供を中心に関係者がつながる会」と捉え、運営方法の透明性を確保するとともに、各教育委員会との連携を強化し、地域学校協働活動への参画を進めるほか、子ども会については若者のボランティアの協力による保護者の運営業務の負担軽減等を通じ、活動の活性化を図ることが考えられる。

○ 家庭教育支援については、地域において主体的に家庭教育支援を担う家庭教育支援チーム等によって担われており、これまで国においても登録制度による支援等を行ってきている。今後、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化等を背景とした子育て世帯の孤立などの現状に鑑み、不安や悩みのある家庭への支援にとどまらず、社会教育の枠組みを通じて、学校教育はもとより、福祉・地域づくり等の幅広い他分野との連携を進めていくことが必要である。

（2）社会教育と連携してきた施設・団体等

① 学校

（学校と地域の連携・協働の推進）

○ 学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、学校の努力だけで対応することは限界を迎えている中、地域と学校が一体となって子供を育む「地域とともにある学校づくり」の必要性が高まっている。

○ その基盤であり中核となるコミュニティ・スクール[11]は、平成 29 年に学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となって以降、着実に増加し、令和７年５月現在、公立学校の 64.9%（22,009 校）に導入されている。その一方で、地域間や学校種間で導入率に差が生じているという課題がある。また、形式的な協議会運営等により制度趣旨が十分に実現できていないケースもあるとの指摘がある。そのため、国においては、地方公共団体と協力して導入促進と運営の実効性向上の両面から戦略的に取組を進めていくことが求められる。

○ 地域と学校が協働して行う活動は、次世代の担い手となる子供にとって、地域・社会との多様で豊かな関わりや体験・経験を通して大きな学びや成長が得られるものであるだけでなく、地域にとっても、次世代の担い手の育成や地域コミュニティの活性化につながるものとしての意義も大きい。このため、各地方公共団体においては、多様な地域学校協働活動をより一層推進し、コミュニティ・スクールと一体的に取り組むことにより、地域と学校の連携・協働体制を強化していくことが必要である。

○ 高校段階における探究的な学習を実施していく場合においても、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、多様な主体との連携・協働を進めることで、シビックプライドや地域への愛着を効果的に形成していくことが重要である。

○ また、学校において児童生徒の多様性を包摂していく必要性が高まっていることか

[11] コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の５の規定に基づく学校運営協議会を置く学校をいう。学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。平成 29 年３月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化された。

ら、教育と福祉が連携し、様々な状況にある地域の人々と関わる中で、多様な価値観に触れる機会や、自他尊重のコミュニケーションスキルを育む機会、地域福祉を学ぶ機会等を学校教育や地域学校協働活動の場で設けることなどにより、子供の頃から「共に生きる力」を育む教育を推進することが期待できる。

○ 地域と学校の連携・協働を進め、地域での子供の学びや体験活動等の充実を図るためには、教育委員会において地域学校協働活動推進員の配置・活動の充実を図るとともに、各学校と地域の連携や子供の学びや体験活動等の実施に係る調整業務等を担当する職員の配置を進めるなどの体制整備が必要である。その際、これらの人員については社会教育の専門性を有する者を充てることが望ましい。

○ 地域学校協働活動推進員には、継続的に多様な地域学校協働活動をコーディネートすることや、地域と学校の実情を踏まえた連携・協働関係を構築することが求められる。このことから、取組の質向上を図るための継続的な研修の実施や社会教育士の取得促進、人材育成のための仕組みづくりなど、教育委員会による伴走支援が必要である。また、地域学校協働活動推進員の充実した活動が展開されるよう、国及び地方公共団体において必要な支援を行うことが必要である。

○ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進は、学校教育と社会教育の連携による教育の充実に資するだけでなく、地域住民が社会教育と出会い、社会教育に参加するきっかけとして有用である。

○ 一方で、学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員等の高齢化や固定化なども指摘されており、大学生等の若者世代を中心に社会教育への関心や参画を広げる工夫をすること等により、持続性を高めることが必要と考えられる。

（放課後等の学習・体験活動の充実）

○ 地域との関わりを含む多様な体験や経験は、子供の興味・関心や問題意識を生み出す基盤となるものであり、その重要性は増している一方、学校外の体験機会について、家庭の経済状況による格差が生じているという調査結果もある[12]。こうした課題に地域全体で取り組むために、放課後や長期休業期間等において、全ての子供に対し、多様で質の高い学びや体験が得られる環境を整備する必要がある。その際、学校運営協議会制度を活用するなどして、学校の教育課程における活動との連携を図りながら、子供の興味・関心に応じた探究活動等の取組を行うなど、放課後等の活動の高度化・充実を図ることも重要である。

○ また、現在取組が進められている学校部活動の地域展開等を踏まえ、地域においては、これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが求められる。そのため、各地方公共団体では、幅広い関係者との連携・協働の下、主に公立中学校等を対象として、部活動の地域展開等の円滑な実施に向けて包括的

[12]「子どもの「体験格差」実態調査最終報告書」（令和５年７月４日公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン発行） p. 20 参照

な企画・調整を実施し、生徒の活動機会が地域において確保できるよう努める必要がある。その際、希望する教師等の兼職兼業による指導や、学校施設等の有効活用、必要な情報共有など、学校との連携が求められる。また、学校段階のみに限らず、幼少期から子育て・働き盛り期も含め、ライフステージに応じて運動・スポーツに親しむことができる環境づくりも重要である。

② 高等教育機関

○ 大学等の高等教育機関は、社会教育人材の養成を担うとともに、社会教育に関する知見の集約及び体系化、さらに学術的エビデンス等に基づいた社会教育の必要性や有用性についての発信などの役割を果たしていくことが期待される。

○ また、大学は、研究活動や学生の実習等の一環として様々な地域に関わることができる主体であるため、広域にわたって人材活用ニーズに対応した貢献も期待される。

○ 一方、講習等の実施主体である大学において、外部資金の獲得に結び付きづらいとの考えから、社会教育に関する講座を廃止するなどの状況が見られる。しかし、社会教育人材養成の重要性や、社会教育分野における地元の地方公共団体や地域の関係機関等との連携は大学の地域貢献としての意義も大きいことに鑑み、社会教育を専門的に学べる環境や社会教育人材を養成する体制の担保など、必要な社会教育の教育研究体制の維持・充実が望まれる。

○ 折しも、現在、教員養成課程の在り方の見直しに向けた審議が進められていることを踏まえ、教員を志す学生が身に付けることが求められる「強み」や「専門性」の重要な柱の一つとして、社会教育が位置付けられるよう、各大学において教員養成課程と社会教育主事・社会教育士の養成課程の連携を進めることも重要である。

○ また、社会課題の解決に向けた社会教育の有用性などについて高等教育機関と行政が連携して研究したり、その成果の普及を図ったりすることで、社会教育の意義に対する正当な評価を得られるよう努めることも重要である。

③ 地域運営組織（RMO）

○ 人口減少や高齢化の進行に伴い、地域社会における生活支援機能や共助機能の低下が課題となる中、地域住民が主体となって課題解決に取り組む体制の構築が一層求められている。このような状況において、RMO は、地域課題の把握・共有を行う協議機能と、それを具体的な活動として実施する実行機能を併せ持つ枠組みとして、地域づくりの基盤を担う重要な存在である。RMO は、公民館活動を基盤として発展した団体や、公民館、図書館等の社会教育施設を活動拠点とする団体が一定数存在しており、構成団体を見ると、RMO の約４割に PTA、約３割に子ども会が参加しているなど、社会教育と密接な関係を有している。また、RMO の中には、自ら社会教育活動を実践し、新たな地域の担い手の育成に取り組んでいる団体も存在する[13]。今後、

[13] 例えば、山形県川西町吉島地区を拠点に、生涯学習、社会教育事業、地域づくり事業、環境保全事業、産業創造事業等幅広く地域活動に取り組む RMO「NPO 法人きらりよしじまネットワーク」は、教育部会の取組のひとつとして社会教育を位置付けており、コミュニケーション・企画力・ファシリテーション等を学ぶ独自の研修プログラムを

RMO の活動を更に持続的かつ発展的なものとするためには、単に組織を整備するのみならず、地域住民の主体性や当事者意識を高め、参画を促す取組が不可欠である。

○ 社会教育は、学びと対話、協働的な活動を通じて人と人とのつながりを育み、地域課題を自分事として捉える意識や行動を引き出す機能を有している。このため、社会教育の視点や手法を RMO の活動に取り入れることで、地域住民の認識や態度の変容を促し、地域課題の解決に向けた主体的かつ継続的な活動を生み出すことが期待される。特に、合意形成やファシリテーションといった社会教育を展開する際に用いられるスキルは、多様な主体が参画する RMO の運営において、RMO が設立された後の地域課題や地域住民ニーズなどの変化を察知し、活動内容や組織運営に反映することにより、「地域の実情に合った柔軟な最適化による地域づくり」を進めていく上でも不可欠な要素である。

○ また、社会教育士等の社会教育人材が RMO の活動に参画し、地域住民同士の対話や学び合いの場をコーディネートすることにより、地域内における信頼関係や協働関係の構築が促進されることが重要である。このように、社会教育人材の育成と活躍の機会の確保の連携を進めることにより、地域の実践を担う人材が社会教育の専門性を身に付け、再び地域活動に還元することを通じてより多くの者に社会教育の有効性の認知と手法の理解が広がり、地域活動に携わる者の資質の向上が図られるというような、人材の育成と活用の循環が形成されることが期待される。

○ さらに、RMO は、学校、社会教育施設、福祉団体、民間企業等と連携し、社会教育で学んだ内容を生かして地域の課題解決を行う、学びの「実践の場」としての特性を有している。こうした特性を踏まえると、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動、公民館をはじめとする社会教育施設等との一体的な取組や密接な連携を図ることにより、地域内において、育成から実践、地域への定着に至る人材の循環を育むことが可能となると考えられる。また、こうした循環の中で生まれる地域における他者とのかかわりや対話は、子供や若者にとって、地域への理解を促進するとともに、様々な地域住民とのつながりを構築するきっかけになり、地域のイメージを向上させる効果もある。このように、子供から高齢者まで多世代が関わる学びと実践の機会が創出されることにより、地域づくりの将来における担い手育成にも資する環境の構築が期待される。

○ RMO と社会教育は、それぞれが地域づくりにおいて重要な役割を担うものであるが、両者を連携・一体的に推進することにより、地域コミュニティの基盤をより強固なものとすることが可能となるとともに、RMO 自体が人材育成と地域課題への対応を担う社会教育の主体そのものとして機能することも考えられる。そのため、社会教育の視点を取り入れた RMO の形成・運営を推進するなど、地域住民の主体的な参画を支える基盤の整備を図ることが重要である。具体的には、既に事例も多く見られるが、地域の学びと交流の拠点として長年にわたり地域に根ざしてきた公民館の活動を

実践することにより、地域の若者等を地域経営の一員として育てる取組を実施している。

RMO へと発展させる取組を更に推奨することや、既存の RMO に「教育部会」を設置すること等により社会教育機能の充実・拡大を図ること、RMO と社会教育が別の団体で実施されている場合は組織を統合するなど、地域の自主性にも配慮しつつ、双方向の連携を一層強化することが求められる。

○ こうした RMO と社会教育との連携を含め、地域の主体性を生かした地域づくりのための取組は互いに高い親和性を有することから、総務省と文部科学省が連名による通知[14]を発出しており、今後もその一体的な推進が求められる。また、RMO の活動と社会教育士とを結び付けるための情報提供等を通じて、関連施策の連携を一層強化していくことが求められる。

④ 地域とのつながりのある活動等を行っている NPO・民間企業等

○ 地域における社会教育の担い手としては、地域づくり活動の分野などで広がりを見せている NPO や民間企業等の関係団体も挙げられる。こうした NPO 等の活動の中には、ウェルビーイングの重要な要素である社会的な良好な状態の実現に資するものも多い。こうした団体の目的や理念等が尊重されるべきことは言うまでもないが、その専門性の高さや行政サービスが届かない分野における丁寧な取組により、行政との相互補完の役割を果たしていることも踏まえた上で、これまで以上に連携を強化していく必要がある。

○ 地域に関連する NPO の担当者等による社会教育士の取得を促進することは、社会教育行政との連携を強化したり、他の社会教育士とのネットワークを強化したりすることにつながり、活動の質的・量的な充実に資することが期待される。

○ 一方で、行政と連携する場面等において、「NPO は無報酬のボランティア団体である」との誤解が見られるとの指摘もあるが、その専門性を適切に評価し、活動を持続するためにも適正な対価を得ることが必要であるという認識が広まっていくことが重要である。

○ NPO 等が継続的に人材を確保・育成していくためにも、行政からの業務の受託や協定の締結を行う際に、NPO 等の人件費や運営費が適切に積算されるようにすることなど、活動の持続に資する対応を、個々の地域ごとの実情に応じた適切な形で実施していくことが求められる。

○ また、NPO 等の関係団体と、行政・企業・支援者の間に立ち、情報・資金・人材・場所などの資源を仲介・提供し、活動の円滑化や団体の育成を支援する「中間支援機能」やその役割を果たす「中間支援組織」も、NPO 等の活動を円滑かつ持続的に行えるようにする上で極めて重要である。

（3）今後社会教育との連携が期待される施設・団体等

① 首長部局（地域づくり、福祉、防災、共生社会推進等）

○ 地域づくり、福祉、防災、共生社会推進、高齢化、環境等の分野においては、地域

[14] 地域づくりに資する関連施策の一体的推進について（令和８年５月 28 日付け関係省庁連名通知）

住民同士のつながりや相互理解、主体的な参画が施策の実効性を左右する重要な要素となっている。そのため、首長部局が進める各種施策についても、社会教育の視点を取り入れながら推進していくことが重要である。

○ 例えば、地域づくりの分野においても、地域住民が地域課題を自分事として捉え、多様な主体と協働しながら活動することが求められている。こうした取組を進める上では、地域住民の主体性や当事者意識を育む社会教育の役割が重要となる。

○ また、福祉分野においても、高齢者や障害者、外国人等を含む多様な地域住民が地域社会とのつながりを持ち続けるためには、交流や学びの機会を充実させていくことが重要である。

○ さらに、防災分野においては、平時からの地域住民同士の関係づくりや学び合いを積み重ねておくことが、緊急時の避難や避難所運営、復旧作業などにおいて、性別や年齢、障害等の有無など、様々な社会的状況を踏まえて災害に対応する共助体制の基盤となる。

○ 環境の分野についても、身近な環境保全活動を通じて地域に対する参画意識を育み、地域住民同士のつながりを形成してきた実績も多く、引き続き取組が進むことが重要である。

○ 特に、地方では、若者の都市部への流出が課題であることから、地方公共団体の産業振興部局と社会教育の担当部局が連携して、子供や若者が地域の企業やそこで働く人々と関わることを通じて、地域産業に関する理解を深めたり、地域への愛着や誇りを持てるようにしたりすることにより、若い世代の地元への定着を促し、地域社会の担い手を増やしていくことにつながると考えられる。

○ また、文化、スポーツの分野の事務については、首長部局が所管していることもあるが、その取組が社会教育の要素を持っていたり、活動の場として公民館等の社会教育施設が利用されたりすることも想定される。こうした関連性も踏まえ、教育委員会と首長部局において、より充実した取組の実現に向けた連携・協力を行うことが重要となる。

○ このように、社会教育を中心とした取組に限らず、それぞれの分野の主体が社会教育分野の良さを取り入れることにより、各分野の取組の充実や、地域住民の認識や行動を主体的に見直すことによる地域課題の根本的な解決につなげることが可能である。こうしたことを踏まえれば、教育委員会と首長部局が連携し、社会教育主事や社会教育士等の社会教育人材が、各分野の施策形成や実践の場に積極的に関わることを通じて、地域コミュニティを基盤とした施策の推進を図ることが期待される。そのためにも、社会教育主事や社会教育士等の社会教育人材の配置を促進することが重要となる。

② 社会福祉法人等

○ 人口減少や高齢化が進行する中、社会福祉法人をはじめとする地域課題に密着した活動を継続的に行っている団体は、持続可能な地域コミュニティの形成においてそ

の役割が増しており、地域住民の日常生活を支える重要な主体の一つとなっている。

○ 社会福祉法人等は、高齢者、障害者、生活困窮者等が地域社会の一員として自立した日常生活を営むために必要な健康増進等に関する支援だけでなく、共生社会の実現に向けた公益的な取組の一環として、地域住民との交流や居場所づくり、学びの機会の提供等を通じて、地域コミュニティの形成に貢献していくことが期待されている。

○ 例えば、障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人等においては、障害者の余暇や生涯学習の支援のために、公民館等の社会教育施設と連携し、社会教育を通じた共生社会に向けた学びの機会の充実に貢献していくことが期待されている。

○ このため、こうした団体等と地域の社会教育施設、社会福祉協議会、NPO、地方公共団体等が連携・協働し、社会教育の視点を取り入れながら活動を展開することで、多様な地域住民が支え合いながら暮らすことのできる地域社会の実現につながることが期待される。

③ 上記以外の NPO・民間企業等

○ 地域社会における課題が多様化・複雑化していること等を踏まえれば、これまで社会教育との関わりが必ずしも強くなかった NPO や民間企業、各種の団体等[15]についても、地域コミュニティを支え、地域に対する誇りを育む新たな担い手となっていくことが期待される。特に、地域住民との接点を有する企業や、多様な社会課題に取り組む NPO 等が、社会教育の視点を取り入れながら活動を展開することにより、人と人とのつながりづくりや地域課題の解決につながることが期待される。

○ 民間企業においては、地域貢献活動や CSR[16]活動にとどまらず、事業活動そのものを通じて地域社会と関わる CSV[17]活動が広がっている。例えば、商業施設、金融機関、交通事業者、通信事業者をはじめとした多様な民間事業者等、地域住民の日常生活と密接に関わる主体が、学びや交流の場づくりといった地域活動に社会教育の一環として取り組むことは、そうした活動の質を高めることに加え、働く世代や若い世代に対する社会教育の裾野を広げる観点からも重要である。

○ また、NPO や民間企業は、行政とは異なる柔軟性や専門性、機動力を有しており、地域課題に対して先駆的・実践的な取組を展開している例も多い。こうした主体と社会教育の関係者や関係機関等が連携・協働することで、多様な地域住民の参画を促し、地域における新たな学びや活動の機会を創出していくことが期待される。

○ その際、社会教育士をはじめとする社会教育人材が、NPO や民間企業等と地域住民、行政等との橋渡し役となり、多様な主体による協働を支えていくことが重要であ

---

15 例えば、地域の職業団体、ジュニア・リーダー、ユース・リーダー、地域で労働教育に取り組む労働組合など

16 CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）とは、企業が法令遵守や利益の追求にとどまらず、環境保全、人権尊重、地域貢献、適正な労働慣行などに配慮しながら、社会の持続可能な発展に貢献する責任を果たす考え方をいう

17 CSV（Creating Shared Value：共通価値の創造）**とは、企業が社会課題の解決に取り組むことを通じて、新たな事業機会や競争力を生み出し、企業価値と社会的価値を同時に向上させる経営の考え方をいう。単なる社会貢献活動（CSR）にとどまらず、本業を通じて持続的な成長と社会の発展の両立を目指す点に特徴がある。

ろ。

3. 国、地方公共団体における推進・支援体制の充実

(1)国

○ 各地方公共団体や地域において、社会教育人材を中核とした社会教育の推進体制の整備が円滑に進むよう、国として必要な措置を講ずることが期待される。具体的には、社会教育士の資質向上のため、取得後もその専門性をより高めていけるよう研修等の機会の確保を図るとともに、登録や抹消等が円滑に行える組織体制を整えることが考えられる。また、国において、都道府県等における社会教育人材ネットワークの整備を優良事例の共有等により支援する役割を果たすことが期待される。その際、例えば、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの在り方を見直し、機能を抜本的に強化していくことを検討することなども考えられる。

○ 例えば、商業施設内において行う特徴的な取組や、基金等を通じた社会教育活動への継続的支援の取組等を行う社会教育活動を推進する優れた企業を国が表彰するなどして、民間企業に社会教育への関心や参画を高めていくことも考えられる。

○ 社会教育の裾野を拡大していくため、各地方公共団体において取り組む際のモデルとなる導入的講習を開発・提供するなど、社会教育の裾野が拡大するような環境づくりを推進していくことも重要である。

○ 国においても、関係省庁間でコミュニティ施策に関する連携を図り、社会教育の必要性や有用性に関する認識を共有するとともに、多様な分野で活躍する者に講習の受講や社会教育人材ネットワークへの参加等を通じて地域への参画を促したり、様々な施策の予算に関して政策分野横断的な視点から必要な予算を確保したりしていくことも重要である。

○ また、大学等の研究機関とも連携を図り、社会教育に関する研究機能を高め、その成果を地域社会の様々な活動に還元できるような方策を検討することも重要である。

○ 社会教育を地域コミュニティ政策の基礎として位置付けていくためにも、社会教育政策の有効性を示すデータの提示や予算の確保が重要である。

○ 社会教育士は、一般的にはまだ認知がそれほど進んでおらず、社会教育に関する専門性や活動に対する信頼性を示すものであることが認識されていなかったり、社会教育士を有することがどのように実際の活動を進める上で有効なのか、さらには自らのキャリア形成においてどのような役割を果たしうるのかといったイメージが掴みにくかったりするのが現状である。また、これらに関する具体的な活躍事例の蓄積も未だ不十分であるため、制度の周知と併せて活躍事例の収集・展開を進めることが必要である。

○ 社会教育士に関しては、社会教育主事の任用の要件としての位置付けだけでなく、より広い分野や職種においてその専門性の活用が進むことが望まれる。このため、行政・NPO・民間企業等においてその有用性が評価され、さらには採用等の場面でも社会教育士を有することがより広く評価されるようになることが、活躍機会の拡大の一環として期待される。この点について経済界の理解を得るよう努めたり、好事例の収集・展開などを進めたりしていくことが重要である。

(2)地方公共団体

○ 地方行政の現場では、各地方公共団体における行財政資源の制約により、社会教育行政の予算や人員が縮小されたり、社会教育主事の配置がなされなくなったりするケースもみられ、結果として、社会教育の関連事業が減少したり、様々な分野との連携が十分に図られなくなったりして、社会教育がその役割を十分に果たせない状況が生じているのではないかとの指摘もされている。

○ 各地方公共団体においては、社会教育が地域コミュニティの形成等を通じて他の行政分野の施策の円滑な実施にも資するものであること等も踏まえながら、社会教育の中核的な役割を担う「地域全体の学びのオーガナイザー」として社会教育主事の配置・活用を進めることが重要である。このため都道府県においては、域内に未配置の市町村がある場合には、配置の有用性について理解を得ながら配置促進を図るべきである。

○ また、社会教育主事の配置のみならず、社会教育を担当する部署の職員のスキルアップや施策の推進力向上も期待される。

○ さらに、今後の社会教育の推進役となる社会教育人材の活躍促進を図るためにも、社会教育人材ネットワークの構築を各都道府県における社会教育行政の一環として位置付け、広域性を有する都道府県がその中心的な役割を果たしながら、これを推進するべきである。さらに、こうしたネットワークも活用しながら、社会教育士の取得後の継続的な研修等の学びの機会の提供に関し、都道府県は主導的な役割を果たし、市町村と連携しながらこれを進めていくことが期待される。

○ 地域づくり活動の分野などにおいてそれぞれの強みを発揮しながら社会教育を担っている民間企業や NPO 等とこれまで以上に連携関係を強化していくことも求められる。また、地域おこし協力隊をはじめとする各種の仕組みも活用しながら、地域づくりなどに必要な人材を各地方公共団体で増やしていくことに努めていくことが求められる。

○ 各地方公共団体における社会教育行政の推進においては、教育委員会と首長部局との連携を積極的に図り、社会教育を総合教育会議の議題とするなど、連携して社会教育を推進していくべきである。その際、地域課題の解決に向けた社会教育の有用性や必要性に関して首長の理解を得るように努めることが重要である。

参考資料３

コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会の開催について

令和８年１０月２１日
総合教育政策局長決定

１　趣旨

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を置く学校をいう。以下同じ。）は、平成１６年に地域や保護者が学校運営に参画する仕組みとして制度化され、その後、平成２９年に設置が努力義務となり、各地域での導入及び取組が着実に進んでいる。

一方、子供を取り巻く環境の変化や課題の多様化・複雑化により、地域全体で子供たちの学びや成長を支える必要性が高まっており、コミュニティ・スクールが地域と学校が一体となって課題解決に向けて取り組むための仕組みとして機能することが期待されるようになっている。

「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（審議経過報告）」（令和８年８月２１日中央教育審議会生涯学習分科会）においても、子供の教育について、学校教育の比重が大きい状態から、学校と地域や家庭が連携・協働して社会全体で担う環境への転換を図っていく必要性が指摘され、その基盤となるコミュニティ・スクールの導入促進と運営の実効性向上や地域学校協働活動の更なる推進等による地域と学校の連携・協働体制の強化を図ることが求められている。

このような状況を踏まえ、今後のコミュニティ・スクールの在り方及び推進方策について検討を行うため、「コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

２　検討事項

（１）コミュニティ・スクールの在り方
（２）コミュニティ・スクールの推進方策
（３）その他

３　開催方法

（１）検討会は別紙に定める有識者により構成する。
（２）検討会には座長及び副座長を置く。座長は局長が指名し、副座長は座長が指名する。
（３）必要に応じて、別紙以外の関係者に協力を求めることができる。

４　開催期間

令和８年１０月２１日から令和１０年３月３１日までとする。

５　その他

（１）検討会に関する庶務は、こども家庭庁成育局成育環境課及び総務省地域力創造グループ地域振興室の協力を得て、総合教育政策局地域学習推進課において処理する。
（２）その他検討会の運営に必要な事項は別に定める。

（別　紙）

コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会
委員名簿

◎	安齋　　宏之	ふくしま学校と地域の未来研究所代表
	井上　　直寛	京都市教育委員会生涯学習部学校地域協働推進課長
	小見　まいこ	NPO 法人みらいず works 代表理事
	柴田　彩千子	東京学芸大学学長補佐・総合教育科学系教授
	菅　　新汰	萩市地域おこし協力隊 （萩市教育委員会教育政策課／一般社団法人 motibase）
	髙山　　邦美	千葉市立弥生小学校校長
	仲田　　康一	法政大学キャリアデザイン学部教授

（オブザーバー）

貝ノ瀬　　滋	全国コミュニティ・スクール連絡協議会顧問 三鷹教育・子育て研究所所長
志々田まなみ	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官

◎：座長

（敬称略、五十音順）

参考資料４

総 行 地 第 ４６ 号
８ 教 地 推 第 ３７ 号
令和８年５月 28 日

各都道府県地域活性化担当課長
各都道府県教育委員会社会教育担当課長　　殿
各指定都市教育委員会社会教育担当課長

総務省地域力創造グループ地域振興室長
同　人材力活性化・連携交流室長
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

地域づくりに資する関連施策の一体的推進について

持続可能な活力ある地域社会の実現に向けては、地域住民を核としつつ、行政、企業、大学、NPO など様々な主体がそれぞれの得意分野を生かしながら相互に連携・協働して取り組むことが重要です。

こうした観点から、国においては、総務省及び文部科学省の施策説明会等において、両省の関連施策を相互に説明する機会を設けたり、本年３月に総務省の「地域づくり人材の養成に関する調査研究会」が取りまとめた令和７年度報告書において、地域づくりの取組を進めるに当たり、社会教育を通じたファシリテータースキルを有する人材の育成の重要性等が提言されたりするなど、両省の連携・協働が図られているところです。同様に、各都道府県、市区町村においても、首長部局・教育委員会という所管をこえて相互に認識を共有し、関係施策を一体的に推進していくことで相乗効果が期待されます。また、こうした取組による行政資源の効率的な活用は職員の業務負担の軽減にもつながるものと思料されます。

特に、地域の主体性を活かした地域づくりのための取組として、総務省では地域運営組織（RMO）、文部科学省においては、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動、社会教育人材の育成等を推進してきたところです。一方で、これらの施策は、その目的や対象において相互に高い親和性を有しているものの、必ずしも十分な連携の下で活用されてきたとは言い難く、国及び地方公共団体の双方において、所管の違い等を背景とした縦割り的な取組が行われてきたとの指摘もあります。

ついては、以下に、地域づくりに資する総務省及び文部科学省の主な関連施策について整理してお示ししますので、各都道府県、市区町村においては、首長部

局・教育委員会の各担当職員にご紹介いただくとともに、施策間の連携可能性を検討する際の参考としてご参照いただければと存じます。

各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村及び市区町村教育委員会に対して本通知の周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

１．地域づくりに資する関連施策について

（１）地域運営組織（RMO）について

高齢化の進行による生活機能の低下や、人口減少・過疎化に伴う集落の生活支援機能の低下が進む中、地域の暮らしを持続的に支えていくためには、地域住民自らが主体となり、地域課題を把握・共有し、その解決に向けた取組を継続的に実践していく体制を構築することが重要である。

このため、総務省においては、地域で暮らす人々を中心に、自治会・町内会、民生委員・児童委員、消防団、NPO、地元企業、社会福祉協議会、PTA 等の多様な関係主体が参画し、協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を行う組織として、「地域運営組織（RMO：Region Management Organization）」の形成・運営を推進している。

地域運営組織（RMO）は、地域課題を整理・共有し、対応方針を検討する協議機能と、検討結果を踏まえて具体的な事業や活動を実施する実行機能を併せ持つことを特徴としており、単発的な活動にとどまらず、地域の実情に応じた持続的な取組を行うための基盤として位置付けられている。

現在、全国で 8,000 を超える地域運営組織（RMO）が形成されており、移動スーパーの運営等による買い物支援、コミュニティバスや送迎活動等の外出支援、見守り活動や防災活動、地域行事や交流事業の実施など、その活動内容は多岐にわたる。また、複数の集落や地区を単位として形成される事例も見られ、地域内の人材・資源を面的に活用することで、個々の集落のみでは対応が困難な課題への対応も可能となっている。

地域運営組織（RMO）は、行政との役割分担の下で、地域の実情を最もよく知る住民の視点を生かしながら、地域課題の把握や解決に向けた取組を進めるための重要なパートナーである。特に、地域づくりを担う人材の受け皿としての機能や、学校、社会教育施設、福祉、防災等の分野を横断した取組を展開するためのインフラとしての役割が期待されており、他の地域コミュニティ施策や社会教育施策等と連携することで、より高い効果を発揮することが見込まれる。

（２）コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動について

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みであり、令和７年度時点の公立学校における導入率は 64.9%に達している。学校運営協議会は、

・校長が作成する学校運営に関する基本的な方針に対する承認
・学校運営に関する意見の提出
・教員の任用に関する意見の提出

といった権限を有しており、地域の声を活かした学校運営が実現されるだけでなく、地域住民等の主体的な参画を通じた自治意識の醸成につながることも期待される。

また、「地域学校協働活動」は地域住民、企業、NPO、保護者などが学校と連携し、地域全体で子供の学びと成長を支え、「学校を核とした地域づくり」を目指して実施する様々な活動である。例えば、地域学校協働活動の実施や、地域の行事・イベント等への参画などが挙げられる。

コミュニティ・スクールにおける協議の結果を踏まえながら、学校教育を地域学校協働活動により充実させる観点や、地域課題を学校、児童生徒、保護者等との協働により解決していく観点等から、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することが重要であり、両取組が円滑に連動しながら展開されるよう、学校と地域をつなぐ役割を担う地域学校協働活動推進員の配置を推進している。

（３）社会教育及び社会教育主事講習について

「社会教育」は、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動として幅広く行われており、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者との協働活動を通じて相互のつながりを形成していくという点にその特徴がある。社会教育は、その有する「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」の三つの側面を一体的に推進することにより、単なる学習機会を提供するだけではなく、住民自治を醸成し、成立させるための社会基盤としての機能も期待される。

こうした社会教育の推進のため、教育委員会に専門的教育職員としておくこととされる「社会教育主事」の任用資格付与のため、社会教育主事講習が実施されているところである。本講習は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）に基づく専門的な講習で、受講による学習支援の方法やファシリテーションの手法等の習得を通じ、参加型の行政運営能力の育成が図られる。特に、地域課題を住民が自分事として捉え、その解決に向けて主体的・継続的に関われるよう、教育的視点を持って政策の形成・推進を図る手法は、防災、福祉、地域振興、環境、まちづくりなど様々な領域に応用が可能であることが期待される。

本講習の修了者には「社会教育士」の称号が付与され、令和６年度現在、約10,000 人に称号が付与されており、今後もその拡大が期待されるところである。

なお、本講習の実施に当たっては、より受講しやすくすることで、受講者の負担軽減が図られるよう、国としては、講習の定員拡大、講習内容の在り方や受講形態の多様化等について併せて工夫していく予定である。

２．関連施策の一体的な推進に向けて

（１）地域づくりを担う人材の育成

持続可能な形で地域づくり活動のためには、それを担う人材の育成が不可欠である。すでに、各地で地域運営組織の担い手や自治会活動のリーダー、社会教育士、地域学校協働活動推進員、コーディネーター等が活躍しており、その養成に向けた各種の研修が行われているが、それぞれが異なる目的の下で別個に進められていたり、現場の人員が不足したりしている等の課題が指摘されている。これらの取組の多くは相互に親和性が高く、内容的にも重なる部分も見られることから、関係者間で情報を共有し、連携・協働しながら実施していくことで、地域づくりに係る学習機会の充実が効率的に図られることが期待される。

例えば、社会教育主事講習は、本来は教育委員会に所属する社会教育担当職員を対象として想定されたものではあるが、講習受講による住民参画の理論、合意形成やファシリテーションの手法等の習得を通じ、住民参加型の行政運営能力の強化が期待できる。特に、地域課題を教育の視点でとらえる政策形成の促進は、地域振興、防災、福祉、共生社会づくりなど様々な領域に応用可能であることから、地域運営組織（RMO）の構成員、地域おこし協力隊や集落支援員がこの講習を受講したり、逆に社会教育人材が集落支援員として地域づくりを実践したり、地域運営組織（RMO）に参画して地域づくりを実践したりするといった取組が考えられる。

（２）学校を核とした地域づくりの推進

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進は、学校と地域が連携・協働して子供たちの成長を支えることで、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指すものである。また、将来的な地域の担い手育成の観点からも、学校教育と地域との連携は有意義であり、地域の文化、自然、産業等の地域資源を活かした探究学習の充実を図ることで、子供たちの主体性が育まれ、地域への愛着・帰属意識が醸成されていくことも期待される。

学校を核とした地域づくりのさらなる推進のため、例えば、学校運営協議会と地域運営組織（RMO）が連携したり、地域おこし協力隊や集落支援員が学校において地域学校協働活動推進員等と共に地域との連絡調整等の役割を担ったりするといった取組が考えられる。

（３）地域活動拠点として公民館等の社会教育施設の活用

公民館、生涯学習センター、図書館等の社会教育施設については、地域住民の学習活動の場であるとともに、地域コミュニティの形成や交流の拠点として重要な役割を担うものである。実際、地域運営組織（RMO）の活動実態においても、活動拠点を有する団体の６割以上が公共施設を使用している。特に公民館については、様々な公民館による主催事業に加え、民間企業や NPO 等との連携により地域の実情に合わせて柔軟な運営がなされているところである。

このため、地域づくり活動に関する会議や住民交流の機会の提供、地域課題の解決に向けた学習機会の充実など、地域の多様な主体が集い、対話し、協働する場としてこれらの施設の積極的な活用が可能である。

（４）国における支援

総務省及び文部科学省においては、地域運営組織（RMO）等の地域づくり施策と社会教育施策の連携を推進する観点から、先進事例の収集・共有や研修機会の提供等を通じ、地方公共団体の取組を支援していくこととしている。

特に本年度は、総務省の「地域づくり人材の養成に関する調査研究会」において、これまで蓄積された成果・ノウハウのフィードバックを目的に、全国の地域づくりに関わる者を広く対象とした「地域づくり人材ワールド・カフェ」を全国４ブロックで開催する予定である。

各地方公共団体におかれては、本通知の趣旨を踏まえ、関係部局間の連携を図りながら、地域の実情に応じた取組を推進されたい。

【別添１】地域活動組織（地域運営組織（RMO））関連資料

【別添２】コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進　関連資料

【別添３】社会教育（社会教育士・社会教育主事講習等）　関連資料

【別添４】「地域づくり人材ワールド・カフェ」関連資料

（本件担当）
総務省地域力創造グループ地域振興室
chishin@soumu.go.jp
03-5253-5534

文部科学省総合教育局地域学習推進課法規係
houki@mext.go.jp
03-5253-4111（内線 2977）

参考資料5

文部科学省

参考資料集

第20回社会教育の在り方に関する特別部会

（令和８年11月20日）

目次

議題１：新しい時代における社会教育の果たすべき役割について＜P.1～15＞
・社会教育行政の変遷 …… P.2～3
・現代日本の社会課題 …… P.4～10
・今後の教育政策の方向性について
　・第５期教育振興基本計画諮問の概要 …… P.11～12
　（参考）日本社会に根差したウェルビーイングについて …… P.13
　・次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方 …… P.14～15

議題２：将来の「地域創生人材」としての子供を育成するための社会教育の在り方について＜P.16～23＞
・地域と学校の連携 …… P.17
・子どもの体験活動について …… P.22～23

議題３：新たな役割を踏まえた他分野と社会教育との連携方針について＜P.24～27＞
・地域コミュニティに着目した他府省の施策例 …… P.25
・地域課題に関する取組がまちづくりにつながった例（社会教育との連携の効果） …… P.26～27

議題１：新しい時代における社会教育の果たすべき役割について

- **社会教育行政の変遷** …… P.2~3
- **現代日本の社会課題** …… P.4~10
- **今後の教育政策の方向性について**
  - **第５期教育振興基本計画諮問の概要** …… P.11~12
    （参考）日本社会に根差したウェルビーイングについて …… P.13
  - **次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方** …… P.14~15

社会の変化と社会教育行政の動向（1/2）

社会教育行政の変遷

年代	社会教育関連の主な動向
昭和24年	社会教育法制定
昭和46年	「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」（社会教育審議会答申） …工業化・都市化による地域社会の変容等によって、国民の学習需要が高まる中、次のような提言を行った。 ①社会教育を、生活の多様な機会と場所において行われる学習を教育的に高める活動の総称として、広くとらえること ②生涯教育の観点から社会教育の体系化を図ること（家庭・学校教育との役割分担の確立など） ③内容・方法の多様化、高度化を図ること（団体活動、地域活動、ボランティア活動の促進など）
昭和62年	「教育改革に関する第四次答申」（臨時教育審議会答申） …個性重視の原則の下、学校中心の考えを改め、生涯学習体系へ移行。 「教育改革に関する当面の具体化方策について」（教育改革推進大綱） …生涯学習について、都道府県・市町村、放送大学を中心とした基盤整備、民間教育事業との連携に係る法令見直し、生涯学習の成果が適正に評価される社会の形成等に努めることとされた。
平成2年	「生涯学習の基盤整備について」（中央教育審議会答申） …生涯学習推進センター設置（都道府県）、生涯学習センター設置（大学等）、重点地域の設置、民間教育事業の振興のための支援などが必要であるとした。
平成10年	「社会の変化に対応した今後の社会教育行政のあり方について」（生涯学習審議会答申） …地方分権、学習ニーズの多様化・高度化、生涯学習の進展等を踏まえ、社会教育施設の規制の大綱化・弾力化や社会教育行政における住民参加の促進等が必要であるとした。
平成12年	「教育改革国民会議報告―教育を変える17の提案―」（教育改革国民会議） …創造性の高い人材の育成を目指し、「教育の原点は家庭であることを自覚する」「奉仕活動を全員が行うようにする」等の17の提案を行った。 ➡社会教育法改正 …社会教育・学校教育・家庭教育の連携を国・地方自治体の任務に追加 / 家庭教育及び青少年の社会奉仕体験活動を教育委員会の事務に追加（平成13年） / 学校教育における体験の推進
平成18年	教育基本法改正 …学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力に関する条文の新設

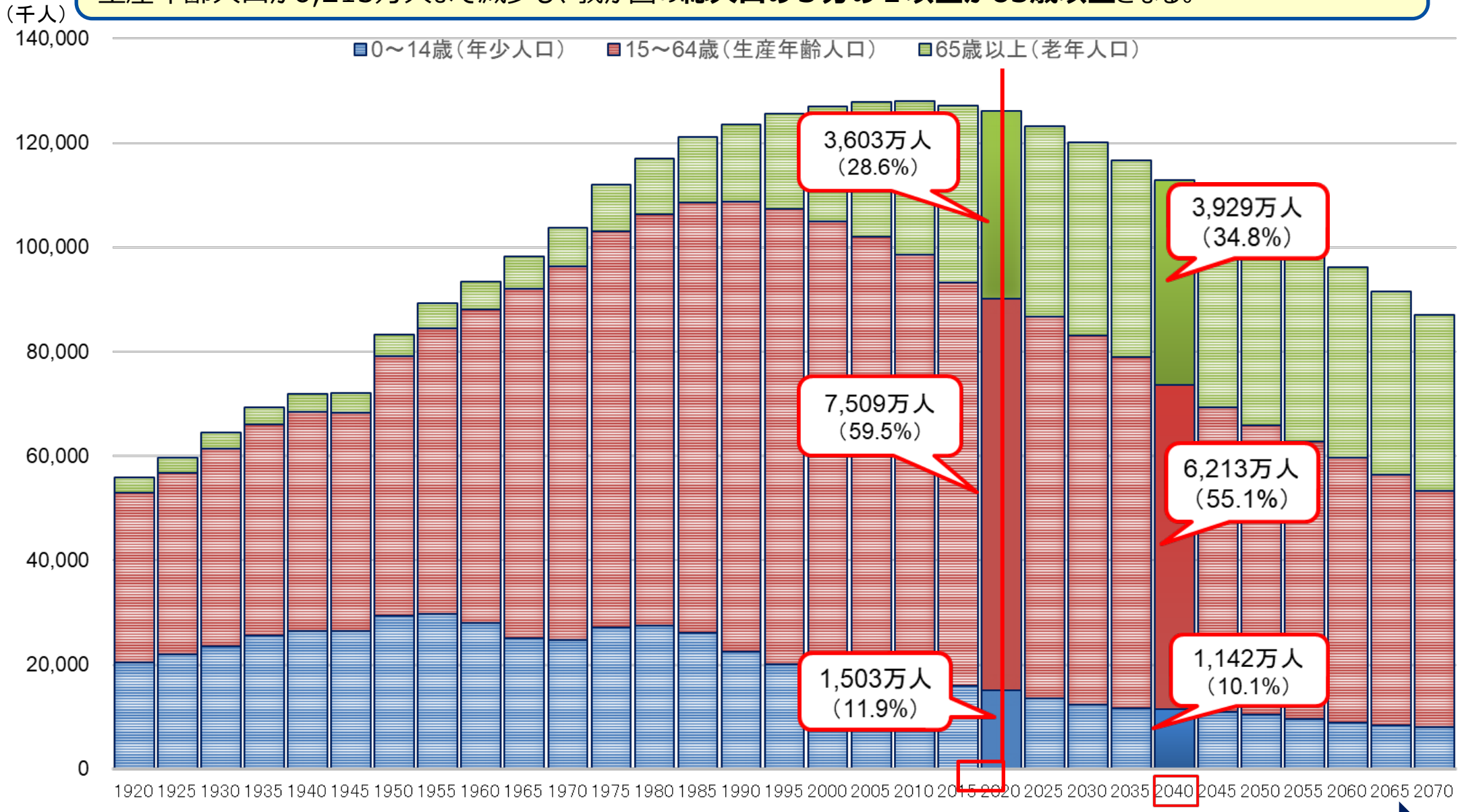
社会の変化と社会教育行政の動向（2/2）

平成20年	「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」（中央教育審議会答申） …学校、家庭及び地域住民等の連携推進のため、社会教育と学校教育が目標を共有する必要があるとした。
平成25年	「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」 …社会教育行政の今後の方向性を、ネットワーク型行政の推進を通じた「社会教育行政の再構築」とする。 「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理」（中央教育審議会生涯学習分科会） …社会教育主事資格が、社会教育に関する専門的な資質・能力を保障するものとして認知される仕組みが必要とした。
平成27年	「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（中央教育審議会答申） …コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進について、制度的位置づけの検討が必要とした。
平成30年	「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」（中央教育審議会答申） …社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりを目指すべきとした。
令和2年	「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」（社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会）　…社会教育士の創設
令和5年	第4期教育振興基本計画関係づくり …社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められ、社会教育施設の機能強化や、社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図る必要があるとした。
令和6年	「第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」 …障害者や外国人にも社会教育の機会が十分に確保されることが不可欠であり、社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支える社会教育人材の質的向上・量的拡大に向けた、養成及び活躍促進の在り方を提示。
	「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」（中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会） …社会教育の裾野が拡大する中、地域コミュニティにおける学びを基盤とした活動をオーガナイズする社会教育人材が果たす役割は大きく、質的な向上・量的な拡大が重要であるとした。

人口の推移と将来推計

現代の社会課題：人口減少

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、**2040年**には年少人口が1,142万人、生産年齢人口が6,213万人まで減少し、我が国の**総人口の３分の１以上が65歳以上**となる。



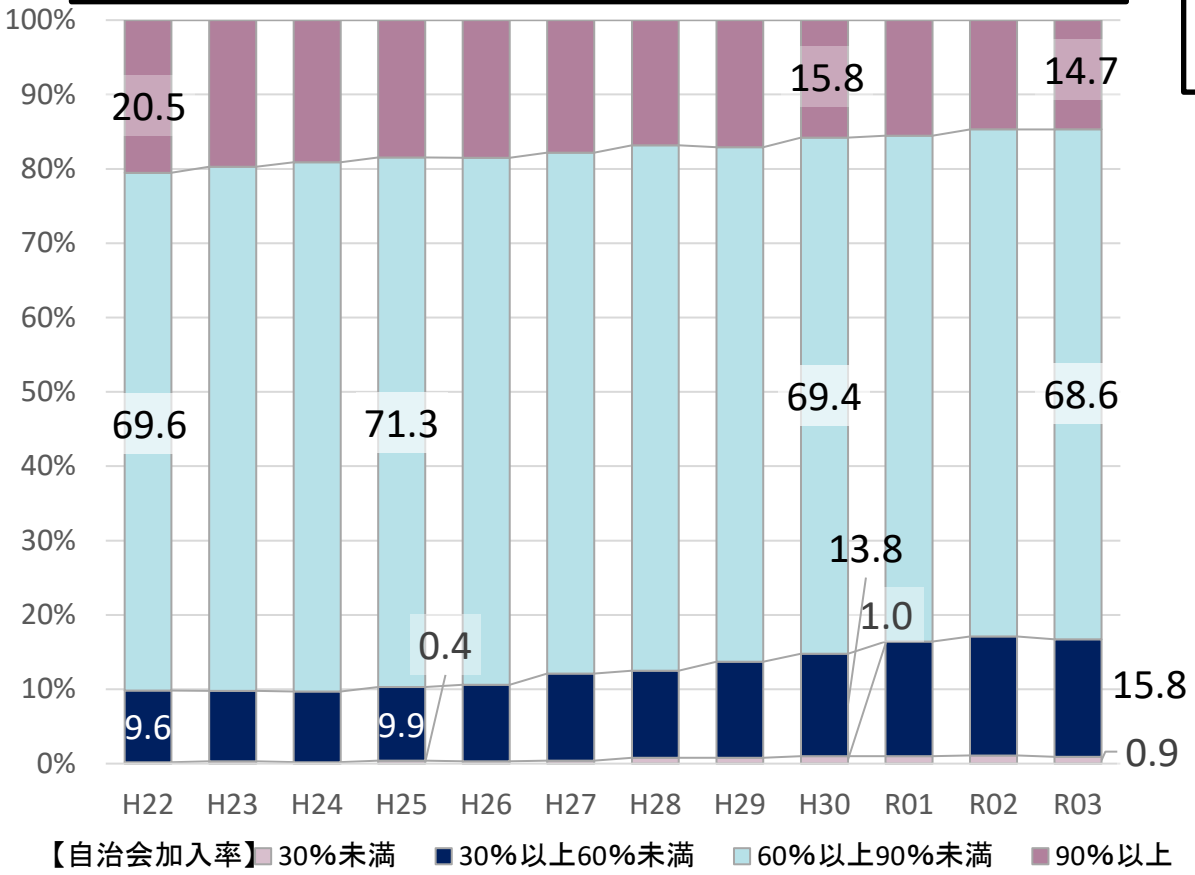
※推計値は出生中位（死亡中位）推計による。実績値の1950年～1970年には沖縄県を含まない。
※1945年については、1～15歳を年少人口、16～65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。
（出典）1920年～2020年：「人口推計」（総務省）、2025年～2070年：「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

地縁的なつながりの希薄化①

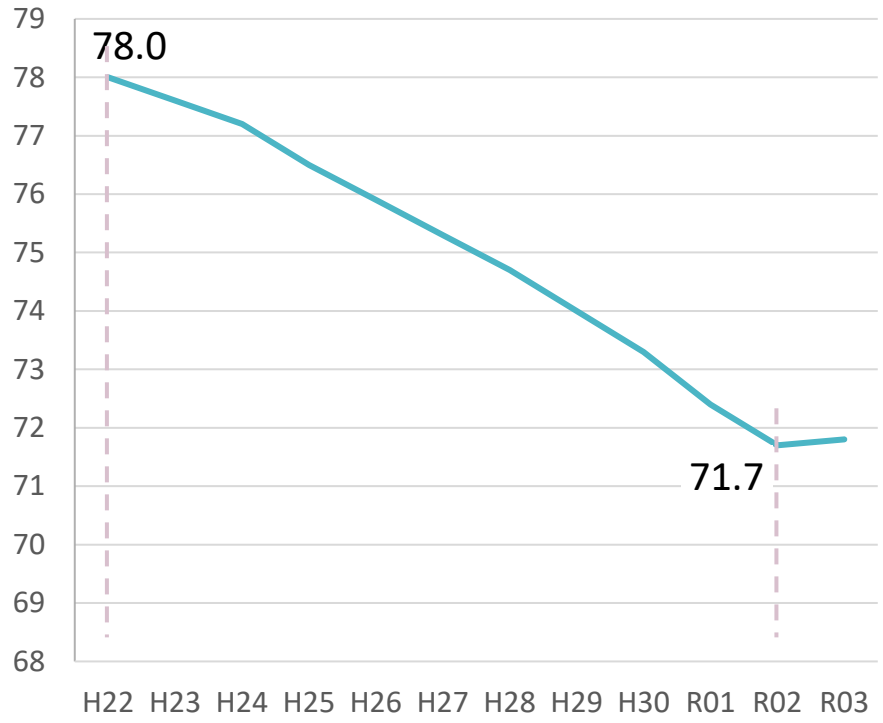
現代の社会課題

・自治会等の加入率について「90%以上の世帯（住民）が加入している」自治体は、平成22年に20．5%であったが、以降減少傾向が続き、令和3年には14．7%（5．8ポイント低下）となっている。
・平成22年度から令和2年度まで毎年度の加入率を世帯単位で把握している600市区町村における自治会等の加入率の平均（単純平均）は、平成22年に78．0%であったが、令和2年に71．7%（6．3ポイント低下）となっている。

図表1：自治会加入率で区分したときの市町村の割合



図表2：平成22年度から令和2年度まで毎年度の加入率を世帯単位で把握している市区町村における自治会等の加入率の単純平均



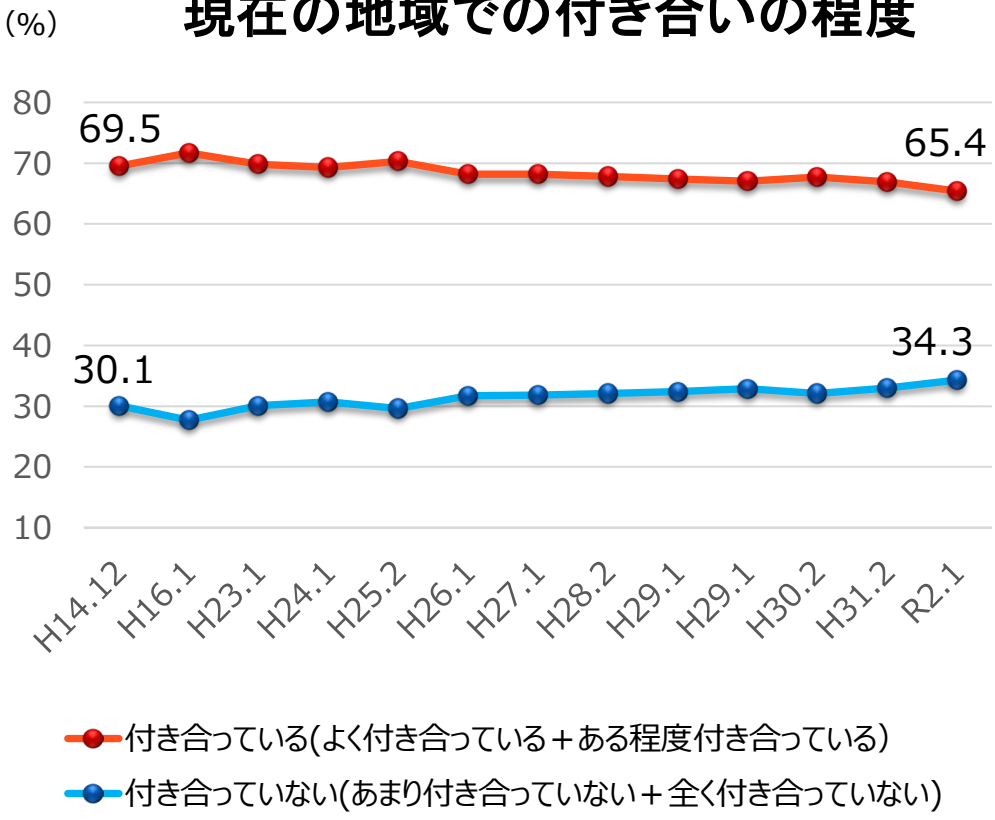
※（図表1）各年度において「世帯単位」で算出した自治体は、97.3~97.8%の範囲で推移した。グラフは「個人単位」「その他」で算出した自治体も含む。
※（図表2）平成22年度から令和2年度までの毎年度の加入率を把握していた624団体を含め、令和3年度の自治会加入率が調査時点において未公表の団体があったため、令和3年度のデータは参考である。
自治会等に関する市区町村の取組に関するアンケート とりまとめ結果（令和4年2月 総務省自治行政局市町村課）より作成

地縁的なつながりの希薄化②

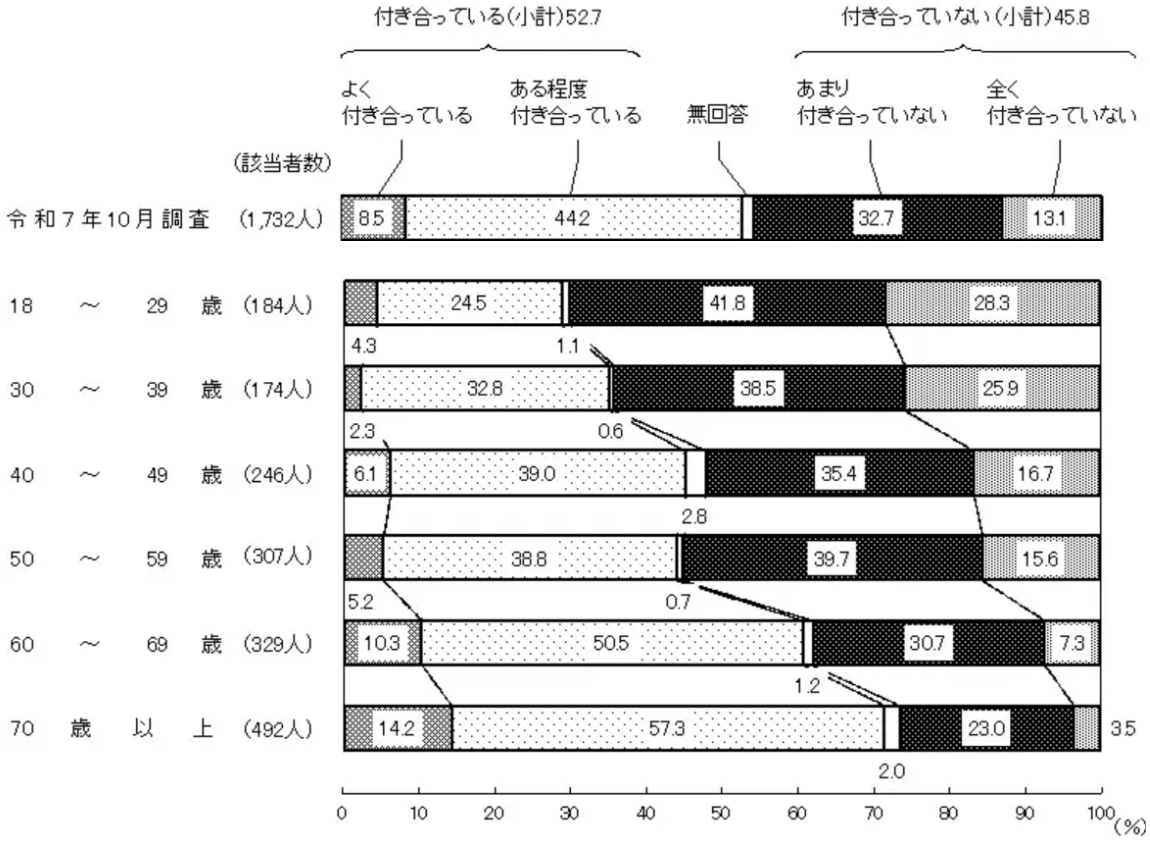
現代の社会課題

・**現在の地域での付き合いの程度**については、徐々に**「付き合っていない」人の割合が増加**している。
・年齢別にみると、**「付き合っていない」**人の割合が**60歳以上で約3割、18～29歳で約7割**になる。

現在の地域での付き合いの程度



年齢別の内訳（令和7年10月調査）



（注）令和２年１月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和３年12月調査以降との単純比較は行わない。
（注）平成29年１月の調査はいずれもそのうち20歳以上のデータ
（出典）内閣府「社会意識に関する世論調査」

障害者の生涯学習に関する現状と課題

現代の社会課題：共生

障害者の学校卒業後の状況

● 特別支援学校卒業生の高等教育機関への**進学率**は**約2.2%**
　特に、**卒業生の9割近くを占める知的障害者**は**約0.5%**に留まる
→「学校卒業後、学びや交流の場はどうなってしまうのか、とても不安に感じている」
「障害者はその特性から、ゆっくりと成長するのに、学び続けることができない」といった声も

● **約92%**の障害者が**就職又は障害福祉サービス**などに進む

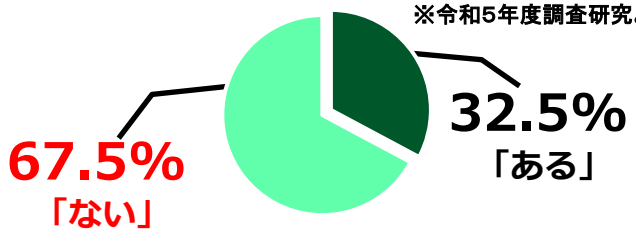
● 障害者の職場定着状況については、**職場定着が困難な者も多い**
（就職1年後の定着率：知的障害**68%**、身体障害**60.8%**、精神障害**49.3%**）

障害者の生涯学習の機会の充足度／取組状況※令和4年度調査研究より

・生涯学習の機会が**十分にある＋ある程度ある** → **38.2%**
・現在、**生涯学習に取り組んでいる** → **20.7%**
・生涯学習に取り組んでいない理由
「どのような学習があるのか、知らない」 → **55.8%**

公民館等が「障害者の生涯学習活動の支援」に関わった経験の有無

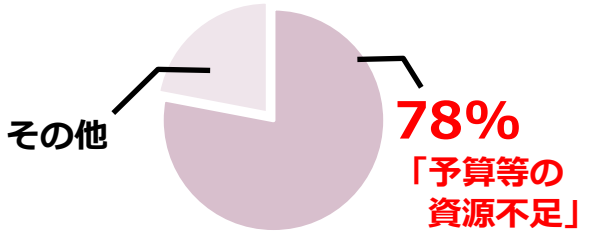
※令和5年度調査研究より



公民館：全国に約12,000ヶ所設置され、
地域住民に最も身近な社会教育施設

障害者の学びの支援を継続させるための課題

※委託団体を対象としたアンケート結果より抽出（民間団体等）



【アンケート回答の一例】
人とのつながりやネットワークは自分たちで作っていくことができるが、財源を生み出すことが難しい。

課題

①障害者の多様な社会参加を支える学習活動の充実とともに、進学が困難な移行期の知的障害者等も**学び続けることができる生涯学習機会が重要。**

②**障害者の学習支援の経験のある公民館等**が**32.8%**に留まるなど、
地方公共団体には**ノウハウや実施体制がない。**
情報発信にも課題があり、**障害者に生涯学習の情報が届いていない。**

③先進的に取り組む**NPOや大学等による生涯学習プログラムのモデル化**が進展しているが、民間団体は予算等の資源不足から**取組の持続性**や**成果の波及力**に課題がある。

対応

・**地方公共団体が民間団体と連携**し、**持続可能な事業実施体制を整備**する。
・発達段階や障害種等に応じた**学習プログラムの開発**やその**担い手を育成**する。

関連する他の施策・事業について

【厚生労働省】
・障害福祉サービス
【文化庁】
・障害者芸術文化活動普及支援事業
【スポーツ庁】
・障害者スポーツ推進プロジェクト
など

地方自治体における障害者の生涯学習の状況

（第129回中央教育審議会生涯学習分科会　資料１國本教授発表資料）

現代の社会課題：共生

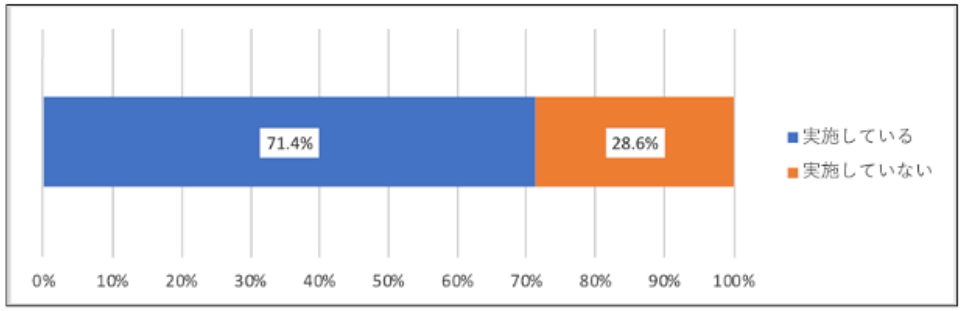
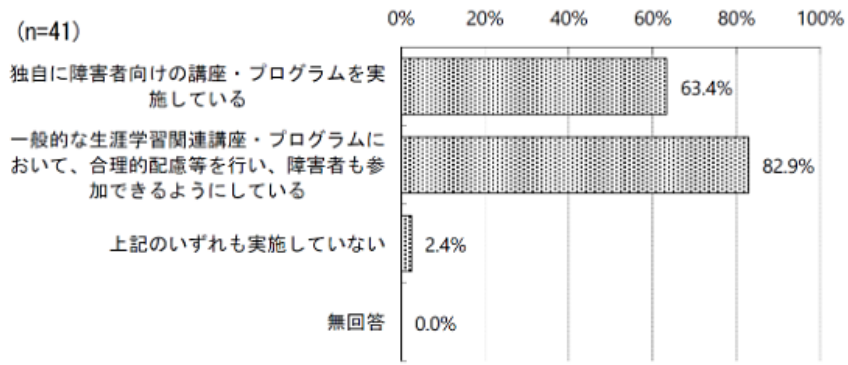


図２－３－10　学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムの有無【都道府県】（N=35）

都道府県

図表　2-27 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める講座･プログラムの実施状況（複数選択）



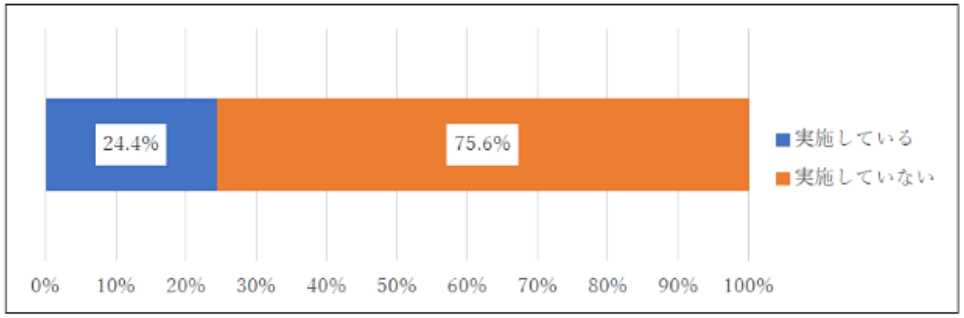
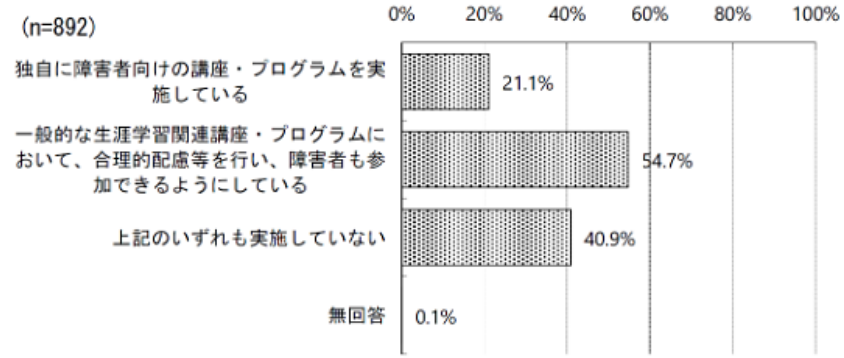


図２－４―10　学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムの有無【市区町村】（N=929）

市町村

図表　2-122 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める講座･プログラムの実施状況（複数選択）



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(2018)「障害者の生涯学習活動に関する実態調査　報告書」(平成29年度　文部科学省委託事業「生涯学習施策に関する調査研究」)

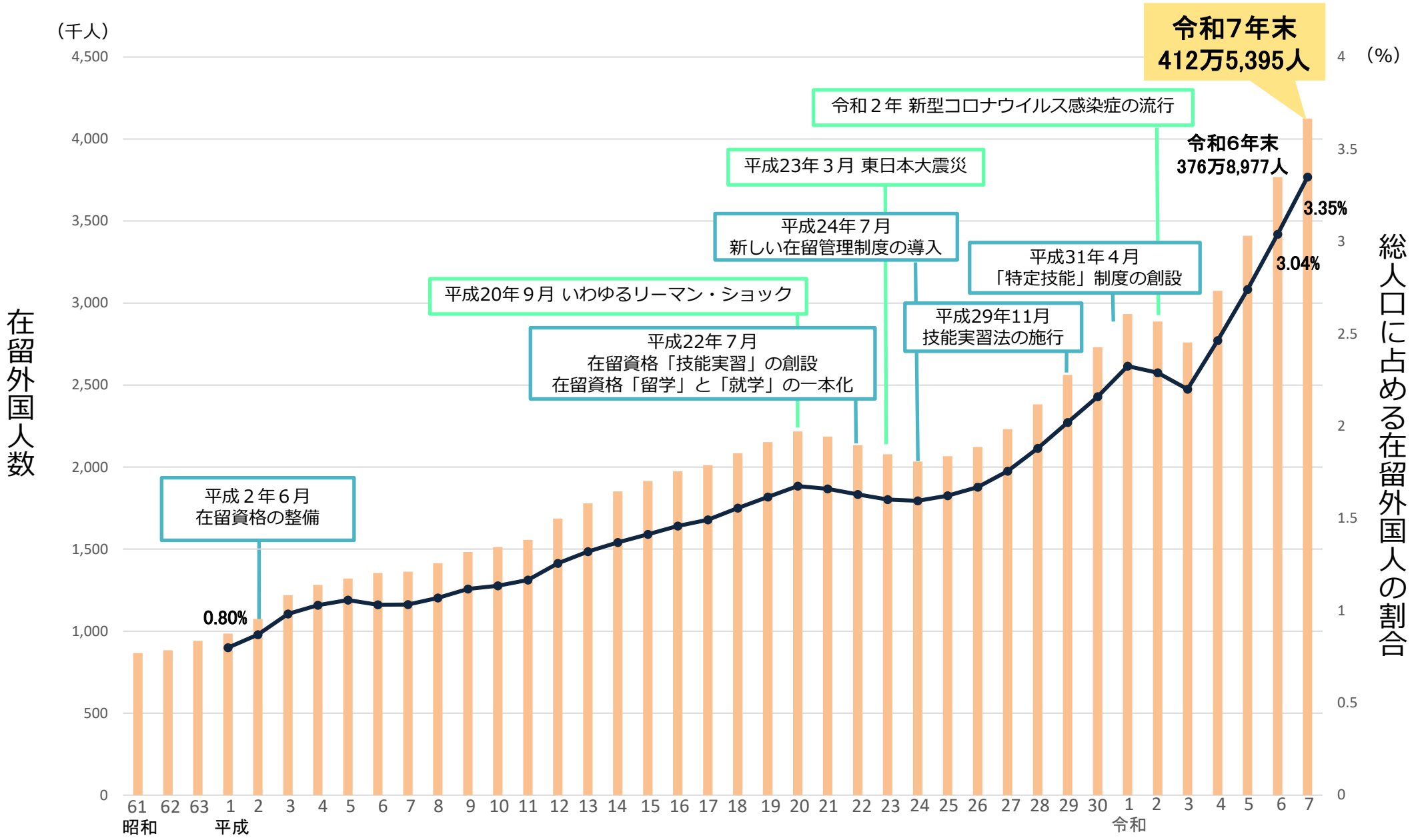
三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2023)「障害者の生涯学習活動に関する実態調査～地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査～報告書」」(令和4年度　文部科学省委託事業「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」)

4

参照：【資料1】國本真吾氏（鳥取短期大学幼児教育保育学科）発表資料 (PDF:2.2MB)

在留外国人数の推移

現代の社会課題：共生



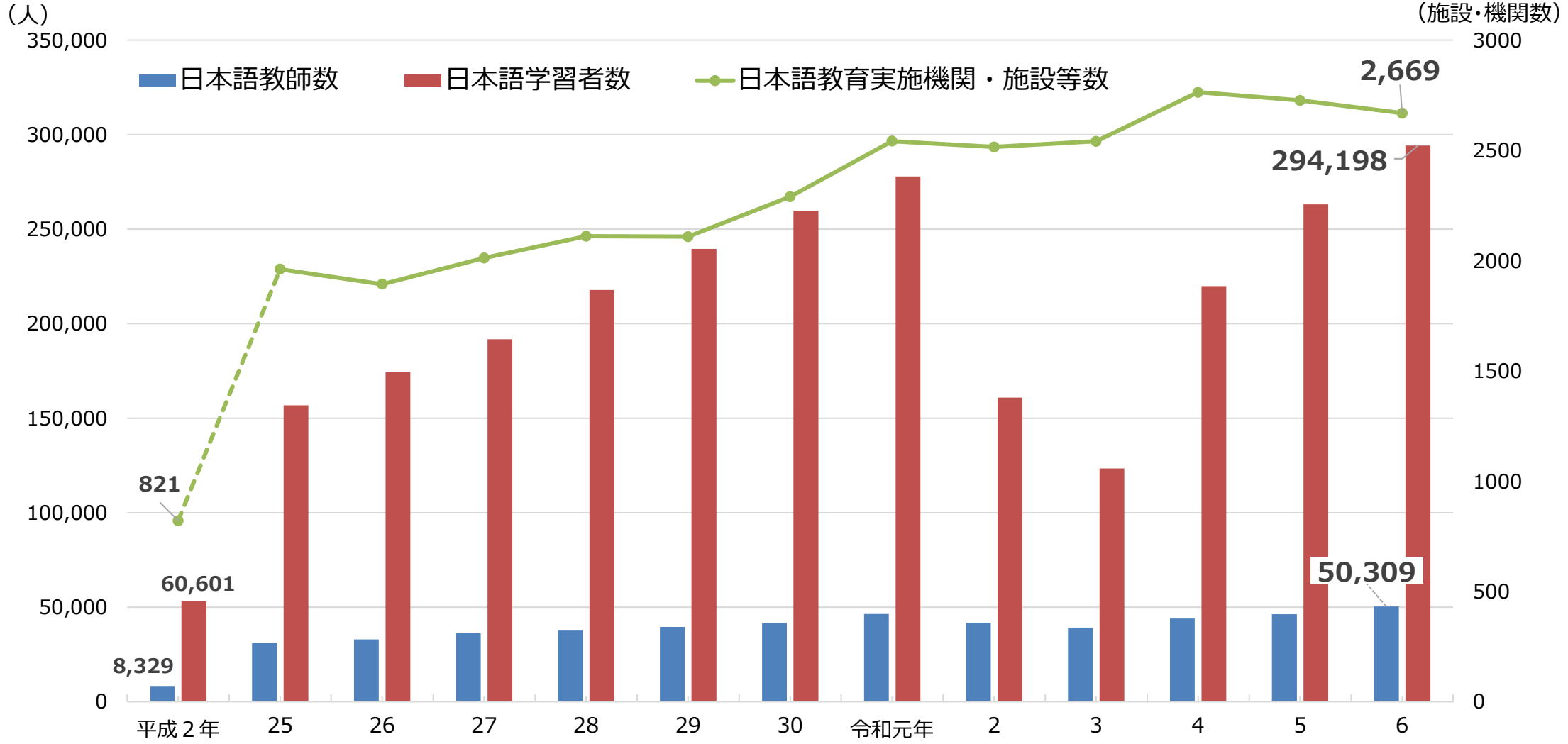
（注1）平成23（2011）年までは法務省入国管理局（当時）「（旧）登録外国人統計」（12月末現在）に、平成24（2012）年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」（12月末現在）に基づく。
（注2）総人口は、総務省「人口推計」（各年10月1日現在の統計）に基づく。

国内の日本語学習者、教育機関・施設及び日本語教師数の推移

現代の社会課題：共生

○日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数は過去30年あまりで大幅に増加。
- ▸日本語学習者　（平成2年：60,601人　→　令和６年：294,198人）
- ▸日本語教育実施機関・施設等　（平成2年：821機関　→　令和６年：2,669機関）
- ▸日本語教師数　（平成2年：8,329人　→　令和６年：50,309人）

○在留外国人及び外国人労働者の継続的な増加が見込まれており、日本語教育環境の整備は引き続き重要。



※　出典：文部科学書省「日本語教育実態調査　令和６年度報告」（各年11月1日現在）
※外国人に対する日本語教育等を実施している国内の機関・施設等のうち回答のあったものについてのみ集計した数値であり、国内のすべての日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではない。

第５期教育振興基本計画（令和10年度～令和14年度）諮問の概要

教育政策の方向性

我が国を取り巻く社会の状況

●生成AI等の技術革新の急速な進展　●予測を上回る人口減少・少子高齢化の進行　●社会・産業構造の変容　●我が国社会の多様化　●国際情勢の不安定化

→**VUCA（変動性・不確実性・複雑性・曖昧性）に加え、BANI（脆さ・不安・非線形・不可解）の時代**とも指摘されるように、**これまで以上に、流動性が高まっている状況**

これからの我が国を担う子供たちは、**激しい変化が止まることのない時代を生きることとなる**

AI時代を迎える中で、2040年以降の社会を捉え直し、教育政策を総合的に検討

第５期計画に求められること・検討すべき観点

①生成AI等の技術革新の急速な進展

・**AI等を適切に活用するリテラシー、自ら問いを立てて学びを深める力**を育むとともに、**好奇心や意欲・志、粘り強さなど人が人としての価値を発揮するための基盤となる人間力**の育成

・AI等の活用による**教育の質の向上**、**「デジタル」と「リアル」を最適に組み合わせる**観点も重要

②人口減少・少子高齢化の進行

・過疎化が進み地域コミュニティの維持が困難、地域における教育機会の確保といった課題が顕在化する中で、持続的な地域コミュニティの形成に資するよう、**地域における教育の維持・活性化、教育へのアクセス確保が重要**

③社会・産業構造の変容

（理工・デジタル分野の人材やエッセンシャルワーカーの不足など）

・**探究・文理横断・実践的な学び、留学などの越境体験の更なる推進**

・人材育成システム改革ビジョンを踏まえた、**高校から大学・大学院等まで一貫した人材育成方策の具体化**

・**生涯にわたり学び続ける社会を実現**する観点での、**リ・スキリング等の社会人の学び直し**

④我が国社会や教育現場の多様化

（不登校児童生徒・特別な支援を要する児童生徒・在留外国人の増加など）

・誰一人取り残されず、**一人一人の可能性が開花する教育の実現**

・**教職の魅力を向上**し**質の高い教職員を確保し続ける**などの**環境整備**

・**他者との対話を通じた合意形成や、失敗や対立・ジレンマ等を乗り越える経験**を通じて**民主的かつ公正な社会を築くための教育**の在り方も重要

⑤ウェルビーイングの重要性の高まり

（個人の幸福や地域・社会全体の豊かさの質を重視するSWGs※といった新たな概念）

・国際的な動向や蓄積された専門的知見も踏まえ、教育を通じて、調和と協調を重視する**「日本社会に根差したウェルビーイング」**を基本とし、その**更なる向上を図る**

※Sustainable Well-being Goalsの略語

諮問事項

●今後の教育政策に関する基本的な方向性

・改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、社会情勢の変化を踏まえた、**今後の教育政策に関する基本的な方向性**について

●基本的な方針と主な施策

・基本的な方向性を踏まえた、生涯を通じた**あらゆる教育段階**（幼児教育から高等教育、社会教育）における、**今後５年間の教育政策の目指すべき基本的な方針**と**主な施策**について

●実効性の確保・向上

・多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策、国・地方及び関係機関の連携・協働の在り方、人的・物的資源の確保の在り方など、**教育振興基本計画の実効性の確保・向上**について

これまでの教育振興基本計画

〇教育基本法（平成18年法律第120号）抄
（教育振興基本計画）
第17条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

- **平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第２期・第３期・第4期計画を策定**
- **地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされている**
- **現在は第４期計画（令和5年度～令和9年度）の期間中**

	第１期計画	第２期計画	第3期計画	第4期計画
対象期間	平成20（2008）年度 ～平成24（2012）年度	平成25（2013）年度 ～平成29（2017）年度	平成30（2018）年度 ～令和4（2022）年度	令和5（2023）年度 ～令和9（2027）年度
基本的な方向性	・今後10年間を通じて目指すべき教育の姿	・一人一人の「自立」した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と「協働」しながら新たな価値を「創造」していくことができる「生涯学習社会」の構築	・教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する	・2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成 ・日本社会に根差したウェルビーイングの向上
基本的な方針	①社会全体で教育の向上に取り組む ②個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる ③教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える ④子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する	①社会を生き抜く力の養成 ②未来への飛躍を実現する人材の養成 ③学びのセーフティーネットの構築 ④絆づくりと活力あるコミュニティの形成	①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する ③生涯学び、活躍できる環境を整える ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する ⑤教育政策推進のための基盤を整備する	①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材育成 ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ③地域や家庭で共に学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進 ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 ⑤計画の実効性の確保のための基盤整備・対話

（参考）ウェルビーイングについて（第4期教育振興基本計画における方向性）

ウェルビーイングとは

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。
- 短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む。
- **多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じる**とともに、個人を取り巻く場や**地域、社会が幸せや豊かさを感じられる**良い状態にあることも含む。

日本社会に根差したウェルビーイングとは

自己肯定感や自己実現などの獲得的なウェルビーイングと、

人とのつながりや**利他性、社会貢献意識**などの**協調的なウェルビーイング**が一体となった、

「調和と協調」に基づくウェルビーイングの向上が求められる。

教育とウェルビーイング

- 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、**一人一人のウェルビーイングの確保**が必要。
- 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図ることが必要。
- 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成する。

中央教育審議会教育振興基本計画部会（第13回）（令和5年2月7日）会議資料【資料8】より抜粋・一部変更。

次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方

教育政策の方向性

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～

① 主体的・対話的で深い学びの実装

生成AIが社会に浸透しつつある中、より一層**「深い学び」の重要性が高まっている**。教師が**そのイメージを掴み取り、授業づくりに生かしやすい学習指導要領**とし、「主体的・対話的で深い学び」の実装を図る。

- 学習指導要領の構造化・表形式化・デジタル化
- 質の高い探究的な学び
- 豊かな学びにつながる学習評価
- 情報活用能力の抜本的向上
- 学習の自己調整や学習方略の指導等による個に応じた学習過程の充実

② 多様性の包摂

全ての子供たちに「深い学び」による資質・能力の育成を図る必要がある一方、子供たちの多様性は格段に顕在化。**子供の実態や課題に応じた教育課程・学習指導を充実・可能とする**ことで、全ての子供たちを包摂し、必要な資質・能力を育成する。
その際、民主的で持続可能な社会の創り手を育てる上で、多様な他者と学ぶ学校が大きな役割を果たす。

- 調整授業時数制度
- 高等学校の単位制の大幅な柔軟化
- 特別の教育課程の新設・拡充
- デジタル学習基盤の活用
- 学習の自己調整や学習方略の指導等による個に応じた学習過程の充実

③ 実現可能性の確保

①②の実現・両立は容易ではなく、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合い、実現可能性を確保する必要。**教育課程において教師と子供に「余白」（多様な子供たちの深い学びを実現するための時間的余裕）を創出**し、豊かな学びに繋げる。

- 調整授業時数制度（特に裁量的な時間（研究・研修等枠））
- 構造化等に伴う教科書の精選・必要に応じた内容の精選
- 授業時数や週当たりコマ数の適正化・平準化
- カリキュラム・マネジメントの更なる実装

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、
自らの人生を舵取りすることができる　民主的で持続可能な社会の創り手　をみんなで育む

学びをデザインする高度専門職としての教師　デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
総合的な勤務環境整備

（出典）中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」（令和８年10月5日）から抜粋

「主体的・対話的で深い学び」の実現を通じた

自らの人生を舵取りする力 と 民主的で持続可能な社会の創り手 の育成

「好き」を育み、「得意」を伸ばす
（興味・関心）

×

当事者意識を持って、自分の意見を形成し、対話と合意ができる

児童生徒の学習意欲を喚起するとともに主体的な進路選択にも繋げる

高 中 小 幼

総合

自己の興味・関心に関わる課題の設定の充実

- 「**テーマ探究**」と「**マイ探究**」をバランスよく組み合わせる

教師を起点として共通テーマを設定 → **テーマ探究**

個人を起点として課題を設定 → **マイ探究**

- 「プレゼン」、「レポート」等に加え、「**作品制作**」も示すなど**探究（外化）の在り方を拡充**
- 多様な興味・関心に応えるチームでの指導体制

各教科等

生きて働く「確かな知識」の習得（意味理解や知識の構造化を重視）

自分の意見や考えを根拠をもって表現する活動
（AIに依存せず、書く・話すなどの外化を通じ、習得した知識や自分の意見や考えを表現）

探究的な学びの充実
（教科においても「なぜ？」を重視し、知識の構造化や総合での課題の発見に繋げる）

興味・関心が広がる教材・学習方法の選択を促進
（デジタル学習基盤の積極的活用、紙・デジタルの双方を含む多様な教材の活用を推進）

社会・職業とのつながり・学ぶ意義の重視
（全ての教科で重視。特に中・高では「数学ガイダンス」「科学ガイダンス」を新設）

メディアリテラシーや情報モラルの育成
小・**総合の「情報の領域」**、中・**「情報・技術科」**をはじめ教育課程全体で重視（**クリティカル・シンキング**、情報の真偽や偏りの吟味、判断の留保、デジタルの賢い使い方と距離の置き方　等）

自律的な学習習慣の形成
（学習の自己調整を通じて、家庭学習の内容や学び方を自律的に決定）

特別活動

子供主体のルール形成

- 納得解を創造する**合意形成**
- **意見表明**の機会の確保
- 安易な多数決の回避や少数意見の吟味の重視
- 対話と合意の手法を活用

子供主体の学校行事

- 企画・運営を含め児童生徒が主体的に役割を担う
- 文化的行事を「好き」や「得意」を発表する機会としても明確化

※教師の適切な指導の下で行うとともに、教師の過度な負担を生じさせないことが前提

道徳

考え、議論する道徳の実装

- **価値の実現をめぐる葛藤**や**価値の対立をめぐる葛藤**と向き合う
- 道徳的行為に関する**実体験や実感を伴う活動**を重視

幼児教育における**「遊びの深まり」**（言葉を用いて考える力の基礎の育成、他者と関わり協同する力の育成、遊びの中で多様な動きを伴う体験の充実と身体感覚の育成）
※幼児教育：0歳～小学校就学前までの幼稚園、保育所、認定こども園における教育

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに

- **「深い学び」の実現のための「統合的な理解・総合的な発揮」に向けた授業改善**
- **子供たちの多様性を踏まえた個に応じた学習過程の充実**
（科学的根拠に基づく学習の**自己調整**や**学習方略**の指導等、学習途中の**アセスメント**と**フィードバック**）
- **構造化に伴う必要に応じた内容の精選、教科書の精選**
- **全ての活動を通じ、「学びに向かう力、人間性等」の育成を重視**
- **情報活用能力・言語能力の育成を一体的に充実（デジタルのみならず一層身体性を重視）**
- **障害や認知特性等多様な実態を踏まえた調整**
（全ての子供の学びやすさに繋がる授業設計・環境整備・家庭学習を含む）
- **全ての活動の基盤となる心理的安全性の確保（学級経営、教科指導）**
- **複層的な包摂に向けた特別の教育課程の新設・改善**
（校内外教育支援センターに通う**不登校児童生徒**（新設）、特定分野に**特異な才能のある児童生徒**（新設）、**通級指導・日本語指導が必要な児童生徒**）
- **調整授業時数制度の活用**
（一定の要件の下、各教科等の時数を減じて、**教科への上乗せ、裁量的な時間**等に活用）

（出典）中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」（令和８年10月5日）から抜粋

議題２：新しい時代における社会教育の果たすべき役割について

- 地域と学校の連携 …… P.17
- 子どもの体験活動について …… P.22~23

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

地域と学校の連携



コミュニティ・スクール
（学校運営協議会を設置した学校）

校長等

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する権限と責任は校長が有する

学校運営の基本方針	学校運営・教育活動

説明 ↓ ↑ 承認　　説明 ↓ ↑ 意見



学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する**学校運営の基本方針を承認**
- **学校運営について、**教育委員会又は校長に**意見**
- **教職員の任用に関して、**教育委員会に**意見**

地域学校協働活動推進員



（委員）10～15人程度
・地域住民、保護者
・地域学校協働活動推進員
・その他教育委員会が必要と認める者
（例：近隣幼稚園等・小中学校関係者）
など

任命 ↑

意見 ↓ 学校運営 教職員の任用



地域学校協働活動推進員

地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

※社会教育法第９条の７

情報共有 ↔ 情報共有

委嘱 ↑

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う学校内外における活動
※社会教育法第5条



地域学校協働活動推進員



※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

地域住民等の参画を得て、
・放課後等における学習支援・体験活動（放課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの**学校における活動**
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など**地域を活性化させる活動**
などを実施

教育委員会

コミュニティ・スクールの有用性

地域と学校の連携

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** ＝ **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化

学校や子供をとりまく課題

「社会に開かれた教育課程」の実現

教育の目標などを学校と地域が真に共有し、連携・協働することに課題

学校における働き方改革

学校業務の精選や教師の意識改革などに課題

不登校対策

不登校やいじめなど、学校内外において子供が抱える問題への対応に課題

地域の課題

若者の地元定着

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題

地域防災

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

(例) 茨城県牛久市

学校運営協議会委員が**授業研究に参画**。学校理解を深め、熟議を行うことで、**社会に開かれた教育課程を実現**。教師の**授業力向上**、子供の**学力向上にも寄与**

(例) 岡山県浅口市

保護者や地域住民と**目標や課題を共有**し、**業務の見直しを実現**。協議を通じて**教師の意識改革**にも成果

(例) 北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、**多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働**により、**チームとしての不登校対策体制**を構築

(例) 鳥取県南部町

地域の協力のもと地元の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、**子供たちのふるさとへの愛着**や**社会参画力**を育成

(例) 熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、**地域住民との合同防災訓練**など、**防災に関する事項・取組**を協議・実践

令和7年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査

文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和7年度（令和7年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の導入校数

22,009校（64.9%）
1,856校増　6.2ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

19,488校（71.6%）
1,546校増　6.3ポイント増

導入自治体数

1,523自治体（84.1%）
74自治体増　4.2ポイント増

※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

地域学校協働本部

公立学校の整備校数

22,693校（66.9%）
758校増　3.0ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

21,083校（77.4%）
623校増　2.9ポイント増

地域学校協働本部数

14,044本部
611本部増

※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

一体的な整備状況

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両方が整備されている学校



17,481校（51.6%）
1,855校増　6.1ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

16,490校（60.6%）
1,673校増　6.7ポイント増

地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーターを含む）

地域学校協働活動推進員等の配置人数

35,246人（633人増）
1,532自治体（84.5%）

うち、学校運営協議会委員である者

15,174人（1,591人増）

※地域学校協働活動推進員等
：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

今後の方針

- 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- 導入促進と質の確保に向けた、自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る

Community School

学びの輪、
地域の和。
未来へ繋ぐ

コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

令和７年５月１日時点

校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	2,085園 2,258園	388園 353園	18.6% 15.6%	568園 557園	27.2% 24.7%
小学校	18,073校 18,291校	12,979校 12,001校	71.8% 65.6%	14,235校 13,793校	78.8% 75.4%
中学校	8,906校 8,951校	6,303校 5,761校	70.8% 64.4%	6,633校 6,481校	74.5% 72.4%
義務教育学校	254校 232校	206校 180校	81.1% 77.6%	215校 186校	84.6% 80.2%
高等学校	3,423校 3,437校	1,490校 1,281校	43.5% 37.3%	759校 652校	22.2% 19.0%
中等教育学校	35校 35校	9校 8校	25.7% 22.9%	5校 3校	14.3% 8.6%
特別支援学校	1,134校 1,130校	634校 569校	55.9% 50.4%	278校 263校	24.5% 23.3%
合計	33,910校 34,334校	22,009校 20,153校	64.9% 58.7%	22,693校 21,935校	66.9% 63.9%

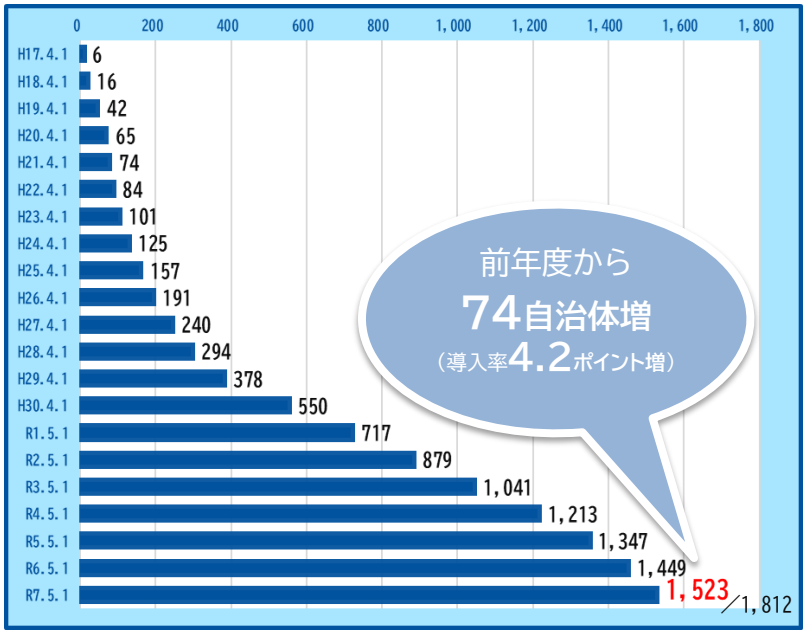
※下段は令和6年度の結果

コミュニティ・スクールの導入状況　-自治体数-

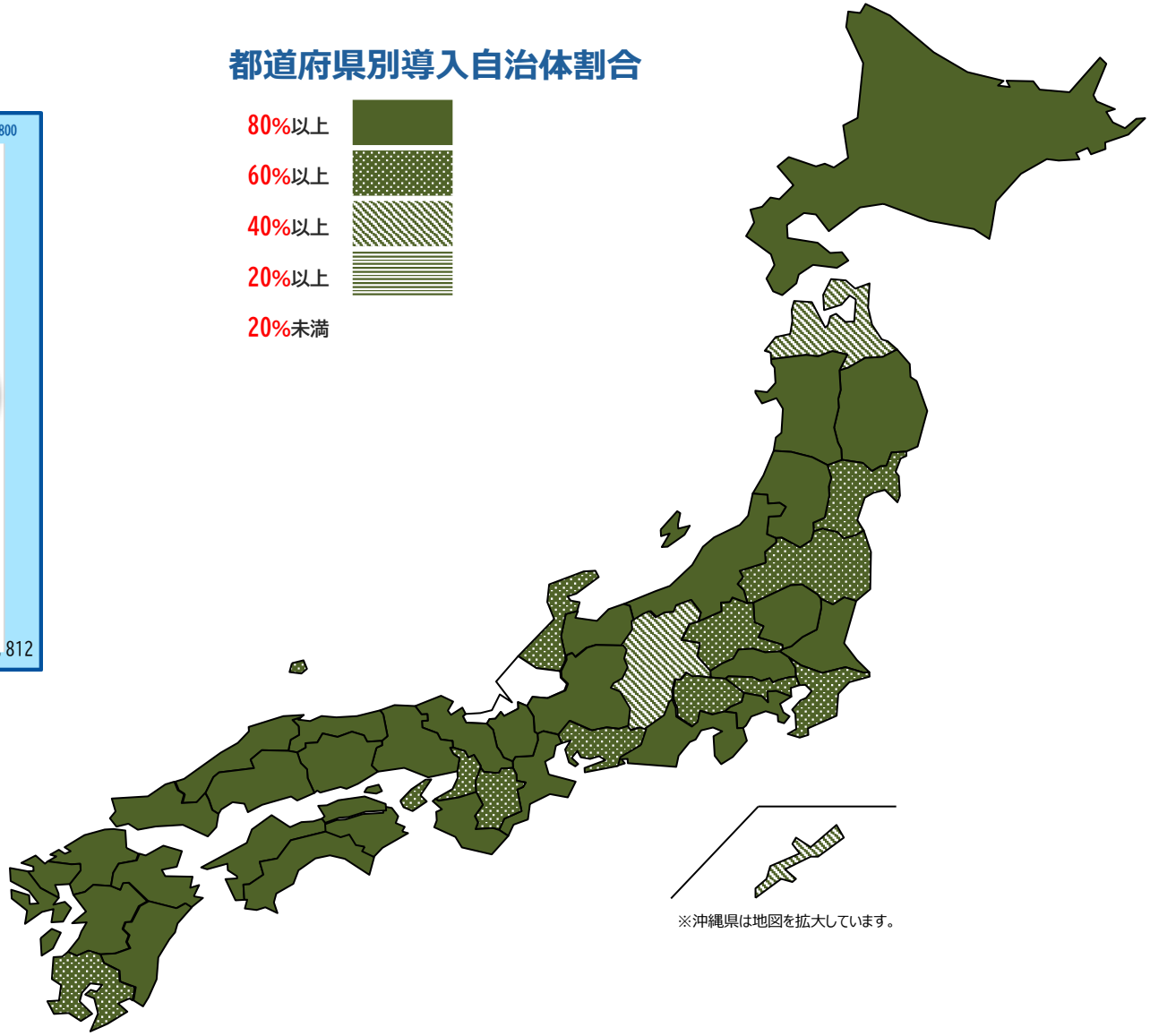
令和７年５月１日
時点

コミュニティ・スクールを導入している自治体数：**1,523**自治体
（42都道府県、16指定都市、1,446市区町村、19学校組合）
全国の自治体のうち、**84.1%**がコミュニティ・スクールを導入　※自治体とは、公立学校設置者のこと。

コミュニティ・スクールを導入している自治体数



都道府県別導入自治体割合



コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは、同規定に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

体験活動の現状等について

体験活動

体験活動に関する近年の動向

○ 少子化や子供たちの生活の多様化、家庭環境の変化等により、子供の体験活動の場や機会は減少傾向となっている。
○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、子供の体験活動の減少に拍車がかかっている。

体験活動の定義、効果・意義、現状

Ⅰ 体験活動の定義

○ 体験活動とは「**体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として体験するものに対して意図的・計画的に提供される体験**」(H19中教審答申)
○ 体験活動は、具体的には、「**生活・文化体験活動**」、「**自然体験活動**」、「**社会体験活動**」に分類(H25中教審答申)。
※企業等による職場体験や科学体験、国際交流体験、読書活動等も含まれる。

Ⅱ 体験活動の効果・意義

○ 自尊感情、自己肯定感、自律性、協調性、積極性といった非認知能力の上昇、物事に対する意欲の向上
○ 体験活動を提供する企業における、社員の所属する企業の社会的役割の再認識、労働意欲の向上 等

Ⅲ 子供の体験活動の現状

自然体験に関する行事に参加した子供の割合の減少

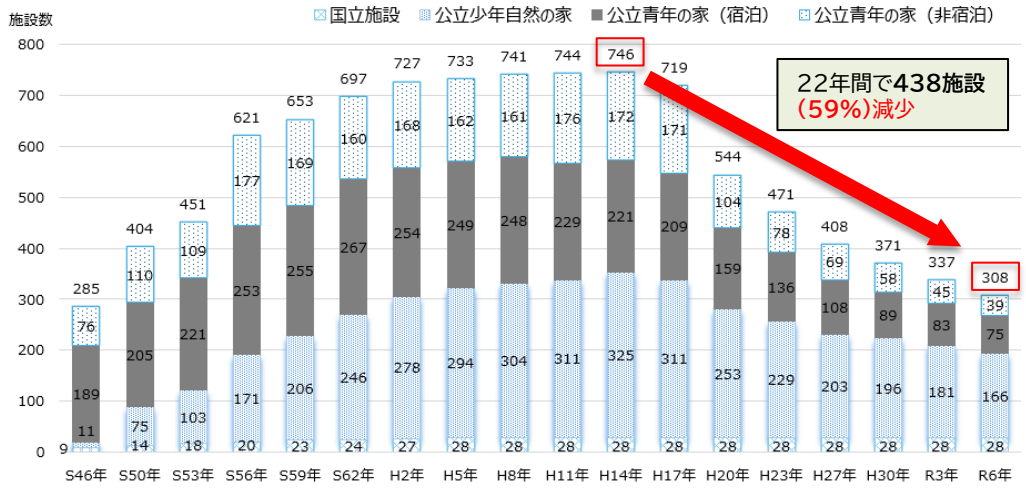
学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供(小学1年～6年生)の割合(%)は、令和元年度から令和4年度の3年間で50.0%から36.7%に減少



(独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査」)

青少年教育施設の減少

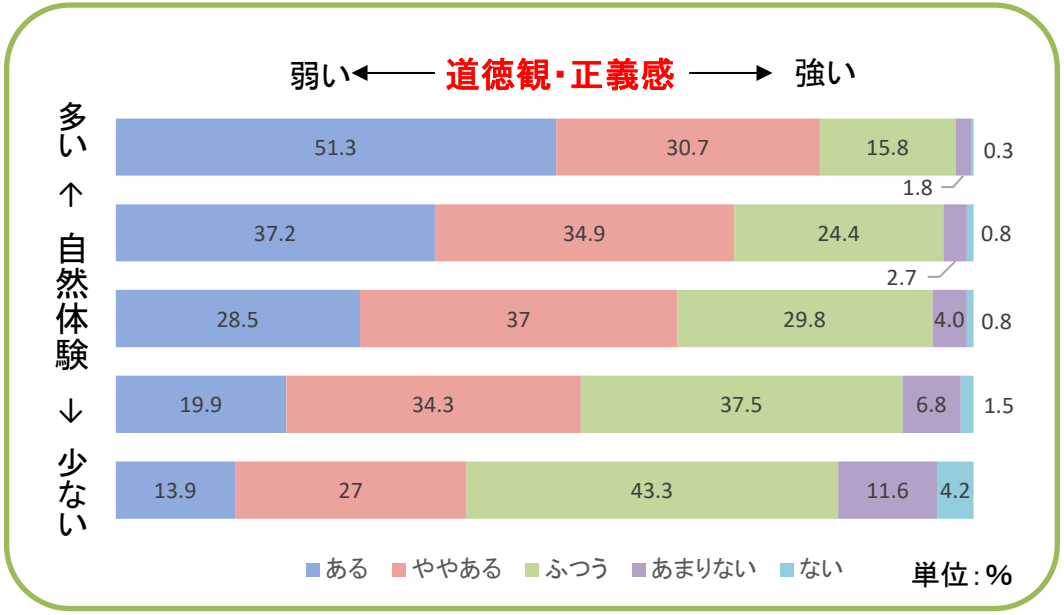
国公立青少年教育施設数は平成14年度の746施設をピークに、年々減少を続け、令和6年度には308施設に減少

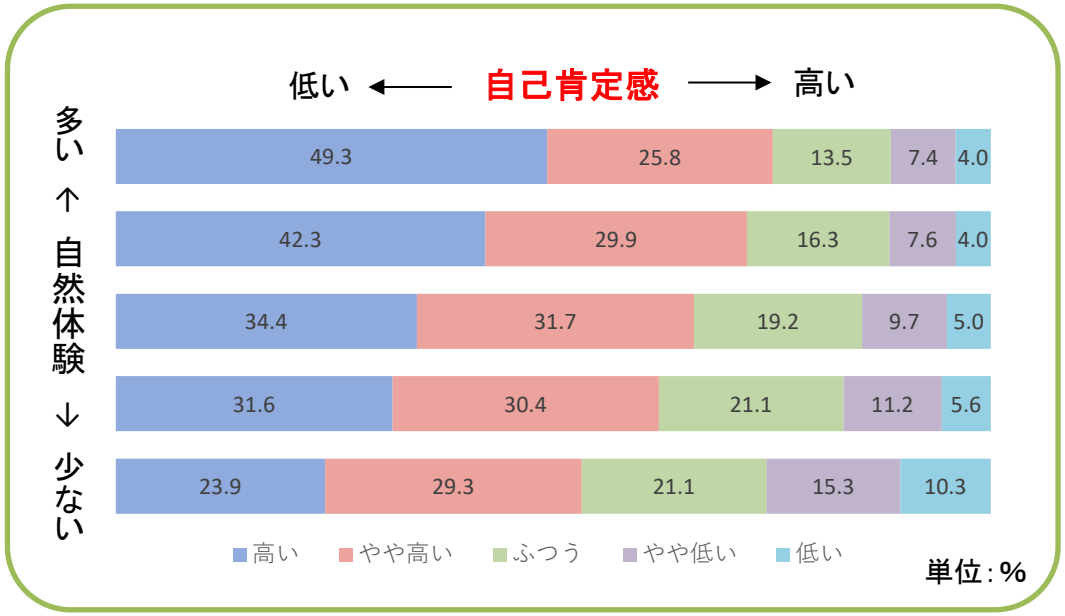


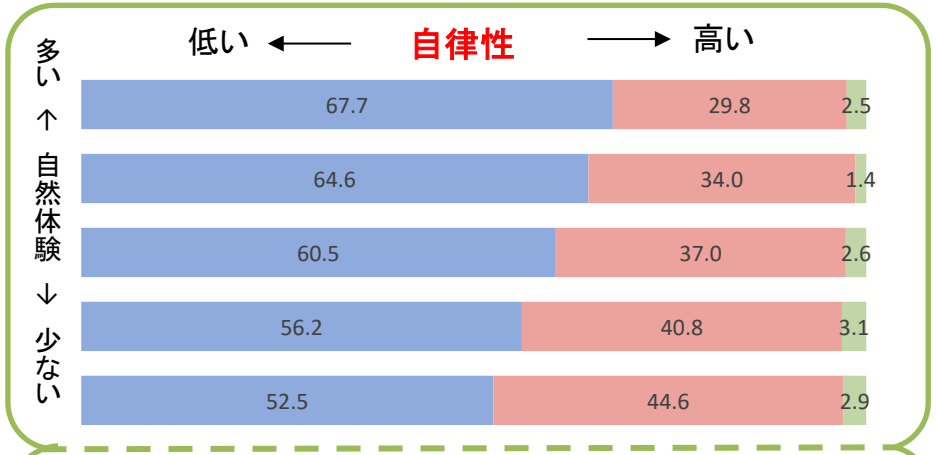
(文部科学省「社会教育調査」)

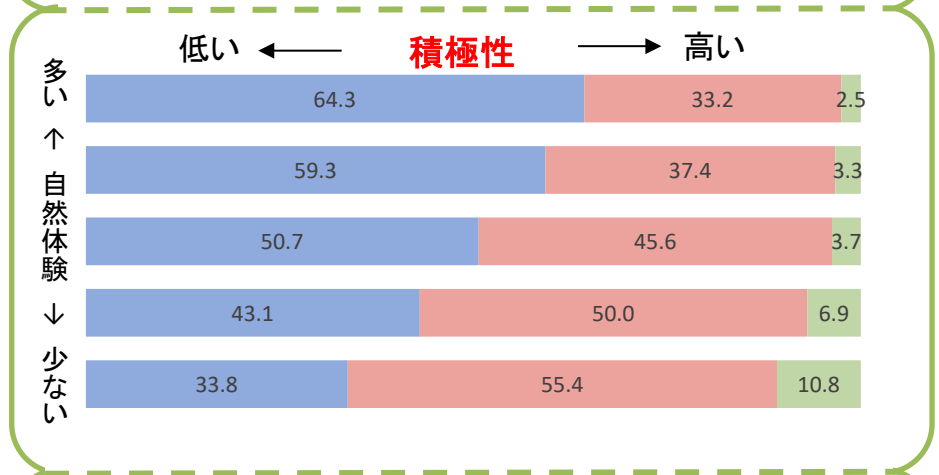
自然体験活動の効果

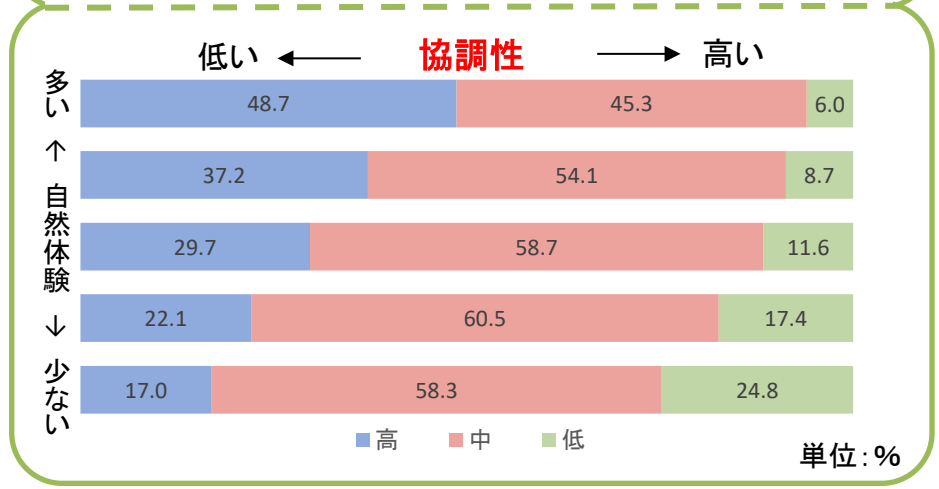
自然体験を多く行った者ほど、自己肯定感・自律性・協調性・積極性などの非認知能力が高く、道徳観・正義感が強い傾向にある。











（出典）独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和4年度調査）」

議題３：新たな役割を踏まえた他分野と社会教育との連携方針について

- **地域コミュニティに着目した他府省の施策例** P.25
- **地域課題に関する取組がまちづくりにつながった例**（社会教育との連携の効果）
  ..... P.26~27

地域コミュニティに着目した他府省の施策例

農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）形成推進事業（農林水産省）

中山間地域等において、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援。

＜事業の内容＞

１．農村RMOモデル形成支援

① **活動着手支援型**
農村RMOの裾野を拡げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、**農村RMOの形成につなげる取組**を支援します。
【事業期間：１年、交付率：定額（上限200万円）】

② **一般型**
むらづくり協議会等による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る**将来ビジョン策定**、ビジョンに基づく**調査、計画作成、実証事業**等を支援します。
【事業期間：上限３年、交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））】
※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年標準額600万円
※新規地区の採択は、令和8年度まで

③ **地域連携型**
農村RMOの活動の定着に向けた**活動継続計画の策定**や、**地方公共団体等と連携した実証事業等**を支援します。
【事業期間：上限４年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】

２．農村RMO形成伴走支援
農村RMO形成を効率的に進めるため、**中間支援組織の育成**等を通じた都道府県単位における**伴走支援体制の構築**や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う**全国プラットフォームの運営**を支援します。
※対象地域：８法指定地域等
※下線部は拡充事項

＜事業の流れ＞

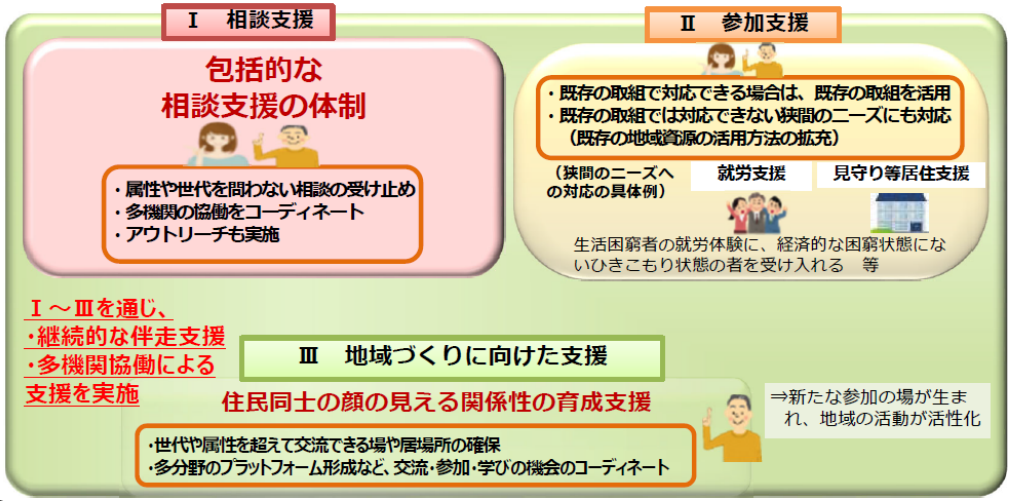
国 →（定額、1/2以内）→ 都道府県 →（定額、1/2以内）→ 地域協議会（１の事業）
国 →（定額）→ 都道府県、民間団体（２の事業）

＜事業イメージ＞



重層的支援体制整備事業（厚生労働省）

市町村が、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応した包括的な支援体制を整備するため、「Ⅰ 相談支援（市町村による断らない相談支援体制）」「Ⅱ 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業を創設
※令和2年社会福祉法改正により、令和3年4月から開始



地域運営組織の形成・運営（総務省）

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

地域運営組織に対する支援等

○**地域運営組織に関する調査研究**
・実態把握調査
・先進事例調査 等

○**全国セミナー**
・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出

○**地方財政措置（普通交付税・特別交付税）**
１.住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
（１）地域運営組織の運営支援
（２）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
２.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】




地域運営組織の活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。
・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



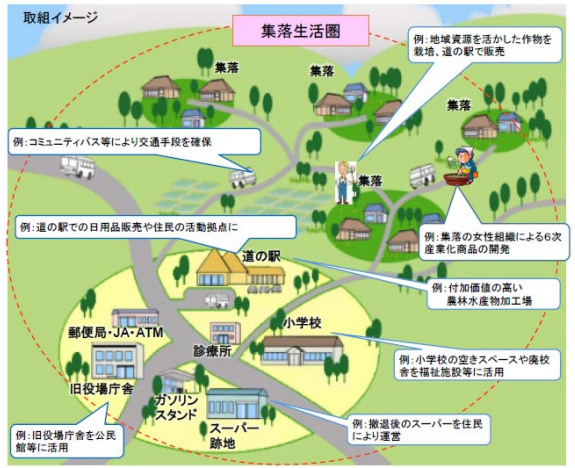
（特非）ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける移動販売サービスを実施。
・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、高齢者の見守りの機能も果たしている。



「小さな拠点」の形成支援（内閣府）

人口減少や少子高齢化が著しい中山間地域等でも安心して暮らし続けられるよう、地域住民自らが主役となり、地方公共団体やNPOなどの各種団体と協力して生活サービスを確保するための取組である「小さな拠点」づくりを推進。




日用品等の販売

ガソリンスタンドの運営

産直市場の運営
カフェ・サロンの運営

移動手段の確保（公共交通）
買い物代行・宅配・見守りサービス

地域課題に関する取組がまちづくりにつながった例（社会教育との連携の効果）

出典：しまねのふるさと教育（島根県教育庁社会教育課）

しまねの

ふるさと教育

“ふるさと”しまねを学びの原点に

しまねに学ぶ　しまねに育つ









島根県教育庁社会教育課

子どもがのびる

ふるさと教育で 地域も子供も“グングン”のびる！

学校・地域で

地域の特色を活かした体験活動でたくましく成長！
地域のひと・もの・ことから愛着・誇り・貢献意欲とともに
幅広い学力・実行力を育む！



学年（成長）に応じた様々な活動を展開

子どもも大人も元気に！

農場・加工場も子どもたちの大切な学び場。経験・体験が将来の“生きる力”に！



日登の郷では「地域づくりは人づくりから」をモットーに、子ども達のために学校と連携を密にし、①放課後居場所活動②学習支援活動③単身高齢者訪問福祉活動など、ふるさと（地域）の中で心豊かに育てるための種をまき、次代の担い手づくりに取り組んでいます。
（地域自主組織 日登の郷 佐藤弘之会長）

地域の声

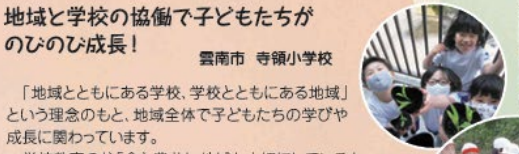
地域と学校の協働で子どもたちがのびのび成長！

雲南市　寺領小学校

「地域とともにある学校、学校とともにある地域」という理念のもと、地域全体で子どもたちの学びや成長に関わっています。

学校教育の柱「食と農」は、地域も大切にしているキーワード。講師・ボランティアとして地域住民が活躍し、農園・加工場などの施設も子どもたちの学びの場となっています。

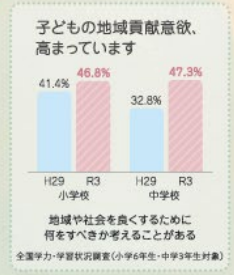
地域全体の関わりによって、学年（成長）に応じた作物に触れることができ、また、生産・加工・販売に至るまで「食と農」に関わる一貫した学びが実現しています。



地域活動にすすんで参加！日頃の感謝を伝えます！

子どもたちが打った蕎麦を地域の高齢者に配布するなど、子どもたちの地域貢献意欲も高まっています。







地域独自の「預かり保育」が誕生！

このような学校と地域の密接な連携が実を結び、寺領小学校に通わせたい保護者と、子どもたちの成長にいつまでも関わりたいという地域住民の願いから、地域独自で寺領幼稚園児の預かり保育が開始されました。地域と学校がともにふるさと教育に取り組むことが地域活性化につながっています。

地域のボランティア延べ1,504人（R2）
児童数（60人）の約25倍！



地域の偉人である加藤歌一郎先生の教えをもとに、各学年や全校での農業体験を通して、地域への愛着を高めています。

地域の方とふれあいながら学んだことを自信につなげて、子どもたちはのびのびと成長しています。
（内藤まり子校長）



学校の声

地域課題に関する取組がまちづくりにつながった例（社会教育との連携の効果）

出典：しまねのふるさと教育（島根県教育庁社会教育課）

学びが深まる　各地域で特色あるふるさと教育が行われています



松江市　内中原小学校　5年生

堀川再発見プロジェクト

POINT
- 五感を使った体験による主体的な学び
- PTAや地域住民など幅広い関わり

ふだん何気なく見ている堀川に地域住民の協力を得て実際に入ったり、調べ学習を行い、自分たちに出来ることを考え発表したりしました。ヌルヌルした泥の中に足や手を突っ込み生き物を見つける体験は子どもたちにとって貴重な機会となっています。

五感を使って実際に自分たちで体験することにより、子どもたちの堀川への興味・関心が高まるとともに、主体的に調べてまとめる学びにつながりました。





美郷町　邑智小学校　5年生

山くじら（イノシシ）学習



POINT
- 地域課題を活かした多様な学び
- 多くの人の主体的な関わり

地域の課題となっている獣害対策を題材にして、生き物の生態や正しい作物の管理、山くじらの加工などを実際に体験しています。生き物の生態や人間との関わりなど命をテーマにした学びは理科や道徳へとつながり、加工品の流通を学ぶことは経済を知る機会になっています。

学校・住民・企業・行政が目的や子どもたちに感じてほしいことを共有しながら進めており、地域の活力となっています。





吉賀町　柿木中学校　1～3年生

竹灯籠で棚田をPRしよう



POINT
- ふるさと教育による自発的な地域貢献
- 地元の様々な仕事を知る機会を提供

ふるさとで暮らす・起業する人材を育てるため、吉賀町の様々な仕事や地域の伝説などについて、講話・フィールドワーク・体験を通じて実践的な学びを行っています。講師は地域の人が担い、大人と子どもが一緒に考え行動するための機会になっています。

生徒は、自分たちにできることとして、学びの中で訪れた大井谷の棚田入口に「竹灯籠」を飾って道行く人にアピールし地域貢献したいという思いから、地域の人に指導してもらいながら竹灯籠を作成・設置しました。





知夫村　知夫小中学校　中学部3年生

だんだん物語プロジェクト



POINT
- 実践につなげるふるさと教育
- 地域の伴走支援による深い学び

高齢者の方の人生の思い出をまとめた1冊の本を作る過程で、地域の方からお話を聞く、福祉施設に行きコミュニケーションの練習を行うといった機会を持ちました。これらの学習を通して、相手に寄り添う・相手を知ることが出来る力を生徒が身に付けるとともに、高齢者は家族との会話が増えたという課題解決にもつながりました。





このプロジェクトは、これまでの8年間の学びを実践へとつなげるために、課題解決プロジェクトとして実施し、地域の関係者が伴走者としてサポートすることで深い学びへと結びついています。

学びがチカラに　ふるさと教育をきっかけに活躍する若者たち

関乃五本松節の後継者育成に貢献したい



小坂 すずさん（19歳）

松江市美保関町出身
浜田市在住
島根県立大学2年生

中学校で出会った関乃五本松節

中学校のふるさと教育で地元に伝わる民謡「関乃五本松節」に出会い、その面白さに惹かれ、すぐに友達と一緒に保存会に入会しました。保存会で高齢者施設を訪問した際、歌を聞いて涙する方がいて、益々のめり込みました。



一歩踏み出す力が身に付いた

ふるさと教育のおかげで「関乃五本松節」に出会い、何事にも挑戦することの大切さや、「思う」だけでなく「行動する」力につながったと思います。

関乃五本松節を絶やさない

これからも地域を拠点に「関乃五本松節」の後継者の育成や、たくさんの人に訪れてもらえるようなまちづくりに関わっていきたいです。

玉湯で夢を叶える姿を子どもたちに見せたい



下山 嘉真さん（27歳）

松江市玉湯町出身・在住
観光協会玉造温泉支部
事務局次長/
TAMATSUCRAFT代表

地元の偉人になりたい！

勾玉づくり体験や川探検、まち新聞作成などがふるさと教育として記憶に残っています。まち新聞作成のテーマ選択の際に出会った郷土の地元の偉人たちの紹介を見て、自分もこのページに載りたいと強く思ったことを覚えています。

子どもたちの人生選択に寄り添う

地元出身の社会人を中心として立ち上げたグループ「T-ails（テイルズ）」では、子どもたちの進路や人生選択の相談相手のような存在を目指しています。

偉人への挑戦は続く

観光協会の仕事の傍ら、YouTuberやタレントとしても活動しています。自身の子ども時代のように、田舎を理由に夢を諦めてほしくないから、都会でなくても夢を実現できることを子どもたちに伝えていきたいです。



子どもと地域の懸け橋になりたい



幸増 悠佑さん（25歳）

大田市大田町出身・在住
大田市立大田小学校教諭

地域の見慣れた風景が財産

ふるさと教育では石見神楽の神楽面や石見銀山といった伝統文化について学習しました。地域にある見慣れた風景や文化がよそにはない特別なものだということを実感しました。

地域との関わりから教員の道へ

地域のことを知ったことで、高校時代に中高生の地域貢献グループ「大田JOいんつ♪」の立ち上げに関わり、その活動を通じて地域の方々と触れ合う中でふるさと教育の重要性を認識し、教員の道を選びました。大学の卒論でもふるさと教育をテーマに取り上げ研究を行いました。

ふるさと教育を通じて地域を元気に

子どもと地域を繋げることで子どもの世界を広げるとともに、子どもの地域課題に対する発想を地域に還元し、地域を元気づけるような教育活動を展開していきたいです。



あなたの思いや**経験を伝える**ことが
子どもたちの**確かな成長**と、
未来を担う人材の育成につながります。

Let's enjoy "ふるさと教育"

島根県教育庁社会教育課

TEL.0852-22-6876　FAX.0852-22-6218
Mail：shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp
〒690-8502　島根県松江市殿町１番地

○社会教育法

（昭和二十四年六月十日）
（法律第二百七号）
第五回特別国会
第三次吉田内閣

改正　昭和二五年　五月一〇日法律第一六八号
同　二六年　三月一二日同　第　一七号
同　二七年　六月　六日同　第一六八号
同　二八年　八月一四日同　第二一一号
同　二九年　六月　三日同　第一五九号
同　三一年　六月三〇日同　第一六三号
同　三二年　五月　二日同　第　九五号
同　三四年　四月三〇日同　第一五八号
同　三六年　六月一七日同　第一四五号
同　三六年一〇月三一日同　第一六六号
同　三八年　六月　八日同　第　九九号
同　四二年　八月　一日同　第一二〇号
同　五三年　四月二四日同　第　二七号
同　五六年　五月一九日同　第　四五号
同　五七年　七月二三日同　第　六九号
同　五八年一二月　二日同　第　七八号
同　五九年　五月　一日同　第　二三号
同　六〇年　七月一二日同　第　九〇号
同　六一年一二月二六日同　第一〇九号
平成　二年　六月二九日同　第　七一号
同　一〇年　六月一二日同　第一〇一号
同　一一年　七月一六日同　第　八七号
同　一一年一二月二二日同　第一六〇号
同　一三年　七月一一日同　第一〇五号
同　一三年　七月一一日同　第一〇六号
同　一五年　七月一六日同　第一一七号
同　一五年　七月一六日同　第一一九号
同　一八年　六月　二日同　第　五〇号
同　一八年一二月二二日同　第一二〇号
同　一九年　六月二七日同　第　九六号
同　二〇年　六月一一日同　第　五九号
同　二三年　六月二二日同　第　七〇号
同　二三年　六月二四日同　第　七四号
同　二三年　八月三〇日同　第一〇五号
同　二三年一二月一四日同　第一二二号
同　二四年　八月二二日同　第　六七号
同　二五年　六月一四日同　第　四四号
同　二六年　六月二〇日同　第　七六号
同　二七年　六月二四日同　第　四六号
同　二八年　五月二〇日同　第　四七号
同　二九年　三月三一日同　第　　五号

令和　元年　五月二四日同　第　一一号
同　元年　六月　七日同　第　二六号
同　四年　六月一七日同　第　六八号

社会教育法をここに公布する。

社会教育法

目次

第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　社会教育主事等（第九条の二―第九条の七）
第三章　社会教育関係団体（第十条―第十四条）
第四章　社会教育委員（第十五条―第十九条）
第五章　公民館（第二十条―第四十二条）
第六章　学校施設の利用（第四十三条―第四十八条）
第七章　通信教育（第四十九条―第五十七条）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（平一八法一二〇・一部改正）

（社会教育の定義）

第二条　この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（平二四法六七・一部改正）

（国及び地方公共団体の任務）

第三条　国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2　国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3　国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（平一三法一〇六・平二〇法五九・一部改正）

（国の地方公共団体に対する援助）

第四条　前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあっせんを行う。

（昭三六法一六六・平一三法一〇六・一部改正）

（市町村の教育委員会の事務）

第五条　市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一　社会教育に必要な援助を行うこと。

二　社会教育委員の委嘱に関すること。

三　公民館の設置及び管理に関すること。

四　所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

五　所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

六　講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

七　家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

八　職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。

九　生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十　情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

十一　運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十二　音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

十三　主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四　青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五　社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六　社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
十七　視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
十八　情報の交換及び調査研究に関すること。
十九　その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務
2　市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
3　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。
（昭二八法二一一・昭三四法一五八・平一一法八七・平一三法一〇六・平二〇法五九・平二九法五・令元法二六・一部改正）
（都道府県の教育委員会の事務）
第六条　都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。
一　公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
二　社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
三　社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
四　市町村の教育委員会との連絡に関すること。
五　その他法令によりその職務権限に属する事項
2　前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。
3　特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。
（昭二八法二一一・昭三六法一六六・昭四二法一二〇・平一一法八七・平二〇法五九・平二九法五・令元法二六・一部改正）
（教育委員会と地方公共団体の長との関係）
第七条　地方公共団体の長は、その所掌に関する必要な広報宣伝で

視聴覚教育の手段を利用することその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2　前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

（昭三六法一六六・平一三法一〇六・令元法二六・一部改正）

第八条　教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

第八条の二　特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2　特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（令元法二六・追加）

第八条の三　特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

（令元法二六・追加）

（図書館及び博物館）

第九条　図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2　図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章　社会教育主事等

（昭二六法一七・追加、平二九法五・改称）

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二　都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2　都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

（昭三四法一五八・全改、昭五七法六九・一部改正）

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

第九条の三　社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2　社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3　社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

（昭二六法一七・追加、平二〇法五九・一部改正）

（社会教育主事の資格）

第九条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一　大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ　社会教育主事補の職にあつた期間

ロ　官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ　官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二　教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三　大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四　次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

（昭二六法一七・追加、昭二九法一五九・昭三四法一五八・昭三六法一四五・平一一法一六〇・平一三法一〇六・平二〇法五九・一部改正）

（社会教育主事の講習）

第九条の五　社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2　受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（昭三四法一五八・全改、平一一法一六〇・一部改正）

（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第九条の六　社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

（昭三四法一五八・追加、昭六一法一〇九・平一一法一六〇・一部改正）

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七　教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2　地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項に

つき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

（平二九法五・追加）

第三章　社会教育関係団体

（昭二六法一七・旧第二章繰下）

（社会教育関係団体の定義）

第十条　この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第十一条　文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2　文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

（平一一法一六〇・一部改正）

（国及び地方公共団体との関係）

第十二条　国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（審議会等への諮問）

第十三条　国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（昭三四法一五八・全改、昭五八法七八・平二法七一・平一一法一六〇・平二〇法五九・一部改正）

（報告）

第十四条　文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

（平一一法一六〇・一部改正）

第四章　社会教育委員

（昭二六法一七・旧第三章繰下）

（社会教育委員の設置）

第十五条　都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2　社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（平一一法八七・平一三法一〇六・平二五法四四・一部改正）

第十六条　削除

（平一一法八七）

（社会教育委員の職務）

第十七条　社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一　社会教育に関する諸計画を立案すること。

二　定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三　前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2　社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3　市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（昭三四法一五八・平二六法七六・一部改正）

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条　社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（昭二五法一六八・全改、昭三一法一六三・平二五法四四・一部改正）

第十九条　削除

（昭三四法一五八）

第五章　公民館

（昭二六法一七・旧第四章繰下）

（目的）

第二十条　公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第二十一条　公民館は、市町村が設置する。

2　前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3　公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（昭三四法一五八・平一八法五〇・一部改正）

（公民館の事業）

第二十二条　公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

一　定期講座を開設すること。

二　討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

三　図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
四　体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
五　各種の団体、機関等の連絡を図ること。
六　その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。
（昭二八法二一一・平一一法八七・一部改正）
（公民館の運営方針）
第二十三条　公民館は、次の行為を行つてはならない。
一　もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
二　特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
2　市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。
（　　の部分は「営利事業」とすべきものと思われる。）
（公民館の基準）
第二十三条の二　文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。
2　文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。
（昭三四法一五八・追加、平一一法一六〇・一部改正）
（公民館の設置）
第二十四条　市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。
（昭三一法一六三・一部改正）
第二十五条及び**第二十六条**　削除
（昭四二法一二〇）
（公民館の職員）
第二十七条　公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。
2　館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
3　主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。
（昭三四法一五八・一部改正）
第二十八条　市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長）が任命する。
（昭三四法一五八・平一一法八七・平二六法七六・令元法二六・一部改正）
（公民館の職員の研修）
第二十八条の二　第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。
（昭三四法一五八・追加）

（公民館運営審議会）

第二十九条　公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2　公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

（昭三四法一五八・平一一法八七・一部改正）

第三十条　市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2　前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（昭三一法一六三・平一一法八七・平一三法一〇六・平二三法一〇五・令元法二六・一部改正）

第三十一条　法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

（平一一法八七・一部改正）

（運営の状況に関する評価等）

第三十二条　公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平二〇法五九・全改）

（運営の状況に関する情報の提供）

第三十二条の二　公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（平二〇法五九・追加）

（基金）

第三十三条　公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けることができる。

（昭三八法九九・一部改正）

（特別会計）

第三十四条　公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

（昭三一法一六三・一部改正）

（公民館の補助）

第三十五条　国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2　前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭三四法一五八・全改）

第三十六条　削除

（昭三四法一五八）

第三十七条　都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

（昭三八法九九・平一一法一六〇・一部改正）

第三十八条　国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

一　公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

二　公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになつたとき。

三　補助金交付の条件に違反したとき。

四　虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

（法人の設置する公民館の指導）

第三十九条　文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

（昭三一法一六三・平一一法一六〇・一部改正）

（公民館の事業又は行為の停止）

第四十条　公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会（特定公民館にあつては、当該市町村の長）、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2　前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

（昭二八法二一一・昭六〇法九〇・昭六一法一〇九・令元法二六・一部改正）

（罰則）

第四十一条　前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。

（昭二八法二一一・昭六〇法九〇・昭六一法一〇九・令四法六八・一部改正）

（公民館類似施設）

第四十二条　公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2　前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

第六章　学校施設の利用

（昭二六法一七・旧第五章繰下）

（適用範囲）

第四十三条　社会教育のためにする国立学校（学校教育法第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に

関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）又は公立学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

（平一五法一一七・平一五法一一九・平二四法六七・一部改正）

（学校施設の利用）

第四十四条　学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2　前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長若しくは理事長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。

（平一一法一六〇・平一五法一一七・平一五法一一九・平一九法九六・平二四法六七・平二八法四七・令元法一一・一部改正）

（学校施設利用の許可）

第四十五条　社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2　前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第四十六条　国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第四十七条　第四十五条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第一項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2　前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

（社会教育の講座）

第四十八条　文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立

学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

2　文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。

3　社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校、中学校又は義務教育学校において開設する。

4　第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

（昭三六法一四五・平一五法一一七・平一五法一一九・平一九法九六・平二四法六七・平二七法四六・平二八法四七・一部改正）

第七章　通信教育

（昭二六法一七・旧第六章繰下）

（適用範囲）

第四十九条　学校教育法第五十四条、第七十条第一項、第八十二条及び第八十四条の規定により行うものを除き、通信による教育に関しては、この章の定めるところによる。

（昭三六法一六六・平一〇法一〇一・平一三法一〇五・平一九法九六・一部改正）

（通信教育の定義）

第五十条　この法律において「通信教育」とは、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基き、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。

2　通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならない。

（通信教育の認定）

第五十一条　文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定（以下「認定」という。）を与えることができる。

2　認定を受けようとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣に申請しなければならない。

3　文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第十三条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

（昭二七法一六八・昭五八法七八・平二法七一・平一一法一六〇・平一八法五〇・一部改正）

（認定手数料）

第五十二条　文部科学大臣は、認定を申請する者から実費の範囲内において文部科学省令で定める額の手数料を徴収することができる。ただし、国立学校又は公立学校が行う通信教育に関しては、この限りでない。

（昭五三法二七・昭五六法四五・昭五九法二三・平一一法一六〇・平一五法一一七・一部改正）

第五十三条　削除

（昭二七法一六八）

（郵便料金の特別取扱）

第五十四条　認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

（通信教育の廃止）

第五十五条　認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2　前項の許可に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

（平一一法一六〇・一部改正）

（報告及び措置）

第五十六条　文部科学大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

（平一一法一六〇・一部改正）

（認定の取消）

第五十七条　認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したときは、文部科学大臣は、認定を取り消すことができる。

2　前項の認定の取消に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

（平一一法一六〇・一部改正）

附　則　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

5　この法律施行前通信教育認定規程（昭和二十二年文部省令第二十二号）により認定を受けた通信教育は、第五十一条第一項の規定により、認定を受けたものとみなす。

附　則　（昭和二五年五月一〇日法律第一六八号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二六年三月一二日法律第一七号）

1　この法律は、教育公務員特例法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百四十一号）施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和二六年六月一六日）

2　改正後の社会教育法第九条の四の規定の適用については、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）若しくは旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得した者とみなす。

（平一一法一六〇・一部改正）

附　則　（昭和二七年六月六日法律第一六八号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二八年八月一四日法律第二一一号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和二九年六月三日法律第一五九号）　抄

1　この法律は、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和二九年一二月三日）

附　則　（昭和三一年六月三〇日法律第一六三号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。

附　則　（昭和三二年五月二日法律第九五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和三四年四月三〇日法律第一五八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（社会教育主事等の経過規定）

2　この法律の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない市町村にあつては社会教育主事を、現に社会教育主事補の置かれていない市にあつては社会教育主事補を、この法律による改正後の社会教育法第九条の二の規定にかかわらず、市にあつては昭和三十七年三月三十一日までの間、町村にあつては政令で定めるところにより、政令で定める間、それぞれ置かないことができる。

（社会教育法の一部を改正する法律の一部改正）

4　前項の規定の施行の日前に、同項の規定による改正前の社会教育法の一部を改正する法律附則第六項の規定により社会教育主事の職にあつた者は、この法律による改正後の社会教育法第九条の四の規定にかかわらず、社会教育主事となる資格を有するものとする。

附　則　（昭和三六年六月一七日法律第一四五号）　抄

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十四号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和三六年六月一七日）

附　則　（昭和三六年一〇月三一日法律第一六六号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和三八年六月八日法律第九九号）　抄

（施行期日及び適用区分）

第一条　この法律中目次の改正規定（第三編第四章の次に一章を加える部分に限る。）、第一条の二の改正規定、第二条第三項第八号の改正規定、第二百六十三条の二の次に一条を加える改正規定、第三編第四章の次に一章を加える改正規定、附則第二十条の二の次に一条を加える改正規定及び別表の改正規定並びに附則第十五条から附則第十八条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分に限る。）、附則第二十五条（地方開発事業団に関する部分に限る。）及び附則第三十五条の規定（以下「財務以外の改

正規定等」という。）は公布の日から、普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金に関する改正規定並びに附則第四条、附則第五条第一項、第二項及び第四項、附則第六条第一項並びに附則第八条の規定（以下「予算関係の改正規定」という。）は昭和三十九年一月一日から、その他の改正規定並びに附則第二条、附則第三条、附則第五条第三項、附則第六条第二項及び第三項、附則第七条、附則第九条から附則第十四条まで、附則第十九条から附則第二十三条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分を除く。）、附則第二十五条（地方開発事業団に関する部分を除く。）並びに附則第二十六条から附則第三十四条までの規定は同年四月一日から施行する。

附　則　（昭和四二年八月一日法律第一二〇号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和五六年五月一九日法律第四五号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和五七年七月二三日法律第六九号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和五八年一二月二日法律第七八号）

1　この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2　この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附　則　（昭和五九年五月一日法律第二三号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　（昭和六〇年七月一二日法律第九〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（昭和六一年一二月二六日法律第一〇九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第六条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第八条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八条　この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成二年六月二九日法律第七一号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、平成二年七月一日から施行する。

附　則　（平成一〇年六月一二日法律第一〇一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則　（平成一一年七月一六日法律第八七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定　公布の日

（国等の事務）

第百五十九条　この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が

法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条　施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2　前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条　新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条　政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）　抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条　中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2　改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第千三百三条　改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第千三百四十四条　第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一

月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定　公布の日

附　則　（平成一三年七月一一日法律第一〇五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（平成一三年七月一一日法律第一〇六号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（平成一五年七月一六日法律第一一七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一五年七月一六日法律第一一九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一六年四月一日）

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一八法律五〇）　抄

（罰則に関する経過措置）

第四百五十七条　施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百五十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一八年六月二日法律第五〇号）　抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二〇年一二月一日）

（平二三法七四・旧第一項・一部改正）

附　則　（平成一八年一二月二二日法律第一二〇号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（平成一九年六月二七日法律第九六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一九年政令第三六二号で平成一九年一二月二六日から施行）

附　則　（平成二〇年六月一一日法律第五九号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（社会教育法の一部改正に伴う経過措置）

2　この法律の施行の日前に第一条の規定による改正前の社会教育法第九条の四第一号ロに規定する社会教育に関係のある職で文部科学大臣の指定するものにあった期間は、第一条の規定による改正後の社会教育法第九条の四第一号ロに掲げる期間とみなす。

附　則　（平成二三年六月二二日法律第七〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日＝平成二三年八月三〇日）

附　則　（平成二三年六月二四日法律第七四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第

六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第百三条、第百五条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第百七条、第百八条、第百十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第百十六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第百十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第百二十条（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第百二十一条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第百三十九条の三、第百四十一条の二及び第百四十二条の改正規定に限る。）、第百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第百四条及び第百九条の二の改正規定に限る。）、第百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第百四十五条、第百四十六条（被

災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。）、第百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定を除く。）、第百五十七条、第百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第百六十九条、第百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第百十九条、第百二十一条の二並びに第百二十三条第二項の規定　平成二十四年四月一日

（平二三法七〇・平二三法一二二・一部改正）

（罰則に関する経過措置）

第八十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、

当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二三年一二月一四日法律第一二二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定　公布の日

―――――――――――――

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二四法律六七）抄

（罰則に関する経過措置）

第七十二条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二四年八月二二日法律第六七号）　抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成二七年四月一日）

一　第二十五条及び第七十三条の規定　公布の日

―――――――――――――

附　則　（平成二五年六月一四日法律第四四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章　移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「／第六章　移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）／第六章の二　特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二条（民生委員法第四条

の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定　平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二六年六月二〇日法律第七六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条及び第二十二条の規定　公布の日

（社会教育法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　附則第二条第一項の場合においては、前条の規定による改正後の社会教育法第十七条第一項及び第二十八条の規定は適用せず、前条の規定による改正前の社会教育法第十七条第一項及び第二十八条の規定は、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第二十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成二七年六月二四日法律第四六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二八年五月二〇日法律第四七号）　抄

附　則　（平成二八年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附　則　（平成二九年三月三一日法律第五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和元年五月二四日法律第一一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附　則　（令和元年六月七日法律第二六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

――――――――――――

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）　抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

２　刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条　懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条　懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

２　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりな

お従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条　この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行日＝令和七年六月一日）

一　第五百九条の規定　公布の日

参考資料７

教育基本法　平成 18 年法律第 120 号
※下線、太字は引用者による

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章　教育の目的及び理念

（教育の目的）
第一条　教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）
第二条　教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
一　幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
二　個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
三　正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
四　生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
五　伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）
第三条　国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）
第四条　すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければな

らず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
2　国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
3　国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章　教育の実施に関する基本

（義務教育）
第五条　国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
2　義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
3　国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
4　国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

（学校教育）
第六条　法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
2　前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

（大学）
第七条　大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
2　大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

（私立学校）
第八条　私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

（教員）

第九条　法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

２　前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適性が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

（家庭教育）

第十条　父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（幼児期の教育）

第十一条　幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

（社会教育）

第十二条　個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

２　国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携　協力）

第十三条　学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

（政治教育）

第十四条　良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

２　法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

（宗教教育）

第十五条　宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

２　国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動を

してはならない。

第三章　教育行政

（教育行政）

第十六条　教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

２　国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

３　地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

４　国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

（教育振興基本計画）

第十七条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章　法令の制定

第十八条　この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。